

# ローマ属州総督の秕政と善政 (一)

——「ローマの平和」成立の一条件を探る——

高 田 邦 彦

## 序 論

### 。人類と戦争

平和は万人の希求する理想的生活様態であると一般に考えられているが、人類の歩み五千年の歴史を繙くと、平和な時代がいかに稀れであったかを否応なしに思い知らされて、慥然とならざるを得ない。

数年前に日本で翻訳書が刊行されたフランスのジャン・バコン (Jean Bacon) の『戦争症候群』<sup>(注)1</sup>によると、紀元前四九六年から紀元後一八六一年までの三、三、三五八年間のうち、三、〇一八年は戦争があり、戦争がなかったのは僅か二

(注) 1 Bacon, Jean; Les saigneurs de la guerre. 1981.

標題の原意は『戦争の屠殺者ども』。

七七年に過ぎなかったという。<sup>(注)2</sup> この計算が正しければ、古代オリエントの最強力王朝の出現から近代の帝国主義時代の開幕に至る全期間に亘って、平和の期間は戦争の期間の僅か十一分の一に過ぎなかったということになる。

さらに同書によると、グリーヴス陸軍少佐の調査の結果、紀元前三六〇〇年から現在に至るまでの五、六〇〇年間に、この地球上で一四、五四二回の戦争が行なわれたという。<sup>(注)3</sup> ここで少佐の意味する戦争概念が、果たして主権を有する諸国家間の戦争のみを指すものか、それとも諸部族間の局地的な小競合いをも含むものか一向に明瞭でなく、科学的厳密さを欠くものであるとしても、とに角人類最古のシュメル人の都邑がメソポタミアに出現した有史草創の時代から二十世紀の今日に至るまで、約一万五千回という膨大な戦争が行なわれ、そして恐らく何億という人命が失われたという事実は、理性的存在を以て自任しているわれわれの度胆を抜くに十分である。

このような具体的数値を示されると、われわれは十七世紀の思想家トマス・ホブズ(Thomas Hobbes)が述べた「人間は人間にとって狼である(homo homini lupus)」というあの暗鬱な言葉を、紛れもない真実であると認めざるを得ない気持ちになる。古く紀元前四千年紀のシュメル人の都市国家からして、その発展を促す起動力となったのは、敵意をむき出しにした諸国家の競合や抗争であって、決して相互の平和的交渉や協力でなかったことを、最近の発掘調査の結果が教えてくれる。人類文化の師表と仰がれるあの古代ギリシア人でさえも、その活動の全期間において諸都市国家間の血腥い戦争を体験していたのであって、かれらの言う「平和(eirēnē)」とは単に恒常的な戦闘状態の中断を意味するに過ぎず、決して絶対的な無事平穩の状態を指すものではなかった。ペロポネネーソス戦争の最中にリュシストラテ(反戦夫人)という女性の口を藉りて平和への願いを語ったアリストファネス(Aristophanes)のささやかな声も、戦争に狂奔する市民らの怒号にかき消されて、何ひとつ捗々しい実を結ばなかったのだ。<sup>(注)4</sup> 東洋文化の中心と目される中国では、前六世紀の諸子百家の間に庶民出身の墨子が出て、徹底した非戦と博愛の思想を唱えた

が、その声は周末の戦国時代に杜絶えて、以後二千年間その衣鉢を継ぐ者はなかった。三百万年前の大昔に、東アフリカの高原地帯で猛獣との血みどろの闘いを余儀なくされたわれわれ人類の闘争本能が、猛獣との生存競争に勝ち残ったのちも根強く残って、その矛先を今度は同胞に対して向け続けているのであろうか。

動物比較行動学を創始したドイツのコンラート・ローレンツ (Konrad Lorenz) によれば、野生の鳥獣は同種の仲間に対する攻撃本能を無制限に行使せず、相手が降伏の意思表示をすれば殺さないのが習性であって、降伏の意思表示をした相手をなおも徹底的に殺戮するのは、人間だけであるという。<sup>(注)5</sup> その原因を考察してかれは、攻撃本能の無制限な行使が野生の鳥獣にとっては種の絶滅に繋る怖れがあるため、本能的にそれを抑制する機能が働くが、人間は言語

(注) 2 この記事は、Jahns, Max: Über Krieg, Frieden und Kultur, eine Umschau. 1893. から引用したという。紀元前四九六年は、エジプト新王国第十八王朝の女王ハト・シェプストとその義子トウト・メス三世の共同統治の第八年に当たり、紀元後一八六一年はヨーロッパでイタリア王国の成立、アメリカで南北戦争の勃発の年、日本では桜田門外の変の翌年に当たる。なぜこれらの紀年が選ばれたのか、理由は全く不明である。

(注) 3 グリーヴズ少佐の調査結果は、次の書物に記載されているという。

Clarke, Robin: The Course to the Death or the Technocracy of the War. 1972.

(注) 4 アリストプァネスには、平和を勧告した次のような戯曲がある。

『平和』(Εἰρήνη) 前四二一年。

『リュシストラテ』(Λυσιστράτη) (別名『女の平和』) 前四二一年。

(注) 5 Lorenz, K.: Das sogenannte Böse. Zur Naturgeschichte der Aggression. 1963. (邦訳、『攻撃——悪の自然誌』、日高敏隆、久保和彦訳、みすず書房。一九七〇年刊)

Lorenz, K.: Die acht Todsünden der zivilisierte Menschheit. 1973. (邦訳、『文明化した人間の八つの大罪』、日高敏隆、大羽更明訳、思索社、一九七三年刊)

を發明して相手に意思を伝え、文化を發展させて理性に頼る存在となったため、本能的な抑止機能を喪失したのであるという。それが事実とすれば、恐ろしいことである。人類は、核兵器を發明した今日こそ、野生動物的な種属保存本能に立ち帰って、直ちに戦争行為を抑止することが望ましいが、核兵器の出現後四十年経っても依然として攻撃的態度を改めないのは、先祖伝来の闘争本能のみ温存されて、しかも動物的抑制本能と人間的理性のいずれも満足に機能しないという中途半端な状態にあるためであろう。それにまた、こうも考えられる。人間が野生鳥獣以上に情容赦のない残酷な存在であるのは、恐らく野生鳥獣が個体と種属の保存(すなわち食物と異性の獲得)というごく単純な闘争原因を持つのに対して、人間のみが実に複雑多様な闘争原因を持ったため、相互に敵意や怨恨を野放図に増幅させて、容易には相手を許し得なくなるためではなからうか。

#### 。戦争の発生原因

人間の闘争原因の複雑多様さを究明するため、試みに有史以来の過去五千年間に行なわれた大規模な闘争(諸民族・諸国家間の戦争や、一民族・一国家内の内乱・反乱)を取り上げて、その発生原因を分類してみよう。尤も、大規模な闘争のもつ複雑な性格や関係資料の不足、証言・証拠の一面性などのために、その発生原因を明確に整理分類することは不可能に近いが、一応現在の研究成果に基づいてこれを行なえば、大凡次の四種類に分類できるように思われる。

(一) 経済的原因——これは人間がもつ最も基本的な個体・種属保存本能(食欲、時には性欲)と、物欲とに根差すものである。まず(イ)食物・衣類・住居の獲得など、必要最低限の生存条件の確保に始まり、次いで(ロ)文化生活に必要な嗜好品・奢侈品など高級物産を求めての植民地の獲得へと進み、遂には(ハ)大規模な経済的利権の拡大を目指す帝国主義的世界分割へ至る。

(2) 政治的原因——これは本来、個体・種属維持のための防衛本能に基づくものと考えられるが、やがて権勢欲や名誉欲が絡んでくると、攻撃本能に転換する。(イ) 小規模なものは、個人や集団の政治的野心による政権獲得あるいは王位継承に留まるが、(ロ) 大規模なものは部族・民族間の覇権争奪へと進み、(ハ) 最終的には民族の膨張・発展による帝国樹立へと至る。

(3) 感情的原因——これは人間の精神作用中の情意(あるいは心情)に関わるものである。古くから、(イ) 部族・民族間の感情的対立、ひいては怨恨による対外報復があり、また(ロ) 民族的感情による他民族支配の排除がある。特に後者は、近代以降ナショナリズムの昂揚によって、世界各地の民族解放運動として現われている。

(4) 思想的原因——これは情意の上に知性の加わった、やや高度な精神作用に由来するものである。古くから(イ) 宗教信仰上の対立として、異宗教間の勢力争いや同一宗教内の宗派的抗争、異端狩りがあり、また近代以降は、(ロ) 政治的イデオロギーの対立として、自由・平等・友愛などの政治的理念の実現を目指す闘争や、第一次大戦以後のファシズム・共産主義をめぐる闘争がある。思想的原因による闘争は、知性が加わるだけに、単なる感情本位の対立よりも不寛容で残忍である。

戦争原因は大体以上の四種類に尽きると思うが、もちろんこれ以外に種々の原因を唱える人が居ないわけではな

(注) 6 シュライエルマッヘル(Schleiermacher)は宗教活動の本質を「絶対帰依の感情」に置いて、宗教を情意作用のひとつの現われと見なすが、ここでは原始的な自然宗教や低級な呪術宗教を戦争原因から除外し、高度な知的操作を経て基本的教義を確立した民族宗教や世界宗教のみを対象とする。

い。有名なのは「クレオパトラの鼻」というパスカル(Pascal)の警句である。<sup>(注)7</sup>パスカルは人間存在の空しさを知るために、愛の原因と結果を考えてみるように勧め、人間にとって得体の知れぬほど小さな愛というものが、結果的には王たちや軍隊を動かすと述べ、「クレオパトラの鼻がもし短かかったら地球の全表面は変わっていたらう」と結んでいる。つまり男女のささやかな恋愛が、地球を震撼させるような大戦争の原因であると見做すのだが、しかし実際はクレオパトラが鼻の短い不美人であったとしても、やはりカエサルはエジプトを征服したのである。アントーニウスはオクターウィアヌスと地中海世界の覇権を賭けて争ったであろう。戦争の真の原因は、世人の目を眩惑する華やかな現象の背後に隠れているのであって、クレオパトラの鼻ひとつでは何も動きはしない。

同じく東洋では、前三世紀の秦の『呂子春秋』に、少女の些細な遊戯から楚呉両国の戦争が起こった話が述べられている。<sup>(注)8</sup>楚と呉の国境の卑梁という所で、呉の少女と遊んでいた楚の少女が、突き倒されて怪我をする。少女の父は呉の少女の父へ抗議に出かけ、口論の末相手を殺す。怒った呉の村人は大挙して楚の村へ押しかけ、少女の一家を皆殺しにする。楚の大夫は復讐のため呉の村を攻めて、老弱を問わず虐殺する。それを聞いて怒った呉王夷昧は公子光の軍隊を派遣し、楚の鶏父<sup>けいふ</sup>を攻めて大将潘子臣以下の将士を虜にし、本国へ引き上げたという。この話の集録者は、大規模な軍事行動の原因が少女の喧嘩もしくは一家の怨恨ということを通じて、治国の要諦は初めを知ることにあると力説したのであるが、しかし戦争の真の原因は常日頃から相手の領土を窺窺する両国の政治的野心にあったので、少女の喧嘩だけでは何も起こりはない。第一次大戦の前夜、ボスニアの都サライエボでセルビアの一青年がオーストリア皇太子夫妻を暗殺したあの不幸な事件が、単に大戦の切掛けを作ったに過ぎないと、この話はよく似ている。

さて以上のように分類してみても驚くことは、人間がほとんどすべての本能的欲望と意識的作用とを動機として、戦

争を行ないうる存在であるという、痛ましい事実である。人間の本能的欲望としては、(個人的に強弱の差はあっても)すべての人に食欲・性欲・物欲・権勢欲・名誉欲・知識欲などが備わっていると考えられるが、これらの中、知識欲を除くいずれもが、戦争の発生原因たり得るのである。また人間の意識的精神作用には、知情意の三種があるというのが古典的な観念論哲学の分類法であるが、そのいずれもが戦争を誘発する重要な因子となっており、とりわけ人間特有の知性が、闘争本能に左右されがちな情意を抑制するどころか、それを促進・激化する役割を演じやすいという事実には、失望のほかはない。このようなわけで人類は、単に個体・種属の保存本能のみに駆られて闘争する野生鳥獣に較べて、遥かに大規模かつ執拗・残忍な戦争を敢行する、きわめて特異な存在になったものと考えられる。

。戦争の分類

それではここで、人類の歴史に残る主要な戦争を、(内乱・反乱をも含めて)以上四種類の原因別に分類してみよう。実を言えば、この四種類中のただ一種の原因から起こった戦争は比較的稀れであって、ほとんど大部分は二種ないし三種の原因の絡み合いから生じているようである。二、三の実例を挙げると、十六世紀後半のオランダ独立戦争は、スペイン王権の専制的支配に対するネーデルラント住民の政治的解放運動であるが、同時にフェリーペ二世の

(注) 7 Pascal, Blaise: Pensées. 162.

なおパスカルには、これと似通った意味をもつ「クロムウエルの砂粒」(176)という警句もある。

(注) 8 『呂子春秋』卷十六、先識見第四、察微。この書は、秦の宰相呂不韋が、門下・食客三千人を集めて編纂させた、当時の学説知識の綜録である。

(注) 9 十九世紀後半の心理学の発達以後は、むしろ知と情意(あるいは心情 Gemüt)の二種に分類するのが通例だが、この場合は、いずれに考えても結果は同じである。

トリック信仰強制に対するプロテスタント教徒の宗教的自由獲得の闘争でもあり、また世界的植民帝国の経済的權益の独占に対する新興商業民族の利権割取の挑戦でもあった。十七世紀半ばのイギリスの清教徒革命は、ステュアート王権の絶対主義に対する有産市民層の政治的自由確保の闘争であるが、同時にイングランド国教会信仰の強要に対する新教派清教徒の福音的信仰保持の抵抗でもあり、また封建的な領主やギルドの経済的利益の独占を打破しようとする新興産業資本家層の抗争という意味をも含んでいた。十八世紀後半のアメリカ合衆国の独立戦争は、宗主国イギリスの専横な支配に対するニューイングランド植民地住民の感情的反撥を端緒とするが、表向きは「自由」の理念を麗々しく掲げた政治的自立を目指してのイデオロギー闘争であり、付随的には王党派イギリス人の財産や權益をそっくり没収する経済的効果をも画策するものであった。さらに二十世紀の現代になると、両度の世界大戦において明白に看取されるように、種々の原因より生じた複数の戦争が複雑に絡み合っていて、戦争の性格を一刀両断的に分析することは全く不可能である。ごく大雑把に見ても、第一次世界大戦の原因としては、バルカン半島の權益を争奪するスラヴ民族（ロシアとセルビア）とゲルマン民族（オーストリアとドイツ）の政治的・経済的・感情的対立、世界的植民帝国の覇権を死守する老大国イギリスとこれに挑戦する新興ドイツ第二帝国の政治的・経済的対立、さらには普仏戦争の勝者ドイツに対してその報復を狙うフランスの民族主義的敵愾心などが考えられる。第二次世界大戦の原因としては、ブロック経済政策を採用して世界恐慌を乗り切ろうとする先進植民帝国英仏米と独自の生存圏 (Lebensraum) を設定してこれに割り込もうとする中進勢力独伊日の経済的対立、統制主義・独裁主義・全体主義を標榜するファシズム国家独伊日に対して自由主義・民主主義・個人主義を擁護する英仏米のイデオロギー的対立、ソ連の共産主義の国際的拡大に対しこれの阻止に躍起となる反共グループ独伊日の政治的・理念的対立、それに第一次大戦後の仏英の苛酷な賠償取立てを恨むドイツ第三帝国の報復心、などが考えられる。



このように近年になるほど複雑な動機が絡んでいて、いずれの種類にも分類し難い戦争が多いが、敢て独断の謗りを顧みず、比較的性格の明瞭なものを主体に分類すれば、概ね次の様になろう。(括弧内の数字は、世紀を表わす。)

(1) 経済的原因。

(イ) 食物・衣類・住居の獲得など、必要最低限の生存条件の確保。

a、遊牧民族——農耕定住民族の社会に対する侵入・略奪・征服。

メソポタミア北部の先住民村落に対するアッカド(Akkad)人の侵入(前四〇)。ゲティウム(Gutium)人の侵入によるアッカド王朝の滅亡(前二二)。南メソポタミアのシュメル(Sumer)人都邑に対するアムッル(Amurru)人の侵入とバビロン第一王朝の建設(前一九)。エジプトに対するヒュクソス(Hyksos) (フツリ Hurri)人を主体とする混成遊牧民族)の侵入と第十三王朝の建設(前一九)。インド北西部に対するアリア人の侵入とインダス文明諸都市の滅亡(前十五)。中国の歴代王朝に対する塞外民族の侵入、すなわち秦・前漢・後漢王朝に対する匈奴(前三—後一)、晋王朝に対する五胡(匈奴・鮮卑・羯・氏・羌)(四—五)。ヨーロッパに対するフン族の侵入(五)。なお北宋王朝に対する契丹(遼)(十一—十二)と女真(金)(十二)、南宋王朝に対する蒙古(元)(十三)、明王朝に対する女真(清)(十七)などは、遊牧民の侵入征服というよりは、むしろ民族の政治的発展の範疇に入れるべきものであろう。アラビア人によるイスラーム帝国の建設(七—八)や、トルコ人によるセルジューク(Seljuk)朝(十一—十二)・オスマーン(Ottoman)帝国(十三)の建設なども、同様のものと考えられる。

b、海上民族——既存の定住社会に対する侵入・略奪・征服。

ハッティ(Hatti)王国に対する東地中海の「海の民」の侵入・征服(前十三)。ロシア・フランス・イギリス・

シチリア島に対するノルマン人(Víking Viking)の劫掠と征服(九—十二)。元・明王朝に対する倭寇の侵入・略奪(十三—十六)、など。

c、農耕民族——農民一揆など、下層民の反乱。

中国では、新を倒した赤眉の乱(後一)、後漢末の黄巾の乱(二)、唐末の黄巢の乱(九)、元末の紅巾(白蓮教徒)の乱(十四)、清末の太平天国の乱(十九)、などがある。但し後二者は、異民族支配に対する漢民族の感情的反撥という要素も大きいようである。ヨーロッパでは、フランスのジャックリー(Jacquerie)の乱(十四)、イギリスのワット・タイラー(Wat Tyler)の乱(十四)、ドイツの大農民戦争(十六)、フランス大革命勃発時の「農民の革命」(十八)、などがある。日本では加賀の一向一揆(十五)や島原の乱(十七)がある。

(ロ) 文化生活に必要な嗜好品・奢侈品など、高級物産を求めての植民地の獲得。

a、近代以降のヨーロッパ人の世界進出。

ヨーロッパは緯度的位置が北に偏り過ぎて天然の物産に恵まれぬため、その住民は他大陸(特に温・熱帯地方)の貴重な産物を、異常に欲しがった。その結果、ポルトガルの東方貿易拠点の奪取(十六)。スペインのアステカ(Azteca)王国・インカ(Inca)帝国の征服(十六)。オランダの東南アジア征服(十七—十八)、イギリス・フランスのインド侵略(十八)、など。フランスがイギリスに敗れたあと、イギリス人はインドにおいてマイソール(Mysore)戦争・マラータ(Maratha)戦争・シク(Sikh)戦争(十八—十九)を行なってこれを征服し、ビルマに対してはビルマ戦争(十九)、中国に対してはアヘン戦争・アロー(Arrow)戦争(十九)によって、侵略を進めた。フランスはインドシナへ進出(十九)。北アメリカ大陸では、イギリス・フラ

ンスが競って侵略を推し進めた(十七ー十八)。  
b、先進国同士の植民地争奪戦。

最も派手に戦われたのは、英仏植民地百年戦争(十七ー十九)である。これはヨーロッパでの英仏の抗争(プアルツ Pfalz 戦争・スペイン継承戦争・オーストリア継承戦争・七年戦争・ナポレオン戦争)と同時並行的に行なわれているので、政治的性格も強い。アメリカ大陸における両者の対決は、ウィリアム王戦争・アン女王戦争・ジョージ王戦争・フレンチ・インディアン(French-Indian)戦争と呼ばれている。

(ハ) 大規模な経済的利権の拡大を目指す帝国主義的世界分割。

a、一八七五年、イギリスがスエズ運河会社の株式を買収してアフリカ大陸の侵略に乗り出したのを皮切りに、フランス・ベルギー・ドイツ・イタリアなどヨーロッパ列強がアフリカ大陸全土を蹂躪し、一九一二年、イタリアのトリポリ(Tripoli)征服(伊土戦争)を以て一応終結した。これと並行してアジアでは、イギリスがインドのムガル(Mughal)帝国を併合、フランスがインドシナ諸国を併合、ロシアが満州を侵略、さらに列強は日清戦争で敗北した中国から、租借地を割取した。バルカンから西アジアにかけては、列強が老朽化したオスマン帝国に襲いかかって、一寸刻みに領土を挽ぎ取った。十九世紀末には、アメリカ合衆国と日本が列強の仲間入りをし、前者はキューバ・フィリッピン(米西戦争)、それにハワイを併合し、後者は朝鮮を併合した。

b、この過程で行なわれた列強同士の抗争を見ると、時代は少々遡るが、クリミア(Crimea)戦争・アフガン(Afghan)戦争があり、帝国主義時代にはいって、露土戦争・ブーア(Boer)戦争・日露戦争がある。最後にバルカン戦争を経て、第一次世界大戦へ突入して行く。

c、第一次大戦後もなおこの趨勢は続き、アジアでは満洲事変以後の日中戦争、アフリカではイタリアのエチオピア征服がある。そして日中戦争の延長線上に日米戦争（いわゆる太平洋戦争）がある。

(2) 政治的原因。

(イ) 個人や集団の政治的野心による政権獲得、あるいは王位継承。

この実例は枚挙に遑ないが、目ぼしいもののみを拾い上げれば、中国では、諸王朝建設のための戦いのほかに、挫折したものととして、前漢王朝に対する呉楚七国の乱（前二）、晉王朝下の八王の乱（後四）、唐王朝に対する安史の乱（八）、元王朝下のハイドゥ（Khaidu）の乱（十三）、清王朝に対する三藩の乱（十七）、などがある。日本では、源平の戦い（十二）、建武の中興（十四）、信長・秀吉の天下統一（十六）、家康の関ヶ原・大阪の陣（十七）、戊辰戦争（十九）があり、挫折したものととして、承平・天慶の乱（十）、応仁の乱（十五）、西南戦争（十九）などがある。ヨーロッパではフランス大革命などの市民革命があるが、これには経済的・思想的要素が複雑に混入して居て、この範疇に加えない方が無難である。挫折したものととして、ドイツの騎士戦争（十六）、フランスのフロンド（Fronde）の乱（十七）、などがある。

王位継承戦争としては、中国に靖難の変（十五）、日本に壬申の乱（七）がある。ヨーロッパでは込みいった諸王朝間の姻戚関係のため、この種の悶着が極めて多く、その規模も国際的に拡大したものが多い。ノルマンディー公ウィリアムのイギリス征服（十一）、英仏百年戦争（十四—十五）、イギリスのバラ戦争（十五）、スペイン継承戦争（十八）、オーストリア継承戦争（十八）、など。

(ロ) 部族・民族間の覇権争奪戦。

この種の実例も無数にあるが、主要なものを例示すれば、エジプト新王国とハッティ王国のカデシュ（Kadesh）

の戦い(前十三)、カルデア(Khaldea)王国のアッシリア王国征服(前七)、アテーナイ・スパルタ間のペロポネネーソス戦争(前五)、スパルタ・テーバイ間のレウクトラ(Λευκτορα)の戦い(前四)、ローマ・カルターゴ間のポエニ(Poeni)戦争(前二—一)、ヴェネツィア・ジェノーヴァ間の抗争(後十三—十四)、スペイン・イギリス間のアルマダ(Armada)戦争(十六)、プロイセン・オーストリア間の普墺戦争(十九)、プロイセン・フランス間の普仏戦争(十九)、そしてイギリス・ドイツ間の第一次世界大戦(二〇)、など。日本では、前九年の役(十一)が、これに当たるであろうか。

(ハ) 民族の膨張・発展による帝国樹立。

いわゆる英雄の外征は、ほとんどがこれに該当する。ダレイオス(Dareios)大王(とクセルクセス Xerxes 一世)のギリシア侵攻(ペルシア・ギリシア戦争)(前五)、アレクサンドロス大王のオリエント遠征(前四)、カエサル・ガッリア征服(前一)、カール大帝のランゴバルド(Langobardi)征服とイベリア(Iberia)征討(八)、チンギス・ハン(Chinghis Khan)の中央アジア遠征(十三)、ティムール(Timur)の中央アジア帝国設立(十四)、ルイ十四世の侵略(南ネーデルラント継承戦争・オランダ侵略戦争・プアルツ戦争・スペイン継承戦争)(十七—十八)、ナポレオンのヨーロッパ大陸征服(第二次・第三次大同盟戦争・イベリア半島戦争・ロシア遠征など)(十八—十九)。そして恐らくヒトラーの第二次大戦(二〇)。日本では、秀吉の朝鮮侵略(文禄慶長の役)(十六)がこれに当て嵌まるであろうか。

(3) 感情的原因。

(イ) 部族・民族間の感情的対立、ひいては怨恨による対外報復。

アレクサンドロス大王のペルシア遠征(前四)、ローマに対するカルターゴのハンニバル(Hannibal)戦争(前

(三)、プロイセンに対するオーストリアの七年戦争(十八)、欧米列強に対する中国の北清事変(十九)、ドイツに対するフランスの第一次大戦(二〇)、フランスに対するドイツの第二次大戦(二〇)、イスラエルに対するアラブ諸国の中東戦争(二〇)、など。第二次大戦の末期にソ連が対日戦に参加したのは、スターリンの明言によると「日露戦争の仇討ち」という口実であったが、これを報復の範疇に含めるのは些か疑問であって、むしろ政治的・経済的戦略という性格の方が強かったと考えられる。

(ロ) 民族的感情による他民族支配の排除。

a、古くはシリア王国に対するユダヤ人のマッカバイオス(Makkabaiois)戦争(前二)、ローマ帝国に対するユダヤ戦争(後一)が名高い。ヨーロッパでは、オーストリアに対するスイスの独立戦争(十三—十四)、スペインに対するオランダの独立戦争(十六)があり、中国では前述の紅巾の乱(十四)がある。

b、近代に至ると、フランス大革命以後、民族的覚醒によるナショナリズムの昂揚が見られ、まずヨーロッパで、次いでアメリカ・アジア・アフリカの各地で、被抑圧民族の解放運動が頻発した。すなわち、ヨーロッパでは、ナポレオンに対する諸国民戦争、オスマーン帝国に対するギリシア独立戦争、オランダに対するベルギー独立戦争、オーストリア帝国に対するイタリア統一戦争、ロシア帝国に対するポーランドの独立反乱、そして二〇世紀にはいると、オスマーン帝国に対するスラヴ諸国(セルビア・モンテネグロ・ブルガリア・ギリシア)の第一次バルカン戦争がある。アメリカ大陸では、スペインに対するラテンアメリカ諸国(コロンビア・アルゼンティン・チリ・ボリビア、それにメキシコなど)の独立戦争があり、アジアでは中国の太平天国の乱、インドのセポイ(Sepoy)の反乱があり、アフリカではエジプトのアラビ・パシヤ(Arabi Pasha)の乱がある。

## (4) 思想的原因。

## (イ) 宗教信仰上の対立。

異宗教間の勢力拡大や、同一宗教内の宗派的抗争、異端狩りなどがあるが、とりわけ西アジアからヨーロッパにかけての一神教を信ずる民族に、この種の闘争が数多く見られる。すなわち、イスラーム教徒の聖戦 (Jihad) (七一八)、カール大帝のイベリア遠征 (九)、キリスト教徒の十字軍遠征 (十一—十三)、ドイツ皇帝に対するベメン (ボヘミア) のフス教徒 (Hussiten) の乱 (十五)、ドイツのシュマルカルデン (Schmalkalden) 戦争 (十六)、フランスのユグノー (Huguenot) 戦争 (十六)、三十年戦争 (十七)、イギリスの清教徒革命 (十七)、など。日本では、前述の島原の乱がこの性格を併有している。

## (ロ) 政治的イデオロギーの対立。

これは近代啓蒙主義以後の産物で、当初は自由・平等・友愛などの政治的理念の実現を目指す闘争であり、第一次大戦以後は、ファシズムや共産主義をめぐる闘争である。前者には、アメリカ合衆国独立戦争 (十八)、フランス革命時の大同盟戦争 (十八)、アメリカ合衆国の南北戦争 (十九) があり、後者には、スペイン内乱、独ソ戦争、中国内戦、朝鮮戦争、ヴェトナム戦争、などがある。

## 。現在の情勢。

以上、煩を顧みず長々と分類してきたが、これで高校の世界史教科書に記載されている程度の、比較的重要な戦争・内乱・反乱は、ことごとく取り上げたつもりである。この分類を終えての感想は、よくもまあ人類が昔から今に至るまで、似たような種類の闘争を性懲りもなく繰り返してきたものよという驚きであり、また過去の教訓が後代に全然生かされて来なかったという慨嘆である。いま試みに、これらの戦争の中で、今後起こりそうにない型の戦争が

あるかどうかを検討してみると、その結果は遺憾ながら悲観的と言わねばなるまい。なるほど植民地獲得競争は、犯罪的行為であるとの烙印を捺されて一応地球上から消滅したかに見えるが、その本質である経済的利権の争奪は貿易戦争に形を変えて今なお激しく戦われており、日本がその渦中の当事者（それも最大の悪玉）として世界の憎まれ者になっていることは、周知の事実である。民族の政治的野心による帝国の建設ないしは維持も、時代錯誤の悪行として特に後進諸国民から嫌厭されているが、米ソ両大国が過去の帝国の栄光を失うまいと悪足掻きして、今なお世界各地で無用の動乱を惹き起こしていることも、天下周知の事実である。民族の感情的怨恨による対外報復は、二十世紀とは縁遠い昔話であると思いたいが、中東戦争におけるイスラエルとアラブ諸国の激突やパレスチナゲリラのテロ行為の凄まじさは、目を覆うばかりである。また宗教信仰上の対立は前近代的な愚拳妄動と見なしたいが、インド亜大陸におけるヒンドゥー・イスラーム両教徒の紛争や、同じイスラーム内のイラン（主にシーア派 *Shi'a*）とイラク（主にスンニ派 *Sunni*）の熱い戦争は、今や泥沼状態と化していつ終熄するか予測もつかない。要するに第二次世界大戦以後四〇年を経ても、人類はあまり賢くなっておらず、過去に出揃った戦争のほとんどの銘柄が、依然として世界市場に豊富に出回っているという感じである。僅かにひとつだけ跡を絶ったと見られるのは王位継承戦争であるが、それでさえ人類が賢明になった結果ではなく、世界的に消滅する傾向にある国王という存在が（イギリスや日本の例で明らかかなように）政治的実権を失って、その継承を争うほどに魅力ある地位でなくなった結果に過ぎない。

。平和を志向する人間性。

さてここまでのところ、筆者はトマス・ホッブズの「自然状態における人間は互いに狼である」という悲観的命題に従って話を進めてきた。ホッブズ<sup>(注)10</sup>によれば、人間は本来平等なものであって絶対不可侵の生存権を持つが、その平等な人間が自己の生存のために一切のものを利用するならば、「万人の万人に対する闘争 (*Bellum omnium contra*



omnes)」に陥って、生存権自体が否定されることになる。この矛盾を救うために、理性の戒律としての自然法 (*lex naturalis*) が、社会契約によって自然権を制限すべきことを人々に命ずる。そして自然権の相互的放棄を保証するために、万人に勝る主権が設定されなければならない。こうしてホッブズは、社会契約思想によって、国王の絶対主権を擁護する結果になった。つまり上からの権力の押しつけによって国民の平和を確保する道を容認し、却って諸階級間の対立の激化に力を藉したのである。しかし一方ではこの社会契約思想を導入することによって、ホッブズとは異なる結論に至ったジョン・ロック (John Locke) のような思想家も居たのである。

ロックもまたホッブズと同じく、人間は本来平等なものであるという大前提から出発する。<sup>(注)11</sup> しかしかれの考える「自然状態における人間」は、平等であると同時に、独立かつ自由な存在であり、他者に服従または従属することを峻拒するのである。かれの人間は、ただ理性の戒律である自然法にのみ従うが、この自然法は平和と全人類の存続とを目的とするものであって、万人に対して、自己自身の維持と他者の生命・身体・自由・財産の尊重とを命ずる。その自然法の実現を可能ならしめるため、本来自由なる人間は社会契約を結んで、改廃可能な市民政府を組織する。こうして、最初ホッブズと同じ前提から出発したロックは、君主の絶対権の否定という正反対の結論に至り、当時澎湃として起こりつつあった市民革命に理論的正当性を賦与した。要するにかれの理論構成の中からは、人間が本来自己の永続を希求する平和的な存在であるという、ホッブズとは異なる楽観的命題が浮かび上がって来るのである。この命題もまた一面の真理であって、人類は本来そのような素質を持ち合わせているからこそ、闘争のみ目立つ修羅の歴史を繰り返しつつも、今日まで根強く生き延びてきたのだと言えよう。

(注) 10 Hobbes, Thomas: *Leviathan*. Chap. X Ⅲ～XIV.

(注) 11 Locke, John: *Two Treatises of Government*. Part II. *The True End of Civil Government*. Chap. II.

。「ローマの平和」と「徳川の泰平」。

従ってここでひとまず視点を変えて、永続的平和の実現した時代に集点を合わせてみよう。永続的平和という言葉から、われわれ日本人は徳川二百年の泰平を連想するが、ヨーロッパ人はローマ帝国二百年の平和、いわゆる「ローマの平和 (Pax Romana)」を連想するのである。絶え間ない戦乱によって彩られた人類の歴史にあって、この二つの長期的平和はまことに稀有の事例であると言わねばなるまい。しかも「徳川の泰平」は日本一国のみ、人口にして二、六〇〇万人、面積にして三〇万平方キロを覆う平和であったのに対して、「ローマの平和」は人口にして五、四〇〇万人、面積にして約三三〇万平方キロを覆う平和であり、徳川に較べて人口は二倍、面積は十一倍という、実に壮大な規模の平和であった。もっともその内容を検討してみると、「徳川の泰平」が文字通り平穏無事で動乱のない時代であったのに対して、「ローマの平和」は必ずしもそうでない。「徳川の泰平」においては、島原の乱の終結した一六三八年から、第一回長州征伐のあった一八六四年までの二二五年間に、小規模な争乱(一六五一年の「慶安の変」、いわゆる由比正雪・丸橋忠弥の乱)が唯ひとつ介在するだけであるのに対し、「ローマの平和」においては、広大な属州や保護王国で、特に紀元一世紀には相当数の民族的反乱が勃発し、皇帝の軍団と激しい戦闘を演じていて、到底平穏無事とは言えないのである。しかしながら、紀元前三〇年のオクターウィアヌスによるエジプト征服から、紀元後一六七年の上パンノニア (Pannonia) におけるマルコマンニー族 (Marcomanni) の反乱開始に至る一九七年間、帝国の中核をなすイタリア半島と地中海沿岸地方において概ね平和が保たれたという事実は、高く評価されねばなるまい。

一体にわれわれ日本人は、島国に閉じ込められた単一民族であるために、多民族の入り乱れて抗争するヨーロッパ人に較べて、遥かに多くの平和に恵まれており、それだけに平和の内容について評価の点数が辛いようである。日本史において闘争が目立つのは、源平の争い・建武の中興期・戦国時代から徳川の天下統一まで・幕末維新期のわずか

四時期に過ぎず、日本の叙事詩(軍記物)も講談・稗史の類も、その扱う題材はほとんどこの四時期に集中している。そして過去四百年間(一五八六年から一九八六年まで)の歴史を調べると、この期間に日本人の戦った戦争は、内乱・外征を合わせて都合十二回に過ぎない。<sup>(注)15</sup> この同じ時期にヨーロッパの先進諸国は、日本の数倍の頻度で戦争を行なっており、わけでも筆頭株のイギリスとフランスは八〇回以上という、目を剥くばかりの凄まじさである。このヨーロッパ人にとって、イタリア半島を中心とするローマ帝国中核地域の二百年の平和が、太平無事な黄金時代と思いなされるのは、理の当然であろう。チャールズワース<sup>(注)16</sup> (Charlesworth)は「ローマの平和」の先駆けをなした「アウグス

(注)12 人口は享保六年(一七二二年)の宗門人別帳による全国集計の数値で、これ以後幕末までほとんど変動がない。面積は蝦夷地(北海道)を除いたもの。

(注)13 初代皇帝アウグストゥスの死去した紀元後十四年における人口・面積を、ドイツのベロツホが推定したもの。(Beloch, K. J.: Die Bevölkerung der griechisch-römischen Welt. 1886.)

(注)14 紀元一世紀には、ローマ帝国の国境がまだ安定せず、辺境地方ではしばしば他民族との戦闘や属州民の反乱があった。主要なものを、以下に摘記する。後九年、ゲルマニアのアルミニウス(Arminius)の反乱。二一―二二年、ガッリア諸族の反乱。二六年、トラキア(Thracia)の反乱。三五年、四九―五〇年、パルティア(Parthia)王国との交戦。五二―五四年、アルメニア(Armenia)の戦争。六一―六二年、ブリタンニアのイケーニー(Iceni)族の女王ボウディッカ(Boudicca)の反乱。六六―七〇年、ユダヤ戦争。六八―六九年、ガッリア・ゲルマニアの大反乱。八五年、ブリタンニア北部カレドニア(Caledonia)諸族の反乱。(これらはタキトゥス Tacitus の諸著作に詳述されている。)

(注)15 内訳は、文禄慶長の役、関ヶ原の戦い、大阪の陣、島原の乱、長州征伐、戊辰戦争、西南戦争、日清戦争、日露戦争、第一次大戦、日中戦争、日米(太平洋)戦争。

(注)16 Charlesworth, M. P.: The Roman Empire. 1951. p. 27.

トゥスの平和(Pax Augusta)<sup>(注)17</sup>を褒めちぎって、次のように述べている。「内乱が終結し、新時代の到来が見られたこの時期、すなわち「アウグストゥスの平和」は、ローマ市民と属州民とを問わず、帝国の全住民にとって、目の当たりに見る素晴らしい天福であった。この新時代とは、正義と秩序と自由が支配するはずの時代であり、怒りを鎮めたローマの神々のもとにローマ国家がもう一度歩み始めるはずの時代であった。この平和はアウグストゥスが保証したように、(一度短い内乱によって中断されたが、)<sup>(注)18</sup>以後二百余年の間継続するはずで、その恩恵を西洋世界の広大な領域に行き届らせるはずであった」。この文章を書いているときチャールズワースの脳裏には、ローマ帝国と重なって、かれの母国大英帝国の姿が、——世界に跨る広大な植民地に近代文明を移植して、後進諸民族に恩恵と平和を施していたはずのあの大英帝国の姿が——、浮かんでいたのかも知れない。

しかし、このような「ローマの平和」に対する無条件的礼讃がある一方で、手厳しい批判があることもまた事実である。すでに十九世紀の中葉に、ドイツのローマ法学者イエーリング(Jehring)が、「ローマの平和」を「訓練されたエゴイズム」と扱き下ろしており、その後現代に至るまで「ローマの平和」を胡散臭い目で見ると否定的見解が跡を絶たない。「ローマの平和」則「ローマの支配」と解するならば、早くも「平和」の真只中である一世紀末に、ローマ最大の歴史家タキトゥス(Cornelius Tacitus)が、蛮族の指導者の口を借りて、痛烈な批判の声を放っている。この問題を論及する弓削達氏の諸論稿は、<sup>(注)19</sup>タキトゥスに始まって五世紀のアウグスティヌスに至るまでの、「ローマの支配」の本質論を展開しているので、今暫くこれを参照しつつ、考察を進めて行きたい。

### 。「ローマの平和」の本質

『年代記(Annales)』や『ゲルマニア(Germania)』の著者として有名なタキトゥスは、ローマ属州ガッリア・ナルボーネンシス(Gallia Narbonensis)の出身者であるが、同郷出身の偉大な政治家であり自身の岳父でもあるアグリ

コラ (Cn. Iulius Agricola) の伝記を書き残した。アグリコラは、悪名高い皇帝ドミティアヌス (Domitianus) の治世に属州ブリタンニアの総督に任ぜられ、思慮深い善政によってこの属州統治の基礎固めをした政治家でもあり、また属州北方のカレードニア (Caledonia) (現在のスコットランド) の諸族を征服してローマの支配領域を拡大した将軍でもあった。かれがカレードニアを攻撃したとき、諸部族の共通の危難を見て奮い立った指導者カルガクス (Calgacus) なる人物が、三万人の大軍勢を前にして行なったアジ演説は、(タキトゥスの創作であろうが、) 被支配者たる属州民の側から「ローマの平和と支配」の正体を発いたものとして、夙に著名である。さわりの部分のみを引用すると、<sup>(注)20</sup>

(注) 17 「平和」(Pax) という言葉は、アウグストゥスの地中海世界統一を象徴する女神を指すことから始まった言葉で、「アウグストゥスの平和」から「ローマの平和」という理念が導き出された。この女神を礼拝するための記念物が、前九年、ローマ市に建設された「平和の祭壇」(Ara Pacis) である。

(注) 18 紀元後六八年、皇帝ネロ (Nero) に対するヒスパニア・ナルボネンシス (Hispania Narbonensis) 総督ガルバ (Galba) の反乱に始まり、翌年オトロー (Otho) ・ウィテリウス (Vitellius) の抗争を経て、ウェスパシアーヌス (Vespasianus) の天下平定・皇帝就任に終る内乱を指す。

(注) 19 弓削達「ローマの地中海支配」(『歴史と人物』、中央公論社、一九七一年九月、所収)(一九八四年、『明日への歴史学』、河出書房新社、において、「ローマの平和」と改題)

同「支配・ローマ・自由」(『ヨーロッパ——経済・社会・文化』、創文社、一九七九年、所収)  
同「Ubi solitudinem faciunt, .....」(副題、「ローマの平和」と「現代の平和」)(『歴史評論』、三六九、一九八一年一月、所収)

(注) 20 引用は国原吉之助氏訳、『アグリコラ』(筑摩書房版、世界古典文学全集、第二二巻、『タキトゥス』所収、一九六五年刊)によった。

「この地球の掠奪者ども(ローマ人)は、あらん限り荒らし回って、土地がなくなると海を探し始めた。……もう東方の世界も西方の世界も、ローマ人を満足させることができないのだ。全人類の中でやつらだけが、世界の財貨を求めると同じ熱情でもって、世界の窮乏を欲している。彼らは破壊と殺戮と掠奪を、偽って「支配(imperium)」と呼び、荒涼たる世界(solitudo)を作り上げたとき、それをごまかして「平和(pax)」と名づける。……自分の子供や肉親らは、ローマの課す徴兵制度で奪われ、奴隷奉公するためにどこかへ運ばれて行かれる。……所有物や財産は貢物として取られ、畠やそこでの一年の収穫は、徴発用穀物とされる。われわれの体や手足すらが、森や沼地を切り開いて道をつくるために、鞭と虐待の中ですりへらされている。……」(30、31)

すなわち「ローマの平和」は、被治者から見る場合、ローマ人にとって都合のよい支配であり、その支配とは破壊であり殺戮であり掠奪であった。また徴兵であり奴隷化であり、財産や穀物の徴発であり、土木工事への徴用であった。これでは「ローマの恵み」どころか、戦争が及ぼす禍害と何ら選ぶ所がない。このカルガクスより二四年前には、ブリタンニアのイケーニー族(Icenii)の女王ボウディッカ(Boudicca)がローマの支配に対し反乱を起こしているが、タキトゥスの『年代記』の記述によると、女王はブリタンニア諸部族の大軍に訴えて、「私は王家と富のために戦うのではない。人民の一人として、奪われた自由と、鞭で打たれた体と、凌辱された娘の貞節のため、復讐するのである。」と言っている。これらの記述に何がしかの修辭的誇張があるとしても、これは正しく「ローマの平和」に対する痛烈な内部告発に外なるまい。

しかしタキトゥスはまた『アグリコラ伝』の中で、総督アグリコラの善政を通して、「ローマの平和」による恩恵のわずかずをも詳述している。すなわちアグリコラは属州民の気持に細心の注意を払い、不穏な属州から戦争の原因を除去しようと決心した。「穀物の供出や税の取立ては、この義務負担を公平に割り当てることによって、その苦しみを

軽減してやった。ローマ人が私腹を肥やすために考え出していた手段で、現地人には課税そのものよりもいっそう堪え難い負担であったものを、みな根絶やした。」(19) 「それまで平和は、前任者らの無関心や克己心の不足によって、戦争と同じほどに現地人から恐れられていたので、これらの弊習を最初の年にすぐさま禁止して、平和に立派な印象を与えた。」(20) 「粗野な生活を営んでいるため、すぐ手軽に戦争を起こす気持になるこうした民族を、快適な生活を通じて平和と憩いに馴染ませるために、個人的に説得したり公的に援助したりして、神殿や市場や家を建てさせた。……酋長の子弟に教養学科 (*liberales artes*) を学ばせ、資性に磨きをかけた。……その結果、いままでラテン語を拒否していた人まで、ローマの雄弁術を熱心に学び始めた。こんな風にして、ローマの服装すらも尊重されるようになり、市民服 (*toga*) が流行した。」(21)

すなわち、ローマ人の側から恩恵として属州民に施す「ローマの平和」とは、ローマ特有の都市国家的外観であり、人文学的教養であり、ローマ的生活様式であった。別言すれば、原始的農耕牧畜民族に恵与する先進的都市文明であった。近代のイギリス人が広大な植民地の後進民族に、先進的な科学技術文明を恵贈したとして、自己の武力侵略と圧制とを正当化したように、古代のローマ人もまた四周の未開民族に古典的都市文明を恵与し、これを開化啓発したとして、自己満足に浸っていたのであろう。

このようにして、タキトゥスの『アグリコラ伝』からは、「ローマの平和」に関する善悪両面、光明の世界と暗黒の

(注) 21 *Tacitus; Annales. XIV. 35.* (引用は国原吉之助氏訳による。) ローマ軍団の虐政については、*XIV. 31* に詳しい記述がある。

世界が観察されるのであるが、弓削氏の指摘によると、いまひとつ別の常用主題<sup>ト</sup>が存在するという。<sup>22</sup>それは「ローマの平和」を不正な支配と見做し、それを打破する正義の原理として、「独立と自由の精神(virtus ac libertas)」を強調するものであって、かつて戦争において頑強であったガリア人が平和の到来以後軟弱化して「独立と自由の精神」を喪失し、その弊風は今やブリタンニア人にまで及んだというタキトゥスの叙述(11)の中に、如実に示されている。タキトゥスとしては、諸民族の「独立と自由の精神」の喪失こそがローマの支配を安泰ならしめていると考えていたらしく、諸民族が団結して「独立と自由の精神」を回復するとき、それがローマの支配にとっていかに危険であるかを警告することが、かれの歴史書の主要目的であったと、弓削氏は述べている。しかしこの主題は、「ローマの平和」の本質論として見た場合、当然否定論の中に包含されるべきものであり、またこれは善悪の価値判断とは異質の「自由」の問題を取扱うものであるため、本稿では取り上げないことにする。

さて「ローマの平和」の本質論に立ち帰るが、タキトゥスは未開民族の開化啓発というローマ人の積極的役割を、無条件に肯定していたのではない。アグリコラの善政について述べたあと、かれは文明開化が必然的に伴う諸々の悪徳についても言及している。「(原住民は)次第に横道にそれ出し、悪徳へと人を誘うもの、たとえば逍遥柱廊(porticus)、浴場(balinea)、優雅な饗宴(conviviorum elegantia)に耽った。これを何も知らない原住民は文明開化(humanitas)と呼んでいたが、じつは奴隷化(servitus)を示すひとつの特色でしかなかった。」(21) ここで悪徳への誘惑物として、逍遥柱廊・浴場・饗宴が挙げられているが、これは日常生活における奢侈・安逸・遊惰・飲食への耽溺などの性向の具体的発現であって、質実剛健な有徳の人士から見れば唾棄すべき悪徳であった。しかし平和とは、本来そのような要素をも必然的に具有するものではないのか。人間存在が織りなすあらゆる事象には常に美德と悪徳とが共存するのであって、それはひとつの楯の両面であるに過ぎない。問題は絶対的善を追求することではなくて、



最大可能な善を獲得するためには、いかなる種類の悪徳を、いかなる程度まで許容し得るかということである。われわれはいま、戦乱の世の中に較べて、平和がいかに尊いものであるかを知っている。それならば最大可能な善である平和を実現するために、それにまつわりつく若干の悪徳、すなわち奢侈・安逸・遊惰・飲食への耽溺を許容しなければならぬ。たとえそれらがタキトゥスの目には「奴隸化」として映ったとしても、戦争に必然的に伴う<sup>あまた</sup>数多の禍害や不幸、すなわち破壊・殺戮・掠奪・暴力・強制・誅求・飢餓・欠乏・疫病・不安・恐怖などと較べれば、物の数ではない。従って、アグリコラの善政に付随した若干の悪徳は、この際度外視して、「ローマの平和」による恩恵をこそ積極的に肯定すべきであろう。

「ローマの平和」を恩恵と見做す『アグリコラ伝』中のこの常用主題は、弓削氏によると、タキトゥスの史書において初めて現われる比較的新しいものとの由であるが、これより数十年後の二世紀中頃、ローマを訪れたアイリオス(Alios)のアリステイデース(Aristeidēs)というギリシア人弁論家の演説『ローマ頌詞(ἐγκώμιον εἰς Ρώμην)』<sup>(注)23</sup>において、その最高の表現を見いだすのである。すなわちかれは、ローマ人の偉大さをその巧妙適切な帝国支配の技術にあると考へ、ローマ人が諸民族の支配層にローマ市民権を惜しみなく与えて、これを帝国支配の支柱とし、全世界をいわばひとつの大きな住み家・共通の祖国にして、平和と繁栄をもたらしたことを、(演説上の修辞とはいえ、)絶賛

(注)22 弓削氏によれば、この指摘は次の著においてなされているとの由。

Fuchs, Harald: *Der geistige Widerstand gegen Rom in der antiken Welt*. Berlin. 1962 (2. Aufl.).

(注)23 この演説の内容については、弓削氏の次の著者に詳しい解説がある。『ローマ帝国の国家と社会』、岩波書店。一九六四年。(五〇頁以下)

している。同じころキリスト教の護教家であったサルデイス (Sardais) のメリトーン (Meriton) は、「アウグストゥスの平和」が地中海世界における福音伝道に有利な条件を提供したと考える肯定的見解を唱え、この見解が三世紀前半にはアレクサンドレイアのオリーゲネース (Origenes)、四世紀初頭にはカイサレイア (Kaisareia) のエウセビオス (Eusebios) などのいわゆるギリシア教父によって継受・発展させられた。

しかし三世紀にローマ帝国の盤石の支配は揺らいで「ローマの平和」は遠い過去となり、四世紀初めキリスト教は国家権力によって公認された。も早や国家権力に対して自己弁護する必要がなくなったとき、キリスト教の護教家は、その攻撃の矛先を過去の「ローマの支配」に対して向ける。ラテン教父ラクタンティウス (Lactantius) はその著『神学提要 (Institutiones Divinae)』において公然とローマ帝国を批議し、その支配は自国の利益のみを貪って、他国の不利益をもたらした故に不正であり、従ってローマ帝国は必然的に没落すると論証した。これより一世紀後の四一〇年に、「永遠のローマ (Urbs aeterna)」は蛮族西ゴートの王アラルイクス (Alaricus) によって劫掠された。キリスト教がローマ帝国を没落させるとの異教徒貴族側の攻撃にあって、アウグスティヌス (Augustinus) は『神の国 (De civitate Dei)』を著わし、ローマ帝国を没落させる原因が正に「ローマの支配」そのものの中にあることを、歴史哲学的視点から論述した。かれによれば、「ローマの支配」は神からの離反という罪、すなわち自「愛 (amor sui) ・支配欲 (libido dominandi) ・名誉欲 (cupido gloriae) の所産であって、地上における「悪魔の国 (civitas diaboli)」である故に、破滅の運命に定められているのである。これに対し天上における「神の国 (civitas dei)」は、信徒が永遠に望むべき聖なる共同体である。この「神の国」における最高善は、永遠の生命における「天上の平和 (pax caelestis)」であって、支配と服従の関係に基づく「地上の平和 (pax terrena)」はその影であるに過ぎない。このようなかれの論証<sup>(注)24</sup>によれば、「ローマの平和」はもともと非倫理的かつ無価値な「地上の平和」であって、ただ「神の国」に属する信

徒らが「天上の平和」を望む限りにおいてのみ、価値を有するものである、という結論になるであろう。要するにキリスト教護教神学の見地からは、「ローマの平和」それ自体の価値は永久に否定し去られたと見るべきであろう。キリスト教ヨーロッパ世界において、「ローマの支配」の評判が芳しくないのも当然である。現代のハリウッド映画においてさえ、「ローマの支配」が理不尽な強権による圧制として描かれ、キリスト信徒の群れによって否定的に処断されているのを、われわれはしばしば目にしてるのである。弓削氏もまた「ローマの平和」の恩恵面については否定的であって、とりわけユダヤ人の反乱が後七〇年のイェルサレム陥落によってローマ軍に徹底的に潰滅させられた史実を詳述し、「ローマの平和」を不正な支配を正当化する勝者の論理として、筆誅を加えている。<sup>(注)25</sup>

。「ローマの平和」の巨視的評価。

さて以上において、「ローマの平和」に関する賛否両論を簡略に紹介したが、その正当性を検証するのが本稿の目的なのではない。むしろ本稿の執るべき接近法は、「ローマの平和」という歴史的事実を、人類全体の歴史という長い時間的広がりにおいて眺め、その価値を判定することである。上述の賛否両論は、いずれもローマ帝国の内部に視点を据えた、内在的・微視的批判であって、その限りでは帝国の体制側あるいは反体制側の主観的・傾向的批判に陥りやすい。従ってわれわれは、歴史的現象もしくは事件を公正かつ客観的に評価するために、ローマ帝国の外部に身を置

(注) 24 主に『神国論』、第二巻、第十九巻に述べられている。

(注) 25 この論調は、特に次の二書において著しい。

『地中海世界』、新書西洋史、第二巻。講談社。一九七三年。

『永遠のローマ』、世界の歴史、第三巻、講談社。一九七六年。

く超越的・巨視的視野から、これを批判する必要があろう。すなわち、現想的な正確さを期するためには、これを人類発生以来三百五十万年の全歴史に照らして眺めるべきであらうが、それがあまりに大袈裟な言い草であれば、人間文化（農耕牧畜文化）発生以来一万年の歴史において、<sup>(注)26</sup>——しかし資料の不足・不確実から、それも困難とあれば、<sup>(注)27</sup>せめて都市文明の発生、つまり文字の発明以後五千年の射程において、<sup>(注)28</sup>——換言すれば地上の全文明の歴史を考慮に入れて、批判すべきであらう。

まず政治面の考察からはいることにしよう。「ローマの平和」が長期に亘って保持された原因のひとつは、その前に百年に及ぶ（前一三三—三〇）長い戦乱があつて、地中海世界の住民全体が度重なる禍害に痛めつけられ、永続的平和を希求する一般的雰囲気醸成していたことである。このような雰囲気は軍事的天才による国家的統一を可能し、次いで政治的天才による永続的平和を容易にする。カエサルが地中海世界を武力統一し、その後継者アウグストゥスが平和的体制の基礎固めに成功したのは、その故である。これと類似した実例は、前三世紀の中国においても、十六—十七世紀の日本においても、観察することができる。すなわち前者においては、秦王政（始皇帝）と漢の劉邦（高祖）が約二百年の戦国時代（前四〇三—二二二）の後に出現し、後者においては、信長・秀吉と徳川家康とが約百年の戦国時代（一四六七—一五六八）の後に登場して、それぞれ軍事的統一と政治的基礎固めに成功している。またたとえ戦乱が短期間で終熄したとしても、それによる惨禍があまりに甚しい場合には、平和に対する住民の強い願望が、比較的長い平和を招来することが多い。スペイン国民が一九三〇年代の骨肉相食む激しい内乱のあと、フランコ將軍の四十年に近いファシスト的圧制に耐えたのも、日本国民が同時期の十五年戦争の惨禍に懲りて、戦後四十年間の保守安定政権を受け入れているのも、同じ理由からであらうと思われる。そして前一世紀中葉のローマにおいても、閥族派（*optimates*）と平民派（*populares*）の間に地中海世界を股にかけての死闘が繰り広げられた。「アウグストゥスの

平和」を招来すべきお膳立ては、一応整っていたと言えるのである。

しかしながら、このような消極的条件のみによって、「アウグストゥスの平和、」ひいては「ローマの平和」が二百年間継続したと考えるのは根拠薄弱であって、やはりそこに、それを可能ならしめた積極的条件を想定しなければならぬ。その積極的条件の筆頭に位するのが、前述したアイリオスのアリスティデースの『ローマ頌詞』において賞揚された、ローマ人の巧妙かつ適切な帝国支配の政治的技術であったと考えられる。ローマ人は、伝承によるとすでに前七世紀に、近郊の都市アルバ・ロンガ (Alba Longa) を征服した際、その貴族をローマ貴族として受容したと伝えられるが、前六世紀末以後は、征服・支配した他の都市国家の支配者層を懲罰または根絶することなく、寛大にもこれにローマ市民権を賦与して自己の支配体制内に編入し、これと協力するか、あるいはこれを利用して、その都市

(注) 26 人類の最初の祖先であるホモ・ハビリス (*homo habilis*) の最古の化石骨は、数年前イギリスの人類学者リチャード・リーキー (Richard Leakey) によって、エチオピアの三五〇万年前の地層から発見された。もちろん、これより古いホモ・ハビリスが発見される可能性はある。

(注) 27 人類最古の農耕文化は、今からほぼ一万年前、東南アジア (インドシナ半島) のイモ類栽培に始まることを、一九五二年、アメリカの地理学者カール・サウアー (Carl Sauer) が発見した。もっとも中国や日本において、これよりもっと早い時期 (二万二千年前) に雑穀栽培が始められたらしい証拠もある。

(注) 28 現在発見されている世界最古の文字は、紀元前三四世紀の南メソポタミアのシュメル人の都市国家キシユ (Kish) の遺跡で発掘された粘土板の絵文字である。しかし中国の山東省にある大汶口遺跡 (紀元前四五—四三世紀) から一九六一年に出土した土器 (灰陶尊) の表面に、原始文字の一種ではないかと思われる記号が印刻されており、中国文字の起源も、メソポタミアのそれに劣らず古いと推測される。

を平穩裡に統治する賢明な政策を採った。この政策は、ローマの支配領域が近隣のラティウム地方からイタリア半島全域へ、さらに海外の広大な諸属州へと拡大して行っても、変ることなく踏襲され、アウグストゥス以後の元首政期には、この体制が地中海世界的規模で確立していったのである。それだけではない。ローマの貴族層は被征服都市の支配者層に大所有地 (*latifundium*) を賦与して経済的利益をも得させ、その上かれらと庇護関係 (*クリエンテラ clientela*、またはパトローナートゥス *patronatus*) と呼ばれる人格的な信頼関係をも打ち立てて、二重三重の絆で以てこの支配者層を自己の体制内に繋ぎ留め、謂わば共同統治の形で帝国内の被治者層に臨んだのである。こうしてアリストイデースの言うように、かれらの全世界はひとつの大きな家・共通の祖国となつたわけであり、帝国住民の支配者層は若干の辺境属州を除いてことごとく、帝国の平和と繁栄を維持しようとする真剣な意欲を共有し、被治者層もまた、確立したこの体制を半ば諦念を以て受容し、半ば賛意を寄せて支持して行ったものと思われる。

それではローマ帝国のこの支配体制を、徳川幕府の支配体制と比較してみるとどうであろうか。徳川の幕藩体制は、言うまでもなく徳川將軍の政府 (幕府) が帰属した諸侯 (大名・小名) を全国各地に分封し、それぞれの分国 (最初は家中、のち藩) を全国共通の制定法 (武家諸法度) によって統制した支配体制であつて、ローマ帝国のように、中央ローマが無慮二百数十に及ぶ都市国家と個別的盟約を締結することによって、扇の要のようにこれらを纏め上げた体制とは、随分趣きを異にするもののである。しかし徳川幕府もまた、共通の利害関係を有する諸藩の支配者層 (士族) と緊密に提携して、在地の民家 (農民と町人) を階層秩序的に統制・管理したのであつて、これは諸都市国家の支配者層を利用して間接統治したローマ帝国の巧妙な支配技術と、揆を一にするものと言つてもよからう。この種の統治法は在地の領主・領民の郷土愛や主従の信頼関係という心情的なものを基礎とするだけに、中央政府から地方に官僚を派遣して統治する非情な権力支配よりも、遥かに長続きするように思われる。

ところで、本稿にとって最も重要な発問であるが、一体「ローマの平和」すなわち「ローマの支配」は、「悪魔の国」  
ときめつけねばならぬほど、不正不義・無情冷酷な支配であったろうか。それを検証するために、われわれはローマ  
帝国同様に広範かつ強大な支配権を行使して複数民族を統治した王国や帝国の数々を、すでに「戦争の分類」の項で  
取り上げた世界史上の実例の中から抽出し、比較検討しなければならない。まず古くは前二四世紀に、メソポタミア  
一円を征覇したサルゴン(Sargon)王のアカド(Akkad)王朝や、前十八世紀にメソポタミアを再統一したハンムラ  
プ(Hammurapi)王のバビロン(Babylon)第一王朝があるが、後世の帝国に比すれば小規模で、取り上げるに値しな  
い。また前十六世紀から十一世紀まで栄えたエジプトの新王国や、前十五世紀から十二世紀まで続いた中国の殷王朝  
は、強大な権力を行使したことが遺跡の発掘によって知られるが、他民族を征服・支配した国家ではないので、帝国  
の範疇には属さない。最初の帝国の名に相応しいのはアッシリア(Assyria)王国であって、ティグラート・ピレセル  
(Tiglath-Pileser)三世からエサルハドドン(Esarhaddon)まで五代八十年間(前七四六―六六九)の征服戦の末に建  
設されたが、有為な国王アッシュール・バーン・アプリア(Assur-ban-apli)の没後、忽ちに崩壊した。歴代国王の残  
虐な征服と冷酷な支配が、周辺諸民族の怨恨を買ったためと言われる。次いでアカイメネース(Akhaimenes)王朝の  
ペルシアは、キュロス(Kyros)二世からダレイオス一世までの三代七十余年間(前五五九―四八六)に、アッシリア  
を凌駕する大帝国を築いたが、小国ギリシアの支配にさえ手古摺り、一五〇年後にマケドニア(Makedonia)のアレク  
サンドロス(Aλέξανδρος)大王に止めを刺された。民衆から浮き上がった総督の官僚主義的支配と忠誠心のない異民族出  
身の傭兵軍の無能さが、命取りになったと言われる。アレクサンドロスの帝国は僅か十年(前三三四―三二三)で空  
前の規模にまで拡大されたが、内政組織を整備しない中に大王が夭折したため、脆くも瓦解した。その廃墟に成立し  
たヘレニズム諸王国は、相い次ぐ抗争や内紛に追われて覇権を樹立するに至らず、結局前一世紀中葉までにローマ帝

国に吸収されて消滅した。

このローマ帝国が紀元後四世紀の末、東西ローマに最終的に分裂したのち、西ローマ帝国は蛮族の絶え間ない侵入に痛めつけられて八〇年後に滅亡したが、蛮族の難を免れた東ローマ帝国の方は、なお一千余年の命脈を保つのである。しかも六世紀前半には、ユースティニアヌス(Justinianus)大帝が積極的な対外膨脹策を執って旧ローマ帝国領の大半を回復し、いわば繁栄の極点に登りつめたのである。しかしかれは、前代の諸帝の蓄積した国庫の巨富を大規模な軍事行動と派手な土木事業によって蕩尽した上、帝国領民に苛酷な重税を賦課し、不寛容な宗教政策を強行して領民の怨恨を招き、その結果、かれの死と共に大帝国は果敢なく潰え去った。この後東ローマ帝国は、アラブ・スラヴ・トルコなどの諸民族に侵略されながらも、なお十二世紀まで帝国の栄光を維持し続けるが、しかしその世界史上の地位は地中海東部の一隅を占める地方政権以上のもではなかった。そして十三世紀以後、細々と余喘を保ったこの帝国の残骸は、十五世紀の中頃に、オスマーン帝国によって地上から一掃されてしまった。

一方、西ローマ帝国が滅亡したあとも、西ローマ帝権の亡霊は西洋世界において度々復活した。まず八世紀後半に西ヨーロッパを武力統一したフランク王国(Regnum Francorum)のカロルス(Carolus)一世は、ローマ教皇の徳憑により西ローマ帝国を再興したが、しかしかれの帝国の実態は有力な地方豪族の連合体を皇帝個人の力量で繋ぎ留めたものに過ぎず、かれの死後有名無実化した帝国は一世紀を俟たずに自然消滅した。このフランク王国から分離した東フランク王国では、ザクセン(Sachsen)朝第二代のオットー(Otto)一世がマジヤール(Magyar)族などの周辺諸民族を征服して国家統一を達成し、部族諸侯を掣肘するためローマ教会と結んで、九六二年に神聖ローマ帝国の皇帝冠を得た。この神聖ローマ帝国(Sacrum Imperium Romanum Nationis Germanicae)は名目上は一八〇六年まで、実に八五〇年も続くのであるが、実質的にはローマ帝国の衣鉢を継ぐというのもおこがましい存在であった。元来東フ



ランク内に分立する諸部族の大公(Herzog)の勢力が強くて、時には帝権を凌いだうえ、十三世紀にはシュタウフェン(Staufen)朝の皇帝の怠慢からドイツ聖俗諸侯が無数の独立国を形成して、帝権を形骸化させた。ようやく十五世紀の半ば、ハプスブルク(Habsburg)家が帝位を独占するに及んで神聖ローマ帝国はオーストリアを中心に権威を回復し、十六世紀にはヨーロッパの政治を左右する大勢力にまで発展したが、結局は各地方に分散する被支配民族を統御し切れず、ナポレオン(Napoleon)によって引導を渡された。このナポレオン一世こそは西ローマ皇帝の実質的な継承者であって、カエサルにも勝る武力により全ヨーロッパを摺伏させ、ローマ帝国にも劣らぬ大領土を支配したが、しかしかれの帝国の命運はわずかに十年であった。征戦に次ぐ征戦を以て、二百万の青年の命を空しく戦場に散らせたばかりでなく、被支配領域の諸国民を弾圧・搾取して宥め切れぬ怨恨を招き、運命が傾き始めると一斉に決起した諸国・諸民族の抵抗の前に、敢なく没落したのである。その後二〇世紀になってヒトラーがナポレオンの後継者を気取ったが、かれのドイツ第三帝国がナポレオン以上の悪逆の道を歩み、ナポレオン以上に悲惨な顛落を見たのは、周知の通りである。

東洋世界では、前三世紀末に秦王政が塞外から南方南越に至る大帝國を樹立して始皇帝を称したが、その法治主義に基づく合理的官僚政治の行き過ぎから言論・思想を嚴重に統制し、また自己権力の過信から大土木工事を強行して苛税を賦課し、四民の不評を招いたため、皇帝の没後間もなく秦王朝は覆滅した。この帝権を受け継いだ漢の劉邦(高祖)は、始皇帝の失敗に鑑みて秦の官僚的郡県制を踏襲せず、功臣や一族を諸地方に分封して帝権の藩屏とする郡国制を採用し、漢王朝永統の基礎を据えた。しかしその一世紀後、権力に奢る第七代武帝が西域・漠北・南越・朝鮮半島に遠征軍を派遣して国庫を窮乏させたのち、帝権は急速に衰え、ほぼ一世紀後に滅亡した。その後、漢土に帝國を設立したのは、六世紀末に南北中国を再統一した隋の楊堅(文帝)である。しかしこの隋王朝は、第二代の煬帝が始

皇帝をも凌ぐ大土木事業と武帝にも劣らぬ対外遠征を敢行したため、重税を恨む民衆の反抗に会って、僅か三十年の短い命数を終えた。隋滅亡後の混乱から崛起して天下を統一した唐の李世民(太宗)は、内政を整備してひたすら国力の充実に努め、唐帝国三百年の支配の基を固めた。第三代高宗時代の対外遠征や第六代玄宗時代の安史の大乱にもかかわらず、唐帝国が永続し得たことは、太宗の貞観の治の収めた効果がいかに大きかったかを、雄弁に物語っている。次いで十三世紀になると、世界史上最大のモンゴル帝国が出現する。漠北の草原地帯の遊牧民族モンゴルを統一したチンギス・ハンは、余勢を駆って中央アジアを征服し、その後漢土に侵入して征戦に明け暮れる生涯を終えたが、その遺志を継いだ孫のバトゥ(Batu)、フラグ(Khulagu)、フビライ(Khubilai)らが征旅を続けて、三代七十余年間(一二〇六—一二七九)(奇しくもペルシア帝国と同数世代・同数期間である)にして、空前の大帝国を打ち樹てた。本来遊牧民族であるモンゴルは、同じ遊牧系民族の国家であるイル・ハン(Ilu Khan)国とキプチャク・ハン(Kipchak Khan)国においては、適切な統治によってそれぞれ一五〇年と二五〇年の命脈を保ったが、しかし農耕民族たる漢民族の支配に当っては、従来の郡県制を採用したものの、モンゴル第一主義を標榜して漢民族を冷遇し、力による政治を強行したため、治世九十年にして、農民反乱の指導者朱元璋(明の太祖)に漢土を追われ、漠北に撤退せざるを得なかった。さしもの大帝国の、まことに呆気ない幕切れであった。

このほか東洋世界においては、東アジアのイスラーム帝国(あるいはサラセン Saracen 帝国)(六二九—一二五八)とオスマーン帝国(一二九九—一九二二)、中央アジアのティムール(Timur)帝国(一三六九—一五〇〇)、インドのムガル帝国(一五二六—一八五七)、中国の明帝国(一三六八—一六四四)と清帝国(一六三六—一九一二)など、その支配領域の面積と人口とにおいて、多くはローマ帝国を凌駕する大帝国が、次々に発生しては消滅して行った。しかし帝国という一種の有機体の運命を占うには、前述した諸帝国の説明で一応足りると思われるので、こ

れ以上くくだしい検討をするのは差控えて、結論の方に進んで行こう。

簡潔に言えば、帝国が永続し繁栄するためには、帝権が支配民族からはもちろんのこと、被支配民族の大多数からも承認され、暗黙の同意を得ていることが必要である。そのためには、まず適切な統治機構を整備すべきであって、これを欠いた帝国が短命に終ることは、ペルシア、マケドニア、フランク、モンゴルの例に見た通りである。次に、たとえ適切な統治機構を完備していても、統治（主権者による人民支配）という行為そのものが公正と寛容を欠けば、やはり帝国が短期間で崩壊することは、アッシリア諸王、秦の始皇帝、前漢の武帝、東ローマのユースティニアヌス大帝、隋の煬帝、ナポレオン一世、ヒトラーなどの実例を見れば、首肯できることである。ローマ帝国は紀元前二七年から紀元後四七六年まで五百年継続したが、その長命はまず何よりも優秀な統治機構に負っている。しかしその統治の実態がカルガクスの糾弾した通りの不正と暴力の支配であって、「破壊と殺戮と掠奪」と「徴兵と徴用と徴発」とに尽きていたならば、また「人住まぬ荒地を作って、それを平和と詐称し」たのであれば、ローマ帝国は五百年の命数を保ち得なかつたであろうし、ましてや「ローマの平和」が二百年続くことはあり得なかつたであろう。なるほど「ローマの支配」の一齣<sup>(注)29</sup>には、東方辺境におけるユダヤ人の反乱の徹底的殲滅<sup>(注)28</sup>や西方辺境におけるブリタンニア、カレドニア諸族の反乱の鎮圧<sup>(注)29</sup>があったが、これらの軍事行動は、ローマ帝権が帝国領土内の政治的統一を達成

(注) 28 六六年から七〇年にかけての第一ユダヤ戦争と、一三二年から一三五年にかけての第二ユダヤ戦争。前者は將軍ティトゥスによるイェルサレム陥落を以て終結し、後者は反乱の首領バル・コクバ(Bar Kockba)の戦死を以て終熄した。以後ユダヤ人は完全に亡国の民となった。

(注) 29 (注) 14に述べた、六一年から六二年にかけてのイケーニー族の女王ボウディッカの反乱と、八五年のカレドニア諸族の反乱。いずれも老練なローマ軍団によって鎮圧された。

するため、自己を承認しまいとする異分子を腕づくで屈服させたものであつて、のちに徳川幕府が三つの島における自己主権の安泰を確保するため、九州の吉利支丹宗徒を躍起となつて叩き潰したのと、同様の国家的要請によるものではなかつたらうか。要するにユダヤとブリタンニアの属州民の悲劇は、島原の叛徒の悲劇と同じく、二百年の泰平を実現するための止むを得ぬ犠牲であり、痛ましい人柱であつたと思われる。従つて「ローマの支配」そのものは、基本的には公正と寛容とを旨としていたのであつて、世界史上の他の帝国の支配に較べるならば、被治者層にとって比較的堪え易い支配であつたと考えられる。

由来為政者というものは、洋の東西を問わず、公正かつ寛容な政治を行なうよう、社会通念によつて期待され義務づけられている。従つて期待通りの善政を布いても、それは当然至極なことであつて、格別民衆から褒めそやされることもなければ、その令名を竹帛に垂れるということもない。その反対にひとたび不正かつ冷酷な施政を敢えてすれば、悪逆無道の為政者として世人の指弾を浴び、その汚名を千載に残すことになる。フランシス・ベーコン (Francis Bacon) がいみじくも指摘した<sup>(注)31</sup>ように、われわれ人間には「種族の偶像 (Idola tribus)」とも呼ぶべき偏見があつて、とかく積極的事例からのみ強い印象を受け、消極的事例を軽視または看過するのが通例である。ローマ帝国の属州統治においても、一部にはカルガクスの痛罵を浴びるような甚しい秕政があつて世人の耳目をそばだたせたであろうが、全般的には一応善政と評してよい廉潔公正な政治があつて、その方は記録に留められることもなく、永遠の忘却の淵に沈んで行つたものであろう。従つてわれわれは、「ローマの平和」に「悪魔の国」との汚名を着せるのではなく、それがある程度「神の国」の投影である以上、帝国内の民衆にとつて「平和の恩恵」であつたと認め、その功績を復権させる方が、歴史に対する素直で常識的な見方ではなからうか。

「ローマの平和」のみならず人間の歴史全体をも、われわれはこの「種属の偶像」という陥穽に落ち込まぬよう用心

しつつ、観察する必要がある。戦争は目立った事件であり、平和は目立たない事象である。かつては人間の歴史が、戦争の経緯を綴り合わせるだけで構成されたことがあった。ヘーロドトス (Herodotus) の『歴史 (Ἱστορίαι)』やトゥーキュディデース (Thucydides) の『歴史』が、その内容に従って、それぞれ『ペルシア戦争史』、『ペロポネネーソス戦争史』と呼びならわされていたのも、理由のないことではない。本稿の冒頭に引用したジャン・バコンやトマス・ホップズが人間を豺狼に等しい好戦的動物と断定する悲観的論調に終始したのも、歴史を彩る余りにも数多い戦争行為に眩惑されたためである。ジャン・バコンによると、過去三千年の世界歴史において、平和の期間は戦争の期間の僅か十一分の一に過ぎないということであった。しかし事實は、たとえ地球上のどこかで激しい戦争が行なわれている年であっても、大多数の国家や民族は、戦乱のない平穩無事な生活を享受していたに違いないのである。試みに本年(一九八六年)の世界を眺めると、西アジアにイラン・イラク戦争があり、中央アジアにソ連のアフガニスタン介入戦争があり、北アフリカにアメリカ合衆国のリビア攻撃があり、南アフリカ連邦に内乱まがいの暴動があり、中米のニカラグアに内戦があり、東アジアのフィリピンに革命もどきのクーデタがあり、東地中海にはイスラエルとアラブ諸国の恒常的対立抗争やレバノンの内戦があるといった工合で、局地戦争の絶え間がないが、しかし大多数の

(注) 30 この際ローマ帝権が問題としたのは、おそらく自己権力の承認如何だけであって、ユダヤ人とブリタンニア人の宗教信仰(ユダヤ教とドルイド Druid 教)ではなかったと思われる。ローマ人は宗教上は諸宗混淆(Syncretism)を建前として居り、従って他民族の宗教に対し寛容であった。徳川幕府も吉利支丹迫害において、信仰の中味よりも幕府の主権の承認如何を問題視したのであって、ローマの場合とよく似ている。

(注) 31 Bacon, Francis: *Novum organum*. Chap. 1.

諸国は(飢饉・疫病の災厄は別として)比較的平穩無事な毎日を送っている。またトマス・ホップズによると、「万人の万人に対する闘争」が自然状態における人間の真の姿であるということであった。しかし実態をよく見ると、たとえ人間存在の根底にそのような闘争心あるいは競争意欲が蟠っているとしても、大多数の人間はそれを抑制・克服して、平穩裡に物事を処理する道を選んできたのである。福沢諭吉によると、かれが幕末期に西洋経済学の術語であるコンペティションを「競争」と訳したところ、幕府の役人から「争いなどというキツイ言葉は穏やかではない」と咎められて削除せざるを得なかったとのことであるが、これは既存の階層秩序の維持のためひたすら競争を避けた「徳川の泰平」の実態を示す興味深い一例である。そして、この競争を回避する伝統的精神は、現代日本の官庁・会社における年功序列制の中に、厳然と息づいているように思われる。このように見てくるとわれわれは、既に紹介したジョン・ロックの命題、すなわち自然状態における人間は自己の永続を希求する平和的存在であるというあの樂觀的命題の方に、左袒せざるを得ない。人間は、本来このような平和愛好心を具えているからこそ、何がしかの努力を上積みさえすれば、二百年に及ぶ「ローマの平和」や「徳川の泰平」を実現することが可能だったのである。そしてこの何がしかの努力とは、既に考察したように、巧妙かつ適切な統治機構と、公正かつ寛容な統治行為とであった。

さて政治面の考察は以上に留めて、最後に、いまひとつの問いを発したい。それは「ローマの平和」が帝国領土内の民衆にとって、一応の恩恵であったことを認めた上で、果たしてそれがチャールズワースの絶讃するように「目のあたりに見る素晴らしい天福(a visible and tremendous blessing)」であったかどうかという問題である。古来人類にとって、戦争と飢饉と疫病とは、三つの大きな災殃であった。しかしこの三大災殃は、見方を変えて言えば、人口の爆発的增加を防ぐ安全弁の役割をも果たしていたのである。既に「戦争の発生原因」の項で考察したように、人類の最も素朴かつ切実な戦争原因は経済的なそれであって、自然条件の悪化や人口の急激な増加のため生活必需物資が

不足したとき、人間はたとえ心理の奥底に平和への希求を抱いていたにしても、生命の危険に脅かされて、富裕な地域へ戦争を仕掛けて行ったのである。その際、自然的条件の悪化は一時的なもので、数年も経てば事情が好転するのが通例であったが、人口の急増は永続的重圧であって、これを何らかの政治的方策によって解消することが否応なしに必要とされた。古代ギリシア人の移民活動やノルマン人の民族移動は、止むに止まれぬその解消策であった。しかし生態学者P・B・シアーズ(Sears)<sup>(注)32</sup>によると、この重圧を自然に解消して、人類を破滅の淵から救い出してくれたのが、「戦争・飢饉・疫病という三人の恐ろしげな騎士たち」だったのである。たとえば紀元前十世紀のこと、イスラエル人の王ダヴィデ(David)は、国勢調査の結果、人口の異常な増加を知って驚き、災厄を未然に防ぐため神に助けを求めると、預言者ガデ(Gad)の口を通して神の言葉が伝えられ、飢饉と戦争と疫病のうちどれかひとつを選べと迫られた。ダヴィデは自らの手を下さないで済む疫病を選び、その結果七万人の民が死んだという。<sup>(注)33</sup>

このような安全弁として作用していた三人の恐ろしげな騎士のうち、戦争を除く他の二人は、果たして「ローマの平和」において活躍していたであろうか。なるほど中央においては、首都百万人の人口を養うべき食糧の確保が政府の喫緊事であって、帝国の穀物倉と言われるシキリア・アフリカ(カルターゴ)・エジプトなどの属州から潤沢な食糧が海上輸送によってほぼ円滑に供給されていたし、また疫病の方も二世紀末のマルクス・アウレリウス (M.

(注) 32 Sears, P. B.: Where there is Life. 1962. (邦訳『エコロジー入門』柳田為正訳。講談社現代新書。二七二。一九七二年刊。)

(注) 33 Old Testament, II Samuel. Chap. XXIV. 9~15.

Aurelius) 帝の治世における疫病(たぶん天然痘)の大流行までほとんど記録されず、無事安穩に済んでいたらしい。<sup>(注)34</sup>しかし中央ローマによって搾取された地方の属州においては、チャールズワース自身が引用しているように、<sup>(注)35</sup>二世紀中頃の著名な医学者ガレーノス(Galenus)によって悲惨な状態が伝えられている。すなわち多くの属州においては、平生からローマ政府によって小麦・大麦・豌豆・扁豆などの主要食糧が徴発される上、頻発する不作の年にも他地方から食糧供給を仰ぐことができないため、困窮した農民は木の芽や草の根で飢えを凌ぎ、栄養失調の結果疾病が蔓延しているというのである。中央ローマの繁栄の蔭に、大多数の属州民の痛ましい犠牲があったわけで、飢饉と疾病とがローマ人の平均寿命を二十一歳という低い水準に押し下げ、人口増加の重圧を自然に解消して、皮肉にも戦争のない永続的平和に貢献していたのである。要するに古代から近代に至るまでの平和とは、辛うじて戦争がなかったというだけのこと、民衆は日常的には各種の疾病に苦しめられ、時折りは大規模な飢饉や疫病に痛めつけられ、ほんの小康を得た時期にのみ「中くらいの目出度さ」を楽しみ得た、あまり「素晴らしく」ない時代であったことを、認識しなければならぬ。

同様のことは「徳川の泰平」についても言えるようである。われわれは江戸時代という言葉を目にするとき、何となく陰気な映像を脳裏に思い浮かべるが、事実この時代は、戦乱こそなかったもののあまり明るい時代とは言えず、民衆は頻発する飢饉と疫病とに苦しめられた。局地的な飢饉は数限りもないが、全国的規模にわたる大飢饉はほぼ半世紀の周期で起こって数年間継続し、毎年何十万人という犠牲者を出した。<sup>(注)36</sup>疫病では梅毒・癩病・結核・痘瘡などが日常茶飯に見られた上、麻疹やコレラの流行では一時に数万、十数万の人間が落命した。<sup>(注)37</sup>こうして飢饉と疫病が人口爆発の重圧を除いたほかに、庶民は赤子を間引きして人為的に人口増加を喰い止め、江戸時代の人口を二千五百万から二千六百万の線にぴたりと釘付けにした。こういう時代を祝福された時代と呼ぶことはできないが、それでも庶民



は戦国時代に較べれば遥かに幸せな生活を享受していたのであって、無事の年には四季折々の風物を楽しみ、盆踊りや豊年祭に打ち興じ、元禄や化政期には上方・江戸の町人を中心に見事な芸術の花を咲かせた。要するに「徳川の泰平」も、「中ぐらいの目出度さ」だったわけである。

### 。本稿の構想

以上の考察から明らかなように、「ローマの平和」を成立させた重要な条件は、巧妙かつ適切な統治機構（支配体制）と公正かつ寛容な統治行為であった。従来のローマ史においては、「ローマの平和」成立の条件を、専ら優秀な統治機構とそれを実際に操作する強大な政治権力という積極的事例においてのみ考察してきたため、公正・寛容な統治行為という消極的事例の考察は、とかく等閑に付されてきた。しかし統治機構の整備と強大な政治権力（もちろん軍事力も含めて）だけでは、「ローマの支配」を一時的に実現することはできても、これを永続的平和へと発展させることが

(注) 34 中世ヨーロッパを度々騒がせた黒死病の流行は、六世紀のビザンティンの史家プロコピオス (Προκόπιος) の『歴史』(Ιστορικόν) に記録されているのが最初である。ローマ帝国時代の記録には、黒死病はまだ現われていない。

(注) 35 Charlesworth: The Roman Empire. p. 69.

(注) 36 著名な大飢饉は、一六四二年(寛永十九年)、一六九五年(元禄八年)、一七三二年(享保十七年)、一七八二年(天明二年)、一八三三年(天保四年)に起こっている。しかし江戸末期に進むにつれて、流通経済の発達が救荒に役立ち、特に西日本では享保を最後にして大飢饉は起こらなかった。

(注) 37 一八五八年(安政五年)のコレラ流行では、江戸だけで二三万八千余人が死亡し、一八六二年(文久二年)の麻疹流行では、江戸だけで二六万七千余人が落命したという。しかしこの数字を額面通りに受け取ると、江戸の人口が数年間で半減したことになり、不合理である。多分、火葬場の記録から見た死者数万人というのが、正しい数値であろう。(立川昭二著『日本人の病歴』中公新書、四四九。一九六六年刊。参照。)

できない。ローマ帝国の初代元首アウグストゥスは、軍隊の力によって帝国を統一し、法制の力によって帝権を確立したのではあるが、その帝国の永続化を図るためには、当然倫理的な統治理念を打ち立てねばならなかった。その統治理念は、かれが自ら称した「元首 (Princeps)」という地位の中に、集約的に表現されているように思われる。すなわち、かれは事実上帝王であり専制君主であったが、君主の呼称をも職権をも帯びることなく、飽くまで共和制の枠内に留まって、自ら「元老院の筆頭議員 (princeps senatus)」、「ローマ市民の第一人者 (princeps civium Romanorum)」に甘んじた。かれが生前筆を執って草案を作成したと言われる『神皇業績録 (Res Gestae Divi Augusti)』において、かれは新たに職権 (potestas) を創設することなく、権威 (auctoritas) によって統治したという意味のことを述べているが、権威とは法制上の力ではなく道義上の力であって、元首の地位はまず何よりも道德的価値において他のすべての市民に優越することを示していた。「ローマ元老院および民会 (senatus populusque Romanus)」がかれに贈呈した名誉は、かれの「勇氣と寛容と正義と敬虔 (virtus clementia iustitia et pietas)」の諸徳を認めた上のことであると、同じ『業績録』は述べている。これらの諸徳を同僚たる元老院議員や同胞たるローマ市民に示そうと努力した元首が、属州民に対しては正反対の悪徳 (怯懦と冷酷と不正と瀆神と) を示そうと努力したと考えることは、不合理である。やはりアウグストゥスの治世においては、属州民に対しても公正にして寛容な統治を励行すべき配慮ないしは統制が、原則的に確立していたと見るべきであって、その原則が紀元後一世紀のユーリウス・クラウディウス (Julius-Claudius) 朝、フラウィウス (Flavius) 朝を経て、二世紀の五賢帝時代にも継承され、結果的には二百年の「ローマの平和」を実現させたと見做すのが妥当である。この間には、カリグラ (Caligula) ・ネロ (Nero) ・ドミティアヌス (Domitianus) のような暗愚もしくは狂妄な元首も居たが、かれらの治世においてさえローマ帝国は、廉直公正な属州総督 (たとえばブリタンニア総督アグリコラの如き) に事欠かなかった。まして属州統治への配慮を常時

怠らなかつたウェスパシアヌス (Vespasianus) ・トラヤヤヌス (Traianus) ・ハドリアヌス (Hadrianus) の治世には、属州民は少なくとも前一世紀の内乱時代に比して遥かに恵まれた生活を送り、ローマの支配体制を当り前の事として受容していたはずである。なるほど中央ローマと属州の諸都市国家との間に締結されていた盟約は、属州都市がこれを忠実に履行すればローマの保護を受けることができ、これに違反すれば容赦なく懲罰されるという類のものであって、のちにプーフENDORF (Pufendorf) やジョン・ロックが君主と人民との間に想定した服従契約に該当し、ジャン・ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau) が考えた対等な当事者間の社会契約では決してなかつたが、しかし属州の大多数の都市国家は、このような一見屈辱的な盟約をも、ローマ帝国の保護外に置かれた場合の混乱と無秩序に較べれば、遥かに耐え易い必要悪と観念していたことであろう。

それでは一体アウグストゥスは、この「権威において優越する元首」という政治的理念を、どこから手に入れたのであろうか。実はこの理念を初めて学問的に論述したのは、かれより一世代前の弁論家、兼思想家、兼政治家であつたキケロ (Marcus Tullius Cicero) である。<sup>(注)38</sup> かれはローマ東方百キロの小邑アルピヌム (Arpinum) の騎士身分 (ordo equester) の出身者で、ローマの名門に繋累を持たぬ新人 (homo novus) であつたが、にも拘らずその卓越した

(注) 38 アウグストゥスの元首政が、キケロの『国家論』からの直接的影響を受けて成立したと主張するのは、グリエルモ・フェッレローやエドゥアルト・マイアーである。

Ferrero, Guglielmo: *Grandezza e decadenza di Roma*. 5 tomi, 1902 ~ 07. (English Translation. *The Greatness and Decline of Rome*. Vol. IV. p. 132)

Meyer, Eduard: *Caesars Monarchie und das Principat des Pompejus*. *Innere Geschichte Roms von 66 bis 44 v. Chr.* 1918. p. 5, p. 176.

弁舌ひとつで、前六三年にローマの最高官職たる執政官(consul)に出世した逸材であった。しかし前五九年には第一回三頭政治派(特にユリウス・カエサル)に疎まれて国外追放の憂き目に遭い、帰国を許されたのち、この苦い体験に基づいて、前五五年から五〇年の間に政治学の書『国家論(De re publica)』を著わした。<sup>(注)39</sup>かれはかつて若き日に、小アジアのロドス(Ῥόδος)に遊学してヘレニズムのストア哲学者ポセイドーニオス(Ποσειδώνιος)に師事し、この人の師であったアテナイのストア派の学頭パナイティオス(Παναίτιος)の哲学を専ら習得したと言われるが、『国家論』を作成するに当っては、プラトーン(Πλάτων)の『国家論(Πολιτεία)』を基本に据えつつも、それにヘレニズム・ストア哲学の人間主義と自由主義とを綯い交ぜ、同時にローマ古来の「祖先の遺風(mores maiorum)」を考慮に入れながら、かれ独自の「元首」論を構想したのである。すなわち、かれの理想とする国家形態はローマ古来の伝統的共和政(res publica)であるが、この共和政は平民の自由(libertas populi)、<sup>(注)40</sup>政務官の職権(potestas magistratus)、<sup>(注)41</sup>有徳者の権威(auctoritas bonorum)という三種の機能の、有機的均衡の上に維持されなければならない。然るに、この均衡が失われて共和政が危殆に瀕したときには、(つまり元老院平民派の貴族である三頭政治派が独裁権を振るっている当時は、)徳と模範によって伝統的諸制度を擁護する偉大な個人が出て、国家の後見人かつ調停者を務め、共和政を破滅から救い出さなければならない。この徳と模範(つまり権威)によって優越する偉大な個人を、キケロは「元首」<sup>(注)42</sup>と呼んだのである。その際かれが念頭に置いていたのは、前二世紀の後半にカルターゴとヌマンティア(Numantia)を攻略した武名噴々たる将軍で、しかも文学の熱心な愛好者であったスキピオ・アエミリアーヌス(Scipio Aemilianus) (いわゆる小スキピオ)<sup>(注)43</sup>であった。次いで、前六三年の執政官としてカティリーナ(Catilina)の陰謀を未然に防いだ自分自身を、それに擬していたとも言われる。そして三番目には、カエサルがガッリア征服に狂奔していた前五〇年代の末、かれと手を切って元老院閥族派の首領となったポンペイユス(Pompeius)に元首の役割を期

待したのであった。しかしその期待は空しく外れ、ポンペイユスを打倒したカエサルが事実上帝王に等しい独裁者となつて共和政を蹂躪し、そのかれがブルートゥス(Brutus)一味に暗殺されたのちも共和政は蘇らず、前四三年にはキケロ自身が、カエサルの後継者である第二回三頭政治派のアントーニウス(Antonius)の手によって非業の最期を遂げたのである。

当時まだオクターウィアーヌスと名乗っていたアウグストゥスは、第二回三頭政治を組織したとき、同僚のアントーニウスの要求に屈してキケロを見捨て、自身を信頼してくれたこの老政治家を、いわば裏切ったのであった。<sup>(注)44</sup>

(注) 39 キケロの『国家論』の分析は、次の論文に詳しい。

How, W. W.; Cicero's Ideal in his de republica. (J. R. S. Vol. XX. 1930)

(注) 40 共和政の伝統に忠実な元老院保守派の貴族たちのこと。

(注) 41 共和政の改革を目指す元老院革新派の貴族たちのこと。民会を権力基盤とし、騎士身分その他平民階層の支持を仰いだ。

(注) 42 アラン・ミシエルによると、この言葉はプラトーンがソフィストらに倣って、民主国家の主宰者を呼ぶのに用いた 'ἡγοράτης' (指導者) というギリシア語の翻訳であるという。(Michel, Alain; Histoire des doctrines politiques à Rome. 'Que sais-je?' No 1442. 1971. 邦訳『ローマの政治思想』、国原吉之助、高田邦彦訳。白水社。一九七四年刊。)

(注) 43 キケロはこの小スキピオをかれの名著『ラエリウス(Laelius)』別名『友情論(De amicitia)』において追慕し、その不朽の名声を後世に残した。

(注) 44 前四四年三月のカエサル暗殺後、その養子に指名されたオクターウィアーヌスは、最初アントーニウスと提携していたが、やがて疎隔を生じて、元老院共和派の旗頭であったキケロに接近し、相互援助を確約していた。しかし翌四三年、ムティナ(Mutina)の戦いを境にして、再びアントーニウス派へ寝返った。

かし後年アントーニウスとの決戦に勝って帝国を再統一したとき、キケロの息子を同僚執政官に選んで、かつての恩人への罪を償い、その名誉を回復したのである。プルートアルコス『キケロ伝』によると、晩年のアウグストゥスは、孫が密かにキケロの本を読んでいて上衣の下へ隠したのを取り上げ、立ったままその大部分を読んでから、「学問のある愛国者だった。」と述懐した<sup>(注)45</sup>。キケロは独創的思想家と言うよりはギリシア思想の紹介者であって、弁論術や哲学に関する膨大な著作を、みずからギリシア原典の複写に過ぎないと自嘲しているが、しかしその『国家論』、『法律論 (De Legibus)』、『義務論 (De officiis)』などから認識されるように、かれがローマ古来の伝統や実際の体験を加味して、純粹思弁的なギリシア思想を実践可能なものに換骨奪胎した功績は大きい。その意味でかれはローマ共和政期最大の思想家であり、政敵であるカエサルでさえかれの弁論と学問を高く評価して、つねに敬意と親愛の情を示し、キケロの生涯をペリクレス (Περικλῆς) のそれになぞらえて賞讃した。カエサルの養子となったアウグストゥスが武力においても教養においても遙かに立ち勝っていた大伯父に倣って、キケロの学問を尊敬し、その内容に聴従したであろうことは、容易に想像できる。キケロは、自身の嫌悪していた帝国の成立を見ることがなく、共和政と運命を共にしたが、しかしかれが祖述したストア的徳目と人間主義とは、アウグストゥスの元首政を通して実践され、その後長年に亘って帝国支配の実際の上に生かされ続けて行ったに違いない。さもなければ、かれの著作が二千年の風霜に耐えて生き永らえ、他の凡ゆるラテン作家を凌駕して桁外れに多く現存することなど、決してあり得なかったはずである。

現存するキケロの著作は、「ロイブ古典叢書 (Loeb Classical Library)」中に二八冊収められている<sup>(注)46</sup>。その内訳は、法廷演説が十冊、哲学論文が六冊、弁論術の論文が五冊、書簡が七冊となっている。法廷演説の中の二冊は『ウェッレース弾劾演説 (Orationes in Verrem)』に充てられており、これはキケロが前七〇年に、前シキリア (Sicilia) 州 (現

在のシチリア島) 総督ガイウス・ウェッレース (C. Verres) の甚しい秕政をローマの元老院に告発した弾劾演説であって、当時(「ローマの平和」に先立つこと四〇年)のローマの属州統治の、恐らく最悪の実例を発いたものとして名高い。また書簡七冊のうち三冊はキケロが親友アッティクスに宛てた書簡集(Epistulae ad Atticum)、他の三冊は親しい友人や家族に宛てた書簡集(Epistulae ad Familiares)、『家信集』という訳語もある)、残りの一冊は弟のクイントゥス(Quintus)と友人ブルートゥスに宛てた書簡集その他となっているが、この中にはキケロが前五一年から五〇年にかけて小アジアのキリキア(Cilicia)州の総督を務めた折り、本国ローマのアッティクスや元老院議員らに宛てた書簡が多数含まれて居り、これらは当時(「ローマの平和」に先立つこと二〇年)の属州統治の、恐らく最良の実例を今日に伝える貴重な第一次史料である。<sup>(注)47</sup>

本稿は年代順に従い、まず第一章において、シキリア州総督ウェッレースの秕政を取り上げ、第二章においてキリキア州総督キケロの善政を扱う。そして筆者は、これら二つの対蹠的な実例の仔細な説明を通して、属州民に対するキケロの公正かつ寛容な態度が、恐らく「ローマの平和」における属州統治の先駆的模範になったであろうことを、実証し得るものと予想している。

(注) 45 *Πλουτάρχος; Κικέρων. XLIX. "Νόμος ἀνὴρ...καὶ φιλόστατος."*

(注) 46 キケロに次いで多いのは、リーウィウス(Livius)の十四冊、大プリニウス(Plinius Maior)の十一冊、セネカ(Seneca)とアウグステイヌス(Augustinus)の各十冊となっている。

(注) 47 「ローマの平和」の期間中に属州問題を扱った第一次史料は、僅かにひとつ、小プリニウス(Plinius Minor)の『書簡集(Epistulae)』第十卷(皇帝トライヤヌスとの往復書簡、一二二篇)があるのみである。

## 第一章、シキリア州総督ウェッレースの秕政

## 第一節、ウェッレース裁判と『弾劾演説』

紀元前七〇年の一月、当時三六歳の新進気鋭の政治家、兼弁論家であったキケロは、シキリア州から三年の任期を終えて帰国した前総督ガイウス・ウェッレースを、「不法利得取締法(Lex de pecuniis repetundis)」違反の(注)1 廉で、首都ローマの法廷に告発し、満天下の話題をさらった。すでにその九年前、キケロは「クイーンクティウス弁護(Pro Quinctio)」裁判に勝訴して一躍ローマ政界に名を知られ、次いで「アメリカのロスキウス弁護(Pro Roscio Amerino)」、「喜劇俳優ロスキウス弁護(Pro Roscio Comedo)」などの裁判にも成功して、一流弁論家たる名声を博するに至っていた。しかも前七六年には、シキリア州の財務官(quæstor)を勤め上げて、帰国後ローマ元老院議員の資格を得、名門貴族(nobilitas)には所属しない地方騎士階級出身の不利な立場にありながらも、将来大政治家として雄飛するための布石を、着々と置きつつある重要な時期に差しかかっていた。そのかれが、今度は一転して、なぜ告発人という危険な役回りを引き受けたのか。この間の事情ないし動機については、すでに柴田光蔵氏の緻密な論考がある(注)2 ので、詳細はそれに譲って贅言を避けるが、要点のみを箇条書きにすれば、次の通りである。

(イ) 名誉欲—財務官歴任後、五年にして到達できる按察官(aedilis)の地位を狙っていたキケロは、ウェッレース裁判に勝訴することによって大きな点数を稼ぐことができるはずであり、とりわけウェッレースの弁護人を買って出た雄弁家ホルテンシウス(Q. Hortensius Hortalus)を論破すれば、当代随一の雄弁家たる名誉を獲得して、将来の出世への最短コースを歩めるはずだった。(ロ) 先例模倣—かれ以前の大弁論家で、かれの家庭と交際のあったマールクス・アントーニウス(M. Antonius)やルーキウス・クラッスス(L. Licinius Crassus)は、弱冠にして積極的な法廷活



動を開始し、将来の栄職に昇る切掛けを掴んだ。下級出自のため上級貴族から好遇されぬキケロは、かれらの先例に倣って受動的弁護よりも積極的訴追を選び、停顿した出世の道を打開する必要があった。(ハ) 保護関係——かつてシキリア州の財務官を務めたかれは、在職時に有力な属州民と保護関係を結び、特に騎士階級出身の事業家の代弁者を以て任じていたので、かれらの訴えに耳を藉し、その利益をローマにおいて擁護すべき義務を負っていた。(ニ) 正義感——往年のローマの偉大な先人たちが、友好関係にある諸都市・諸国家を不正から守り、その福利への配慮をおのが任務としたことを、かれは度々想起し、属州民のために制定された不法利得取締法を遵守すべき義務を強調した。また生涯を通じて正義感を持ち続けた。(しかし、と柴田氏は付け加える。この動機が、かれの政治的利害に比べれば脆いものであったことは、同様の事件に対するかれの態度から判明すると。) 以上いずれの項目も首肯に価する動機である。ただ筆者が『ウェッレス弾劾演説』とキリキア州総督在任時の『キケロ書簡』とを通読した感想から言えば、「正義感」はもっと重視すべき動機であり、「先例倣い」は取り立てて述べるほどの動機ではないという印象を受けるが、この点については後に触れる機会がある。

(注) 1 属州総督の非行を防止する「不法利得取締法」は、前一四九年の護民官ルーキウス・ピソ・フルーギ(L. Piso Frugi)の提案以来、度々制定されているが、この際適用されたのは、前八〇年、スッラによって制定された「コルネーリウス不正利得法(Lex Cornelia de repetundis)」であった。

(注) 2 柴田光蔵「マールクス・トゥッリウス・キケロ——ウェッレス裁判をめぐって」(文献目録、(B) 1、第三部第二章)

(注) 3 柴田氏はその例証として、前六九年のガッリア州の前総督マールクス・フォンテイウス(M. Fonteius)の弁護裁判(Pro Fonteio)と、前五九年のアシア州の前総督ルーキウス・フラックス(L. Flaccus)の弁護裁判(Pro Flacco)とを挙げている。

さて、ウェッレース訴訟は、かれの被害者たるシキリア属州民の依頼を受けたキケロの告発によって、前七〇年一月にその幕を開けた。当時それほど珍しい現象ではなかった一属州総督の非行の告発が、なぜこの訴訟に限って世人の異常な関心を呼び起こしたのか。その点を理解するためには、まず当時のローマの政治情勢を瞥見する必要がある。

前二世紀の後半、護民官ティベリウス・グラックス (Ti. Sempronius Gracchus) が平民救済のために急激な政治・社会改革に乗り出してから、ローマの貴族は保守的な閥族派 (optimates) と革新的な平民派 (populares) に分かれて血みどろな闘争を繰り返していたが、前八二年には閥族派のスッラが平民派のマリウス (Marius) を追放して終身の独宰官 (dictator) に就任し、元老院保守派による独裁体制を確立して、長年の党争に一応の終止符を打った。しかし西方の属州ヒスパニアでは前総督セルトリウス (Q. Sertorius) が独自の政権を樹立してローマ元老院に反抗し、東方の小アジア半島ではスッラの死後第三次ミトリダーテース (Mithridates) 戦争が起こって風雲急を告げ、その上前七三年にはローマに近いカプア (Capua) から剣奴スパルタクス (Spartacus) の蜂起があって大規模な奴隷反乱へと発展したので、外患内憂交々至ったローマ中央政府は、非常な窮地に立たされた。この時彗星のように登場した無官の將軍ポンペイユス (Cn. Pompeius Magnus) は、セルトリウスの乱を鎮定して武名を高め、スパルタクス征伐に大功のあったクラッスス (M. Licinius Crassus) と結託して、前七〇年の執政官選挙に立候補し、当選した。選挙に当たってかれが民衆に確約したことは、十年余に及ぶ閥族派の腐敗した独裁政治の浄化であって、具体的には護民官の立法権の回復、属州の不法統治の摘発、法廷からの元老院階級の排除、という三項目であった。

属州総督の不法利得を取締る常設査問所 (quaestiones perpetuae) は、早くも前一四九年にローマに設けられていたが、前一二三年にはアキリウス法 (Lex Acilia) が制定されて、査問所から元老院階級の審判人 (iudex) が除外され、

審判人はすべて騎士階級出身者が独占することになった(In Ver. I. 51)。この結果元老院階級出身の属州総督は、任期満了後の峻烈な告発を怖れて属州での誅求や非行を慎しみ、また査問所の審判人らも被告からの金銭による買収に  
応ずることなく、裁判の厳正を守ってきた(I. 38)。しかるに前八〇年にスッラがこの法を廃止し、査問所から騎士階  
級を悉く放逐して元老院階級を以てこれに代えたとき、事態は一変し、それ以後属州総督の非行と法廷の腐敗が、互  
いに因となり果となって止めどもなく進行した。将来の出世のため属州民を苛斂誅求して巨万の富を集めた総督は、  
帰国後、同階級の審判人を買収して無罪放免を勝ち取るのが通例となった。キケロによれば、属州総督が誅求・横領  
によって私服を肥やした金の、三分の一は私財蓄積のため、三分の一は弁護人と後援者の買収のため、残りの三分の  
一は審判人買収のためであったという(I. 40)。こうして属州総督は墮落し、査問所は腐敗し、元老院は権威を失墜し、  
属州は怨嗟の声に満ち溢れた(II. 3: 207)。東西両地方の属州で反ローマ活動が活潑化し、ローマ共和国の存立基盤を  
危殆に瀕せしめたのも、理の当然であった。この反ローマ活動を封ずるのに大功のあったポンペイユスは、諸患の  
根源を除去するために、まず元老院の粛清と法廷の浄化に乗り出さざるを得なかったのである。

長年ローマ政治を壟断してきた元老院の閥族派と対決するために、ポンペイユスは元老院の平民派や騎士階級と  
提携し、もちろん民会の後楯を確保して、まず戸口調査(census)を行なった。すなわち以前に元老院閥族派に属しな  
がら冷遇された二人の前執政官ゲッリウス(Gellius)とアントゥルス(Lentulus)を監察官(censor)に任命し、実に十  
六年ぶりの戸口調査を実施して元老院議員の資格審査を行ない、六四名の大量の議員を除名して、閥族派に大打撃を  
与えた。更に追い打ちをかけて、常設査問所の審判人構成の改革に着手し、騎士階級の復権を認めて元老院階級を排  
除する作業に、意欲的に取り組んでいた。このような政治情勢を背景にして、キケロのウェッレス告発が行なわれ  
たのである。

ウェッレースは言うまでもなく元老院閥族派の一員で、名門レントゥルス (Lentulus) 家を後楯に持ち、前述したスッラ体制に便乗して税政の限りを尽くした属州総督の一人であった。帰国してキケロの訴追を受けるや、直ちに多額の金銭をばらまいて関係者を買収し (II. 3. 145)、雄弁を以て鳴るホルティンシウスを弁護人を選んで、万全の防備態勢を整えたのである。これに対するキケロはポンペイユスら実力派の支援を得て、腐敗した閥族派の主流派と対決し、騎士階級や平民階級の人気を博して、将来の高級政務官 (特に執政官) 選挙に有利な地盤を築き上げようと目論んでいた。このように両派の対決が赤裸々に反映したからこそ、ウェッレース裁判は世人の異常な関心を呼んだのである。

この裁判の具体的経過については、前掲の柴田光蔵氏の論文が詳細に記述しているので、ここで繰り返す必要はない。ただその経過の概要のみを箇条書きにして示せば、次のようになる。<sup>(注)4</sup>

。一月初め——キケロの告発を受けた被告側は、自身の配下であるクイーントゥス・カエキリウス・ニゲル (Q. Caecilius Niger) を訴追者に立てたので、訴追者決定手続 (divinatio) が行なわれたが、カエキリウスは敗退し、キケロのみが訴追者として認められた。

。一月下旬 (二〇日—二七日頃) ——キケロは不法利得取締法と法務官とによって、現地の調査権 (potestas inquirendi) を付与された。

。二月初旬——キケロはシキリアに向かって出発。調査期限は一一〇日間であったが、かれはほぼ五〇日で調査を完了した。三月下旬に帰国。

。七月十四日—二六日頃——審判人決定の手続きが行なわれ、元老院階級としては最も優秀で清廉な審判人団 (consilium) が選出された。審判長は法務官マーニウス・アキーリウス・グラブリオ (M. Acilius Glabrio) であった。

。八月五日——キケロの論告開始。これは十五日まで続く予定であり、十三日までに六〇名以上に及ぶ原告側の証人が出廷して訊問に応じた。被告は三日目(七日)に聴衆の怒号を怖れて出廷せず、以後被告不在のまま審理が進められた。

。八月十五日——開延日延期(*comperendinatio*)が通告され、第二審問は国家の祭典や競技が終わったのちの九月二〇日頃に始まることが予定された。

。九月中旬——競技開催中に、被告は形勢不利と悟ってマッシリア(*Massilia*)に亡命し、自らを終身追放刑に処した。

。九月二〇日頃——法廷は被告に有罪判決を下し、損害賠償額を三〇〇万セーステルティウス(*sestertius*)<sup>(注5)</sup>と査定した。

以上のような経過を辿って、裁判はキケロの完勝、ウェッレースの完敗に終わった。恐らくキケロはこの半年前、自己の庇護民であるシキリア州住民、特に現地の騎士階級の連中から哀訴されたとき、ウェッレースの非行の並外れた悪質さに愕然とし、自己の能弁を武器として戦えば勝訴することも困難ではないと判断して、訴追に踏み切ったのであろう。しかしウェッレースもまた、自己の勝算を胸に秘めていたのである。閥族派の中心勢力たるメテッルス家の保護を得た上、有能な弁論家ホルティンシウスを弁護人に擁し、しかも過去三年間シキリア州総督として積み上げた

(注) 4 裁判の各段階の日付については、ドルーマンの『ローマ史』(文献目録(A) 15)が詳しい。なお日付に関する議論は、マリノーネ著『ウェッレースの査問所』(文献目録、(A) 18)が最終の結着をつけたといわれる。

(注) 5 ローマ貨幣の単位。略号はHS。前二六九年に初めて鑄造された銀貨で、前一世紀前半には青銅貨アリス(*as*)の四倍の比価があった。しかし前四九年、カエサルが金貨アウレウス(*aureus*)を鑄造したとき、セーステルティウスは青銅貨に落とされた。

不動の実績があった。土井正興氏<sup>(注)6</sup>によれば、ウェッレースの政治的功績は、(1)スパルタクス反乱に当って、ローマ市民の胃の腑を満たす食糧を確保したこと、(2)奴隷の不穏な動きを抑えて、第三次シキリア奴隷反乱の勃発を防止したこと、(3)シキリア(メッサーナ海峡)に防備措置を施してスパルタクス軍のシキリア渡航を妨害したこと、(4)海賊に対する買収工作によって、スパルタクスと海賊の同盟を分離したこと、の四点であるという。この中、後者三点は必ずしも史料的に立証できないが、第一の点は(本章第二節において立証するように)疑い得ない功績であって、カンパーニアから穀物供給の途絶えた首都ローマの市民に、三年間飢餓を味わわずに済んだのは、ひとえにウェッレースの強圧政治の賜物と言ってもよかった。このような実績を背景に、次期執政官のホルテインシウスとクイーントウス・メテッルス、次期法務官のマルクス・メテッルス、後任のシキリア州総督ルーキウス・メテッルス——かれがキケロの現地調査を妨害した——などをおのれの陣営に擁して、ウェッレースは無罪放免を容易に勝ち取れるものと高を括っていたのである。そのかれが、なぜ裁判の結審も見ぬ中に早々と国外へ逃亡したのであるうか。

キケロの勝囚、つまりはウェッレースの敗囚について、柴田氏の前掲論文は次のように断定している。キケロの勝囚の筆頭は、被告側の必死の術策を破ったかれの法廷技術の巧みさにある。すなわちかれは、ホルテインシウスの老練な術策を破る奇策を用いた上で、弁論においても巧妙な論理を案出し、元老院議員を「悪徳分子(civis improbus)」と「優良人士(omnes boni)」に峻別して、「優良人士」である当法廷は「悪徳分子」を断罪する使命があると訴えた。

第二には、シキリアにおけるかれの証拠蒐集が完璧で、相手方に反論の余地を与えないほど証拠が強力だったことであるという。なるほどこのような分析は、法学者の立場からするまことに尤もな解釈であって、これらの二点がキケロの勝利に多大の貢献をしたであろうことは否定できない。但し浩瀚な『弾劾演説』を全篇通読してみた印象では、キケロのシキリアにおける証拠蒐集はかなり杜撰であって、系統的組織的調査が行なわれたとは思われない。かれの

「第一訴訟」の最後には、シキリア州住民から不法に強奪された財貨の総額が四千万HSに達したと明記されている(1.56)が、かれの調査資料の全体からは、それだけの損失を与えた具体的非行を悉く集計することができず、統計学的に辻褃が合わないのである。ということは、証拠資料の蒐集漏れ、または記載漏れが、余りにも多かつたということに外ならない。要するにキケロにとっては、科学的厳密さを期するよりも、場当りの集めた多数の証拠を法廷にひとつひとつ披露し、かれ一流の美辞麗句でそれを潤色しつつ、審判人に強烈な印象を与えれば足りたのである。その意味でかれが蒐集した具体的資料は、完璧といってよいほどの有力な攻撃材料となり得たのである。

さて柴田氏の挙げた勝因に対して、土井氏はそれだけではウェッレスの自発的流罪の説明がつかないと反論し、当時の政界の力関係の中にその勝因を探っている。詳細は土井氏の論文に譲るので、ここには再録しないが、要点のみ掻いっままで述べれば、次の通りである。前七〇年の執政官ポンペイユスとクラッススは、いわゆる実力派として、元老院の平民派および騎士階級と緩やかな連合戦線を形成し、元老院の閥族派(特に保守的な主流派)と対立した。キケロはその頃一時的に平民派に近付き、実力派のポンペイユスと近い関係にあり、ウェッレスは閥族派内の主流派の支援を受けていた。従ってウェッレス裁判の帰趨は、当時の両派の力関係によって左右されずには居れなかった。実力派⇨平民派⇨騎士階級の連合戦線は、閥族派の政権独占を打破するために、戸口調査による不良元老院議員の追放や常設査問所の改革などの手を次々に打っていたが、とりわけ後者は法務官ルーキウス・アウレリウス・コッタの主導下に意欲的に進められ、九月か十月に公布される改革案では、元老院階級の審判人が三分の一に減らされ、騎士階級と準騎士階級(tribuni aequarii)がそれぞれ三分の一を占めることになる予想されていた。ところ

(注) 6 土井正興「スパルタクス反乱の政治史的意義」(文献目録、(B) 2、第四章)

がこれと平行して進捗したウェッレース裁判において、余りに甚しいかれの非行が民衆の憤激を招いたため、閥族派内の良識派はいたく憂慮し、もしこの儘裁判が続行されてかれの非行の全貌が暴露されれば、諸悪の根源であった閥族派の独裁体制に一層激しい非難が集中し、元老院階級は常設査問所から完全に閉め出されることになると怖れたのである。事実騎士階級はそのような事態を歓迎していたので、むしろウェッレースの無罪放免を望んでいたという(II. 1. 13)。そこで閥族派内の良識派は、この裁判を有耶無耶の中に終らせることを画策し、ホルティーンシウスを促してキケロと妥協させた。その頃実力派はポンペイユスとクラッススの確執によって足並みが揃わなくなったため、キケロも強い支援を当てにすることができず、結局この取り引きに応じて、ウェッレースの自発的追放刑と引き換えに、シキリア属州民への損害補償額の大幅値下げに同意せざるを得なかった。その値下げ幅が、四千万HSからその一割以下の三〇〇万HSへと**い**う甚しさであったため、プルータコスが伝えるように、キケロは買収されたという**非難**を受けたのである。

以上が土井氏の主張の骨子であるが、その政治情勢の分析はまことに周到かつ犀利である。もっとも柴田氏からは、ウェッレースを元老院主流派が支持したという資料的証拠はないとの反論があり、また筆者もキケロが一時的にせよ平民派と気脈を通じたという解釈には承服しかねるが、しかし事件の推移の鍵を握っていたのが閥族派内の良識派であるという見解には、全く同感である。ウェッレース裁判の審判人団は、その結成の当初、キケロから元老院階級としては最も優秀で清廉な人物たちと評価され、裁判の経過中にはキケロから「優良人士」と規定されて、正当な判決を下すことを期待されているが、かれらこそは閥族派中の良識派に属する人々であった。ローマの元老院は一時的に腐敗墮落して、一般市民あるいは属州民から糾弾を受けることがあっても、やがて倫理的に姿勢を正して、自らを肅清する自浄作用を行ってきた。キケロがストア哲学の学徒として、正義・公正・廉直の美德を發揮せよと訴えると



き、元老院の内部には常にそれに耳を藉して同調・共鳴する分子が居たのである。むしろキケロは、この良識派の存在を確信していたからこそ、法廷においてストア哲学的理念を振りかざして大獅子吼したのである。共和政ローマが、前一世紀の内乱の危機を克服して、やがて壮大な帝国を樹立するに至るのも、この倫理的・道義的健全さを有する良識派が、ローマ政界の確乎たる底流として、力強く存続していたからであった。要するにウェッレスの敗訴は、元老院の自浄作用の一齣であって、単なる政治的駆引きの失敗や法廷技術の拙劣さによるものではなかったと思われる。

次に、ウェッレス敗訴の第二の原因は、かれの非行の並外れた悪質さにあったと考えられる。イタリアのチコッティ (E. Cicotti) が前世紀末に、キケロの一方的な裁判資料に反駁して、ウェッレスに同情的な見解を述べて以来、<sup>(注)8</sup> ウェッレスの非行を、当時の属州総督のありふれた不法行為の一例に過ぎないとする解釈が、かなり有力である。「パウリ・ヴィッツソーヴァ古典古代学事典」の「ウェッレス」項を執筆したハーベルメール (H. Habermehl) も、その最後尾の「全体的批評」において、次のように述べている。「ウェッレスはその悪逆と腐敗の程度が並外れていたとしても、かれだけが唯一無二の例ではなかったのであって、自分にとり不利な時点でキケロのような人物に告訴されたのが身の不運であった。明らかにかれは、腐敗して没落の定めにある社会、すなわち古い価値秩序がますます消

(注) 7 プルータルコス『キケロ伝』八章。「非難を受けた」という河野与一訳(風間喜代三氏訳も同様)に従えば、土井氏のようにキケロが裏取引きに応じたいという結論になるが、原語は単なる「非難」ではなく、「誤った非難、中傷」の意味で、プルータルコス自身がその噂を事実無根として否定しているのである。拙訳は後述する。

(注) 8 文献目録、(A) 6、参照。

滅し、無遠慮なお偉方が共和国の福利を等閑に付し、個人の貪欲や情熱の解放に全努力を傾注した社会の、代表的人物なのである。<sup>(注)9</sup>つまりウェッレースを、自己責任の原則に基づく道徳的悪人とは見ず、邪悪な時代環境の産物と見做して、免責処分が付しているのである。また最近わが国で、『ローマ人の戦争』を編集した吉村忠典氏も、ほぼこの見解に添っており、ウェッレースは「抜けた悪玉」ではなく、悪かったのはローマの支配の体質、余りにも金のかかる閥族政治であったと述べている。<sup>(注)10</sup>この断定の後半はまことに適切であって、ウェッレースの非行は、苛斂誅求や金銭横領に関する限り、当時のローマ政界の特殊構造に由来する汚職行為であった。しかしその前半は然らず、苛斂誅求・金銭横領以外のかれの非行は、かれ自身の邪悪な人間性による犯罪行為であって、些かも弁明の余地のないものである。『弾劾演説』を通読すれば感得できると思われるが、ウェッレースの非行は、悪徳総督の税政に慣れた属州民や一般ローマ市民をも驚愕させるほど、異常かつ法外なものであった。かれの三年の悪政の結果、耕作者や牧人は逃亡し、耕地は荒廢に任され、シキリアは当分回復できない痛手を蒙ったのであった(II. 3; 46, 3; 47, 3; 120, 3; 121, 3; 128)。キケロ自身の言葉によれば、「ウェッレースはシキリアを三年に亘って激しく荒掠し破壊した。そのためシキリアは最早や旧態に復し得ぬほどであり、また他日廉潔な総督が出て長年努力しても、その幾分かを復興することさえ不可能なほどである」という(II. 12)。ウェッレースの悪行の具体的事例の数々を検討すれば、キケロのこの表現が誇張でもはったりでもないことが理解されるであろう。もしウェッレースの前任者たちがかれ同様の悪政を強行していたならば、シキリアは「ローマの穀物倉」の異名をとるほど繁栄した富裕な属州ではあり得なかったはずである。要するに、キケロの現地調査の結果明らかにされたウェッレースの犯罪行為が、あまりにも桁外れの甚しさであったため、裁判の進行につれて元老院の良識派は被告を見限り、ホルティンシウスも不利を悟って弁護を諦め、おそらく両者が被告に自発的亡命を勧告して元老院の権威を守ったというのが、真相ではなからうか。

次にキケロが損害補償額を一割以下に減らすことに同意した点について触れておきたい。プルータルコスによると、「ウェッレースに有罪判決が下り、罰金を七五万(注)11(ドラクメー)と評価したキケロは、金を貰って罰金の額を低めたという中傷を受けた。しかし実際は、シキリアの人々は感謝の念を抱き、かれが按察官になったとき、島から沢山の家畜を連れてきたり、沢山の物資を運んできたりした。そこでかれは、全く儲けることをしないで、それだけ市場の価格を下げることに、その人々の熱意を利用した」という。(注)12シキリアの属州民が感謝したということは、かれらが三〇〇万HSの補償額を諒解し、それで満足したということである。確かにかれらの蒙った損失は四千万HSに達したであろうが、ウェッレースからその額を取り立てることは全く不可能であると知っていたはずである。ウェッレースは既に審判人や有力保護者の買収に、横領金の殆ど大部分を使い果たしていた。その上、シキリアで掠奪した重要美術品は、悉く拐帯したままマッシリアへ逐電したのである。とすればローマに残されたかれの資産で没収可能なものは、何程の額にもならなかったはずである。回収不可能な賠償金額をいくら天文学的数字にまで積み上げてみても、

(注) 9 文献目録、(A) 20. S. 1633.

(注) 10 吉村忠典「シチリアの悪総督」(文献目録 (B) 3、所収)

(注) 11 ギリシアの貨幣単位、ドラクメー (δραχμή) は、ローマの一デーナリウス (denarius) に当り、一デーナリウスは四セーステルティウスに当る。従って七五万ドラクメーは三〇〇万HSになる。

(注) 12 Πλουτάρχως; Κικέρων. VIII. Ὅτις δὲ τοῦ Βέρρου καταδικασθέντος, ἐβδόμη ἡκοντα πέντε μυριάδων τιμησάμενος τὴν δίκην ὁ Κικέρων διαβολῆν ἔσχεν ὡς ἐπὶ ἀγορεύῳ τὸ τίμημα καθυφεμμένος. οὐ μὴν ἀλλ' οἱ Σκελιώται Χάρου εἰδόντες ἀγορανομοῦντος αὐτοῦ πολλὰ μὲν ἄγοντες ἀπὸ τῆς νήσου, πολλὰ δὲ φέροντες ἤκου, ὧν οὐδὲν ἐποίησαν κέρδος, ἀλλ' ὅσον ἐπενωνίσαι τὴν ἀγορὰν ἀπεχοῦσαν τῆ φιλοτιμίᾳ τῶν ἀνθρώπων.

(それは第一次世界大戦後のドイツの賠償額一、三三〇億金マルクと同様) 絵に描いた餅で何の足しにもなりはしない。キケロもシキリア属州民も、その辺の実情を十分に弁えていたからこそ、回収可能な三〇〇万HSという補償額で折り合い、シキリア属州民は実際にそれを手に入れて感謝したのである。キケロが補償額を下げるために買収されなければならぬ論理的必然性などは、全く考えられない。また事実キケロが終始清廉に振舞ったからこそ、シキリア属州民は多量の現物で以てキケロに感謝の意を表明したのであろう。

最後に、マッシリア亡命後のウェッレースの運命について付言しておく。亡命時四五歳であったかれはその後実に二七年間を流謫の地で生き永らえた。当時としては珍しいほどの長寿を保ったということは、かれが強奪・横領した不動産で優雅な晩年を送ったという明白な証拠である。前四三年にかれは、往年の仇敵キケロが第二回三頭政治の実力者マールクス・アントーニウスにより殺害されたという噂を聞き知ったらしいが、程なくアントーニウスの魔手は、マッシリアまで伸びて老残のかれをも葬り去ってしまった。<sup>(注)14</sup> 重要美術品(コリントス製の器で、明らかにシキリアでの掠奪品)の引渡しを拒んだためアントーニウス派の將軍アシニウス・ポッリオ(Asinus Pollio)によって裁判にかけられ、<sup>(注)15</sup> 死刑に処せられたという。命を捨ててまでも捨て切れなかった財産への執着、——この異常な貪欲さこそが、かれのシキリア州誅求の最大の活力源なのであった。

さて、ウェッレース裁判については以上で切り上げて、次にキケロの論告文である『ウェッレース弾劾演説(Orationes in Verrem)』の方に移ろう。『弾劾演説』は、次の三部七巻より成り立っている。

- (1) 「クイーントウス・カエキリウスに対する、いわゆる訴追者決定の弁論(In Q. Caecilius oratio quae divinatio dicitur)」一巻。
- (2) 「ガイウス・ウェッレースに対する第一訴訟(In C. Verrem actio prima)」一巻。

(3) 「ガイウス・ウェッレースに対する第二訴訟 (In C. Verrem actio secunda)」五卷。

(これらの資料の内容説明は、柴田氏の前掲論文が巨細に亘り行なっているので、ここでは繰り返さず、その要点のみを摘記するに留める。)

(1) 「反カエキリウス弁論」は、被告側がキケロを掣肘するため訴追者として立候補させたクイントゥス・カエキリウス・ニゲルを相手取り、キケロがこれを忌避して退けた法廷弁論である。その内容は、「二節―九節」キケロが訴追を引受ける理由説明、「十節―六五節」カエキリウスとホルテンシウスの論破、「六六節―七三節」政治的考察、となっている。これに対するカエキリウスの弁論は今日に伝わらないが、かれはキケロに完全に敗れて、当初望んでいた補助訴追者の地位すら認められなかった。裁判を有利に進めようとしたウェッレース側の画策はまずここで一頓挫したわけで、キケロの水際立った雄弁が審判人団にどんな心証を与えたか、思い半ばに過ぎるものがある。

(2) 「第一訴訟」は、八月五日に始まり十五日に終わった第一審問において、キケロが実際に口述した論告文である。その内容は、「二節―三節」緒論、「三節―三二節」被告の非行とその奸計の指摘、「三二節―四二節」以後の手続き

(注) 13 Lactantius. II, 4:37.

(注) 14 アンソニー・トロロップ (文献目録 (C) 3) は、ウェッレースが恩赦を受けて、首都ローマへ帰ったのち、難に遭ったと記しているが、これは時間的に見て辻褄が合わない。また次に述べるポッリオがガッリアに駐屯していたことを考えても、不合理である。

(注) 15 Plinius: Naturalis Historia. XXXIV, 6.

の概説、「(四三節—五六節) 結語」となっている。この論告においてキケロは、争点を明確にし、証人・私文書・公文書などによる豊富な資料を駆使し、訊問 (interrogatio) ・論証 (argumenta) ・説明 (oratio) という手続きを用い、被告側と交互訊問という異例の方法によって、被告を激しく訴追した。被告は形勢不利を悟り、早くも三日目には病いと伴って出廷せず、弁護士ホルテンシウスも証人訊問を試みたのち、反駁を諦めた。この論告が終って一ヶ月後、第二審問が開かれる直前に、被告はローマを去って自らを終身追放刑に処した。この論告においては、被告の前歴とシキリアにおける非行の概略、審判人と弁護人の買収という事実が述べられただけで、まだ被告の具体的な悪逆無道のかずかずがひとつも論及されていなかったにも拘らず、裁判は序の口において呆気なく幕を下ろしてしまった。もしキケロの裁判記録がここで終わっていたら、ウェッレス訴訟はかれの他の小さな弁護裁判ほどにも後世の注目を引かなかったに違いあるまい。

(3) 「第二訴訟」<sup>(注16)</sup>は、裁判の終了後、キケロが手許にある証拠資料を整理・編集して公刊した仮想弁論であると、一般に承認されている。その内容は、「第一巻」被告の前歴、特にローマの都市係法務官 (praetor urbanus) 在任中の訴訟指揮について、「第二巻」シキリア州における民事・刑事裁判について、「第三巻」租税管理について、「第四巻」美術品強奪について、「第五巻」シキリアの安全確保面での怠慢とローマ市民への不法行為について、となっている。キケロはウェッレス裁判の経過中に按察官に当選していたが、さらに上級の政務官 (法務官・執政官) を目指していたため、自己の功績と能力を、政務官の選出母体である民会に強く印象づける必要があり、その結果口述しなかった論告資料まで公刊するという異例の措置を執った。この「第二訴訟」こそは、ローマ共和政下の属州統治の実態を、いわば内側から暴露する生々しい現地報告であって、貴重この上もない史料である。今日われわれはこのような史料を利用し得る奇貨を、キケロの政治的野心と弁論家的虚栄心の賜物として、感謝しなければなるま

い。

この『弾劾演説』は、本節末尾に掲載した文献目録において見られる通り、十八世紀中葉以後、数多く出版されたキケロの伝記の作成に利用されたばかりでなく、十九世紀の中頃以後は、ローマ共和政末期の政治史・法制史・社会経済史の分野でも、大いに活用されてきた。文献目録(A)は西欧の学界における研究動向の大略を表示している。残念ながら筆者は、一九〇六年以前の文献については、(2)のマルクヴァールトと(8)のリーベナム以外のものを、その古さの故に入手することができなかった。<sup>(注17)</sup>しかし一九一一年以降の文献は、(19)のマリノーネ以外すべて、過去二十年間に入手するを得たので、これらが一九〇六年以前の文献を忠実に利用しているとの前提に立ち、かつはまたその標題より内容を類推して、分野別に整理すれば、大凡次のようになると考えられる。

(a) 法制史的研究—(1)(2)(4)(6)(8)(9)(12)(13)(19)。この中(2)(4)は属州統治制度、(1)(12)は土地制度、(8)(9)(13)は租税制度を扱っている。(6)(19)は専ら「ウェッレース裁判」そのものを扱っている。

(b) 政治史的研究—(3)(7)(16)(18)。ローマ属州統治の歴史の中の一齣として、ウェッレースの悪政について触れている。

(c) 政治経済史的研究—(14)(15)(20)。これらはいずれも、史料として専ら『弾劾演説』を活用した最も詳細緻

(注) 16 ドルーマンによると、その発表は同年九月末であるという。

(注) 17 (6)のチコッティの書は戦後の一九六五年に再版が出たが、再三の注文にも拘らず品切れとの回答で、遂に入手することができなかった。

密な研究であって、(14) は主にウェッレースの利用した租税制度の面より史実を掘り起こし、(15) (20) はウェッレースの悪行全般を対象としている。質量ともにウェッレース研究の決定版と言うべきであろう。

(d) 社会経済史的研究—(5) (10) (11) (17)。(5) はシキリアの住民を、(10) はシキリアの農業を、(11) はシキリアの貿易を取り扱っている。(17) はそれらすべてを網羅したシキリア社会経済史の決定版で、『弾劾演説』をふんだんに利用している。

以上の文献を通覧すると、『弾劾演説』を利用した研究題目は、今日までにすべて出尽くしたかのような印象を受けるが、しかし刮目すればなお、ウェッレースの誅求の全貌を系統的に把握してそのからくりを突きとめた研究がないことと、『弾劾演説』を通してキケロの属州統治に関する倫理的態度を追求した研究がないことに、気付かせられる。些か落穂拾いの気味はあるが、前者の問題を本章の第二節において、後者の問題を第三節において取り上げ、特に第三節においては、序論に述べた抱負の一端に触れたいと考えている。



## 文献目録

## (A) 外国文献

- 1 Degenkolb, ; Die Lex Hieronica und das Pfändungsrecht der Steuerpächter. 1861.
- 2 Marquardt, J.; Römische Staatsverwaltung. Bd. II. 1876.
- 3 Arnold, W. T.; Roman Provincial Administration. 1879.
- 4 Pais, E.; Alcune osservazioni sulla storia e sulla amministrazione della Sicilia durante il dominio romano. (Archivio Storico Siciliano) 1888.
- 5 Pais, E. e Beloch, K. J.; La popolazione antica della Sicilia. (Arch. Stor. Sic.) 1889.
- 6 Cicotti, E.; Il processo di Verres. 1895.
- 7 Holm, A.; Geschichte Siziliens im Altertum. Bd. III. 1898.
- 8 Liebenam, W.; decuma. (Paulys RE. Bd. IV.) 1901.
- 9 Carcopino, J.; Decumani. (Notes sur l'organisation des sociétés publicaines, in Mél. Arch. et Hist.) 1905.
- 10 Carcopino, J.; La Sicile agricole au dernier siècle de la République Romaine. (Vierteljahrschrift für sozial- und Wirtschaftsgeschichte.) 1906.
- 11 Columba, G. M.; I porti della Sicilia. 1906.
- 12 Rostowzew, M.; Studien zur Geschichte des römischen Kolonates. 1911.
- 13 Rostowzew, M.; frumentum. (Paulys RE. Bd. VII.) 1912.
- 14 Carcopino, J.; La loi de Hiéron et les Romains. 1914.
- 15 Drumann, W.; Geschichte Roms in seinem Übergange von der republikanischen zur monarchischen Verfassung. Bd. V2. (M. Tullius Cicero) 1919.
- 16 Stevenson, G. H.; The Provinces and their Government. (CAH. Vol. IX, Chap. X) 1932.
- 17 Scramuzza, V. M.; Roman Sicily. (Frank, T. ed. An Economic Survey of Ancient Rome. Vol. III) 1937.
- 18 Stevenson, G. H.; Roman Provincial Administration till the Age of the Antonines. 1939.

- 19 Marinone, N.; *Quaestiones Verrinae, Cronologia del processo di Verre*. 1950.  
 20 Habermehl, H.; *Verres*. (Paulys RE. 2. Reihe. Bd. VII. 2) 1958.

## (B) 邦語文献

- 1 柴田光蔵著『ローマ裁判制度研究』世界思想社。一九六八年。  
 2 土井正興著『スパルタクス反乱論序説』法政大学出版局。一九六九年。  
 3 吉村忠典編『ローマ人の戦争』「世界の戦争」第二巻。講談社。一九八五年。

## (C) 「ウァルヌース裁判」の記載のち『キケロン伝』(参考分のち)

- 1 Middleton, C.; *The History of the Life of M. Tullius Cicero*. Vol. I. 1741.  
 2 Forsyth, W.; *Life of M. Tullius Cicero*. 1871.  
 3 Trollope, A.; *The Life of Cicero*. Vol. I. 1880.  
 4 Strachan-Davidson, J. L.; *Cicero and the Fall of the Roman Republic*. 1909.  
 5 Petersson, T.; *Cicero. A Biography*. 1919.  
 6 Sihler, E. G.; *Cicero of Arpinum*. 1933.  
 7 Gelzer, M.; *Cicero, als Politiker*. (Paulys RE. 2. Reihe, Bd. VII. 1) 1939. (Cicero. Ein biographischer Versuch. 1969)  
 8 Ciaceri, E.; *Cicerone e i suoi tempi*. 1939.  
 9 Haskell, H. J.; *This was Cicero*. 1942.  
 10 Seel, O.; *Cicero. Wort, Staat, Welt*. 1961.  
 11 Smith, R. E.; *Cicero the Statesman*. 1966.  
 12 Stockton, D.; *Cicero. A Political Biography*. 1971.  
 13 Rawson, E.; *Cicero. A Portrait*. 1975.  
 14 Lacey, W. K.; *Cicero and the End of the Roman Republic*. 1978.  
 15 Mitchell, T. N.; *Cicero. The Ascending Years*. 1979.

## 第二節、ウェッレースの苛斂誅求

ウェッレースは、かれの誅求に痛めつけられたシキリア州諸都市の訴えによると、その三年間の任期中に、実に四、<sup>(注)1</sup> ○○○万セーステルティウス(HS)相当の利得をシキリア全土から捲き上げて、私腹を肥やしたと言われる。当時の通常のローマ市民夫婦の年間生活費が一、○○○HSであったこと<sup>(注)2</sup>を考えると、この不正取得額は優に夫婦四万世帯を一年間維持するに足りる途方もない金額であった。戦乱の渦中にある属州においてならば非常時の徴発も止むを得ないと言えようが、あの苛烈な第二次奴隷反乱(前一〇四—一〇〇)が鎮圧されて以来三〇年、曲りなりにも平和を享受してきたシキリアにおいて、戦時にも勝るこのような大規模かつ没義道な汚職が行なわれたのは、異常なことと言わねばなるまい。もっともウェッレースがシキリア総督に就任した前七三年、イタリア本土においては、最後の奴隷反乱とも言うべきあのスパルタクス(Spartacus)の乱が勃発し、以後二年余にわたってローマ政界を極度の恐怖に陥れるという非常事態ではあった。スパルタクスに率いられた総勢九万人に達する逃亡奴隷の大軍は、ローマの正規軍団を度々破ったのち、前七二年にはシキリア島への渡航を企てており、その企画は海賊船団の裏切りによって<sup>(注)3</sup> 実現しなかったけれども、シキリア州総督の心胆を寒からしめたに違いない。土井正興氏が指摘しているように、こ

(注) 1 In Verrem. I. 56. 以下 In Verrem を省略する。

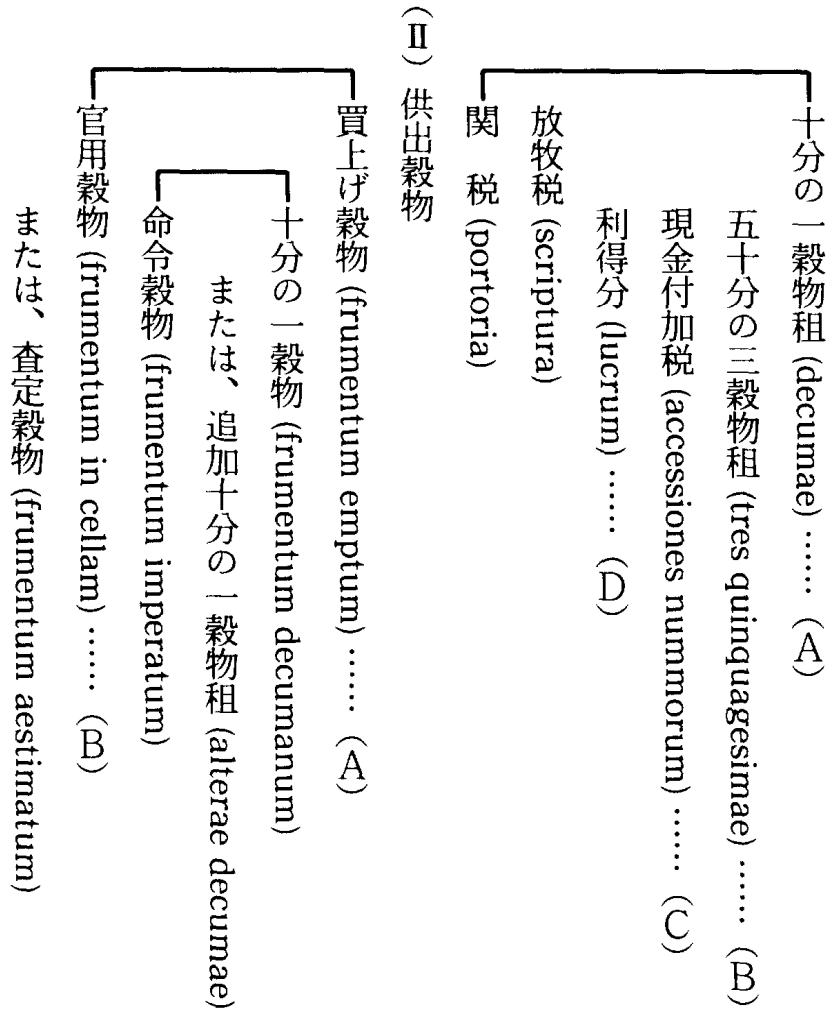
(注) 2 Cowell, F. R.: Cicero and the Roman Republic. 1956. p.10.

(注) 3 文献目録、(B) 2、三二七—三二八頁、参照。

の国家存亡の危機に当って、首都ローマの数十万の人口を養うための穀物を、主に供給しなければならぬシキリア州総督の政治的責任は、まことに重大であった。ウェッレースはこの責任を十分に果たしローマ元老院の期待に応えたからこそ、能吏としての実績を高く買われて、属州住民からの怨嗟の声が多分中央ローマに届いていたにも拘わらず、ローマ元老院により再度総督の任期延長(Prorogatio)を認められたのであろう。なるほどキケロが『弾劾演説』で暴露したように、ウェッレースの誅求は厳酷を極め、その不法行為は暴戻の限りを尽くしたであろうが、かれの徴収した租税および買上げ穀物は忠実にローマへ送り届けられているのであって、誅求はかれの個人的悪行というより国家的要請による職掌上の行為である。強いて非難すべき点を挙げれば、国家的要請に仮託して属州民の財物を強請し私腹を肥やしたという事実であるが、その横領金でさえもかれの後日のローマ政界における出世と身分保障のための運動資金であって、あたかも同じ時期に小アジアにおいて、ポントス(Πόντος)王ミトリダテース(Mithridates)六世と戦った將軍ルークルス(Lucullus)が、現地で掠奪した莫大な金銀財宝で以て、後世に語り継がれるほどの豪華な余生を送ったのとは、汚職の性格が異なっているように思われる。要するにウェッレースの汚職は、当時のローマ政界の構造汚職である。本節ではウェッレースがシキリア属州民に負わせた数々の賦課の実態を究明し、なかなしく徴収された財物の行方を(多くの場合推測の域を出ないが)可能な限り突きとめて、当時の構造汚職のからくりを明らかにしてみたい。

まずウェッレースがシキリア州住民を誅求するに当たって利用した賦課制度を、理解の便のため一覧表として次に掲げ、しかるのちその各種の賦課目について、順次具体的に検討して行くことにする。

### (I) 間接徴収租税 (vectigalia)

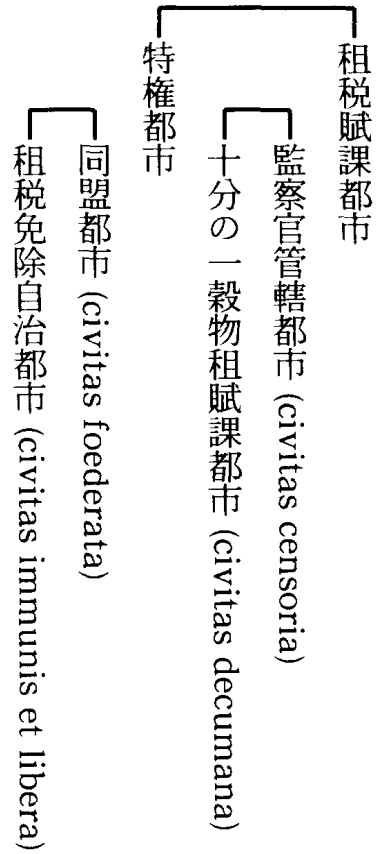


(注) 4 ルークッルスが東方に転戦したのは、前七三年から六六年までで、ウェッレースの任期と同時期に当たる。ローマにとっては内憂外患交々至る混乱期で、ウェッレースの税政もこの混乱に便乗したふしがある。ルークッルスの晩年の奢侈については、プルータルコス『ルークッルス伝』三七—四二、に詳しい。現在でも西欧に残る「ルークッルス風の」(Lucullan, Iukullisch)という言葉は、「豪奢な」という意味に用いられている。

## (I) 間接徴収租税 (vectigalia)

この vectigalia という言葉は、元来多様な意義と広範な周延とを有する概念であって、今日なおこれを明確に規定することは不可能である。しかし共和政末期の史料においては、概ねローマが毎年属州の租税賦課都市の市民から租税徴収請負人 (publicanus) を媒介として間接的に徴収した租税を指しており、租税徴収請負人の手を経ずに徴収された直接徴収租税<sup>(注)5</sup> (tributum あるいは stipendium) と対比される租税目である。シキリア州においては、一覽表に示したように、十分の一穀物租 (decumae) / 放牧税 (scriptura) / 関税 (portoria) の三種がこれに含まれる。

シキリア州には、これらの間接徴収租税を負わされた都市と、免除された都市とがあった。本稿では仮に前者を租税賦課都市、後者を特権都市と呼ぶことにする。キケロの記述から当時のシキリア州の全都市数を六五と推定すると<sup>(注)6</sup>、特権都市は(後述するように)八市であるから、それを差引いた残りの五七市が租税賦課都市ということになる。租税賦課都市に含まれるのは、監察官管轄都市 (civitas censoria) と十分の一穀物租賦課都市 (civitas decumana) であるが、前者はキケロの表現によると「ごく僅か (perpaucae)」(3: 13) であるから多分数都市と推測され、従って他の大多数、つまり五〇市ほどが後者に属したと考えられる。一方、特権都市に含まれるのは、同盟都市 (civitas foederata) と租税免除自治都市 (civitas immunis et libera) であり、前者はローマとの盟約 (foedus) によって、後者は盟約なくして、自治権 (libertas) および租税免除権 (immunitas) を認められた都市である。キケロの記述から、前者にはメッサーナ (Messana) / タウロメニウム (Tauromenium) / ネットゥム (Netum) の三市が、後者にはセントゥリパエ (Centuripae) / ハラエサ (Halaesa) / セゲスタ (Segesta) / ハリキュアエ (Halicyae) / パンホルムス (Panormus) の五市があることが、知られて<sup>(注)7</sup>いる。以上をわかり易く一覽表に示せば、次のようになる。



これら諸都市の中、ウェッレスの誅求の対象となったのは、全体の九割を占める、数にして約五〇ほどの（しかしケロが実際に言及しているのは三四の）十分の一穀物租賦課都市であった。

さて、十分の一穀物租は、農地の耕作者（農場経営者 *arator*）からその収穫穀物を対象に徴収され、放牧税は国有放牧地の畜産者（*pecuarius*）からその放牧地の使用料として徴収され、関税は貿易業者（*mercator*）から港の税関を通

(注) 5 当時ヒスパニアやアフリカで徴収されたが、シキリア（このちのアーシア）では徴収されなかった。（*In Verr.* II. 3; 12）（*Liebenam; decumae. Pauly's RE. s. 2307.*）

(注) 6 II. 2; 133. によると、各都市は毎年直接徴収租税の額を査定する都市監察官（*censor*）を二名ずつ選出した。そして 137 によると、都市監察官に任命された者は、シキリア州全体で一二〇名を算したとある。従って都市数は六五と推定される。（なお、本節の引用は、ほとんどが「*In Verrem II*」[「第二訴訟」]よりのものであるから、以下「II」をも省略し、巻と節のみを記載する。）

(注) 7 同盟都市については、2; 160, 5; 50, 5; 51, 5; 56, 5; 133. 租税免除自治都市については、3; 13.

る輸出入商品を対象に徴収されたものである。<sup>(注)8</sup> 当時のシキリアは首都ローマへの穀物供給地として重要な役割を演じていたため、その産業は穀物栽培を主体としたことが当然推測されるが、また山間の草地を利用した羊や牛の放牧も盛んであり、海運による他地方との交易も活発であった(2:6)ところから、放牧税や関税によるローマ政府の収益も相当な額に上ったものと推察される。しかし放牧税に関しては、ウェッレスの誅求による記載が全く見られないので、本稿においてはこれを取扱わない。また関税に関しては、ウェッレスがシュラークサーエ(Syracusae)の港において六〇、〇〇〇HSの脱税をしたとの記事(2:185)が残っているが、これは貿易業者に対する誅求ではなく、関税請負人(conductor portorium)および国庫(aerarium)に対する不法行為であるため、本節ではこれを不問に付すことにする。従ってここで対象とすべきは、十分の一穀物租とそれに関連した二種の租税目、その他である。

(A) 十分の一穀物租(decumae)

これは、前三世紀後半にシキリア島の東半を領有していたシュラークサーエ王国のヒエロン(Tépoν)二世(前二六五頃—二二五、在位)が制定した租税目を、ローマがこの王国を占領・支配した前二二一年以後もそのまま継受したもので、その徴収手続きも、大体ヒエロン法(Lex Hieronica)の規定に従っていた。すなわち、租税賦課都市は毎年管轄下の耕作者数(3:120)および播種量(3:102)を確認して、これをシュラークサーエに駐在するローマ政務官(総督)のもとに申告する。ついでシキリアの全地方から十分の一穀物租請負人(decumanus)がシュラークサーエに参集し(3:149)、ローマ財務官立会いのもとに(3:18)、各都市の穀物租の請負量を提示し、互いに競り合ったのち、最高の付け値によって落札する。落札した請負人は請負量だけの穀物を、所定の期日までに所定の場所において、ローマの役人に引き渡さなければならない。ところで十分の一穀物租はその名称が示す通り、収穫穀物量の十分の一を徴収するものであるから、徴収量が請負量を上回る豊作の年には、請負人はその差額だけの利益を得、その反対の



不作の年には、請負人はその差額だけの損失を蒙った。従って個人業者の請負人が落札した場合、かれは予め不作の年の損失を避けようと配慮して、種々の名目を設けて余分の穀物を徴収したため、耕作者の蒙る損失は大きかった。都市制度が発達して相当程度の自治を認められていたシキリアにおいては、諸都市は個人請負人の不法行為を防止するため、都市自身が入札の場に使節を派遣して自都市の穀物租徴収を請負うように努力した。しかしウェッレースは概して卑賤な階級の出身者である現地の個人業者を請負人に起用して(3:21)、かれらの跳梁を許し、みずからは不当利益を得ていたようである。テルマエ(Thermae)の町の参事会(senatus)からシユラークーサエに派遣された使節たちが、たまたまウェッレースの配下の個人業者に糶り負けて自都市の請負権を奪われたとき、多額の貨幣と多量の穀物との提供を約してこの権利を回収しようと努めたという実例(3:99)は、個人業者の請負人の搾取の甚しさを暗示するものであろう。

さてヒエロン法自体は、耕作者から収穫穀物量の十分の一を嚴重に取り立て、違反者に対しては峻厳な罰則を以て臨むものであって、一見苛酷な法規のように思われるが、しかし裏を返せば規定量以上の徴収を許さなかつたため、耕作者にとってはむしろ寛大な法規であって、それがシキリア農業の発展に大いに寄与していた(3:20)。しかるにウェッレースは、(キケロの弾劾するところによると)、シキリア着任早々、ローマ元老院と民会の許可も得ずに独断で、しかもシキリア全都市の反対を押し切って、このヒエロン法を廃止したのである(3:19)。ヒエロン法に代わ

(注) 8 シキリアにおける関税は、通過商品の価格の二十分の一(3:185)。現代の関税は、国内産業の保護のため、輸入商品にのみかけるが常識であるが、当時のシキリアにおいては港の税関を出て行く物品に対してもかけたことが、ウェッレースの脱税記事(2:171, 2:176, 2:185)から明らかである。

る法規は、当然ウェッレースが次々に乱発した総督告示(edictum)であったと考えられるが、今日その告示の全貌を窺うことは不可能である。しかし十分の一穀物租が引き続き徴収されているという事実がある以上、その告示がヒエロン法の大部分を踏襲していたことは明白であって、もし特記すべき変更があるとすれば、それはキケロが本文のまま引用して非難した次のような告示であったと推察される。すなわちウェッレースは、「請負人が耕作者に納入すべしと命じただけの量の十分の一の穀物租を、耕作者は請負人に納入しなければならぬ」〔引用一〕<sup>(注)9</sup> という告示によって、事実上請負人には十分の一の規定量を超えて過大な要求をなし得る法的根拠を与えたのである。その結果、請負人(ウェッレースの手下)の過大な要求に反抗する耕作者(身分の高いローマ騎士)<sup>(注)10</sup> が出ると、ウェッレースは「なんびとも、請負人との契約を結び終えるまでは、穀物を打穀場より運び去ってはならない」〔引用二〕という告示を發して、証拠物件の穀物を現場に釘付けにし、さらに耕作者が抵抗して穀物を雨露に曝したまま腐敗するに任せると、今度は「すべての十分の一穀物租は八月一日以前に海岸にまで搬出しなければならない」〔引用三〕<sup>(注)11</sup> という告示の追い打ちをかけて、飽くまで過大な要求の貫徹を<sup>(注)12</sup> 図った。しかもその一方で狡猾なウェッレースは、「請負人は過当徴収量の八倍を返還すべきであり、耕作者は不足納入量の四倍を提供すべきである」〔引用四〕という、一見すると請負人よりも耕作者にとって有利であるかのような告示を發したが、実態はその過不足の事実認定をなすべき法廷の仲裁審判人(recuperator)がすべてウェッレースの配下によって占められていたため(3:35)、この告示の適用を求める耕作者がひとりも現われず、告示自体は空文も同然であった。しかもキケロの言い分によると、このようにして請負人が余分に徴収した穀物または貨幣は、その大部分がウェッレースの掌中に帰したのであった(3:40, 3:56)。

このようにウェッレースは、時と場合に応じて総督告示を恣意的に悪用した上、アプローニウス(Apronius)のような現地民の手先を用いて、耕作者たちを徹底的に痛めつけた。その非行の具体的実例は「第二訴訟」第三卷の三六節

から一二九節にかけて列挙されているが、これには耕作者個人に対するものと都市に対するものと二種類あって、その分類の基準は必ずしも明らかではない。前者に含まれるものは、クイーントウス・セプティキウス(Q. Septicius)、マルティニウス(Martinus)などのローマ騎士と、ケントゥリパエのニンフオー(Nympho)、メナエ(Menae)のクセノー(Xeno)などの属州民、合わせて十一名であって、いずれも土地の名望家であろうと察せられる。また後者に含まれるのはアギリウム(Agyrium)、ヘルビタ(Herbida)、ハリキュアエ、セゲスタ、アエトナ(Aetna)など都合十六都市であって、いずれもシキリア州の比較的有力な都市であると思われる。遺憾ながらこれらの具体例の記述内容は断片的であって、これを統計的に処理することができず、従ってこれからウェッレスの徴収した十分の一穀物租の総量を引き出すことは不可能である。しかし後に買上げ穀物の項で詳述するように、かれが十分の一(買上げ)穀物のためにローマ政府より年々委託された九〇〇万HSという金額(3, 163)から、十分の一穀物租の年間徴収総量を三〇〇万モディウス(modius)、三年間のそれを九〇〇万モディウスと推算することができる。前一世紀の首都ローマには、政府から穀物分配を受ける無産市民が、(時期によって異なるが)十五万人から三三万人蟄集して居り、これに貴族を含む有産市民とその家内奴隷を合わせると、ざっと八十万の人口が狭い市域に集められていたと思われる。スパルタクスの乱が勃発して、カンパーニア(Campania)の穀物供給が途絶えたとき、八十万の首都人口の食糧はもつ

(注) 9 3: 25. Quantum decumanus edidisset aratorem sibi decumae dare oportere, ut tantum arator decumano dare cogereetur.

(注) 10 3: 36. ne quis frumentum de area tolleret ante quam cum decumano pactus esset.

(注) 11 3: 36. ut ante Kalendas Sextiles omnes decumas ad aquam deportatas haberent.

(注) 12 3: 34. qui in decumanos octupli iudicium se daturum..... se in aratorem in quadruplum daturum.

ばらシキリア、サルディニア(Sardinia)、アフリカ(Africa)諸州からの海上輸送に頼らざるを得なくなった。当時の成人一人当りの年間穀物消費量を仮りに二〇モディウスと見做すと、ウェッレースが毎年首都ローマに供給した十分の一穀物租三〇〇万モディウスと十分の一(買上げ)穀物三〇〇万モディウス、合わせて六〇〇万モディウスの穀物は、ローマ市民の成人三〇万人を養うに足りる膨大な量であって、ローマ元老院がこの苛酷な能吏の手腕をいかに高く評価し、かれにいかに深く感謝したか、思い半ばに過ぎるものがある。その元老院の評価と感謝とを断乎押し切って、ウェッレースの国外逃亡を勝ち得たキケロの弁舌の凄まじさに、われわれは改めて敬服せざるを得ない。

さて、ウェッレースは十分の一穀物租を三年間に九〇〇万モディウスも首都ローマに送り届けたのであるが、この租税目に関連して、ほかにどんな租税を徴収したのであろうか。ここで、五十分の三穀物租と現金付加税(accessiones nummorum)、それに正体不明の利得分(lucrum)というものが登場する。理解を助けるため、キケロの論述の中から、これら三項目が詳細な数字で以て列挙される唯一の個所を引用してみよう。それはウェッレース統治の第三年、レオンティーニー(Leontini)の地所を賃借耕作するケントゥリパエの市民らに対し、ウェッレースの配下である租税徴収請負人アプロニウスが行なった誅求の記事である。「レオンティーニーの土地の申告は、およそ三万ユーゲルム(ugerum)<sup>(注14)</sup>である。これは小麦にして約九万メディムヌス、すなわち五四万モディウスである。十分の一穀物租として競売されただけの小麦二二万六、〇〇〇モディウスを差引くと、残りの小麦は三二万四、〇〇〇モディウスである。(これに)総量五四万モディウスの五十分の三を加算していただきたい。なぜなら、すべての者からなお五十分の三ずつが徴収されたからである。それは小麦三万二、四〇〇モディウスになる。さてこれらは(合わせて)小麦およそ三六万モディウスとなる。しかしわたし(キケロ)は、利得分四〇万(モディウス)が徴収されたと言わなかったか。それは(一ユーゲルムにつき)三メディムヌスずつに(契約量を)決めることで容赦してもらえなかった人々

を、この計算の中に入れていないからである。しかしこの計算においてわたしの約束の全部を果たすために（申し述べる）、一メディムヌスずつについて多くの人々は二HS、また別の人々は一・五HSずつの（現金）付加税を納付するように強要されたのである。最少額を（強要された）者で一（HS）ずつの現金を。最少額に従うとしても、——われわれは九万メディムヌス（という穀物徴収量）を（先に）挙げたのであるから、——この最悪の新例によって、九万HSが付け加わることになるのである<sup>(注)15</sup>。「引用五」。ところで当時のシキリアにおける小麦の相場は、一メディムヌス当り十五HS(3:84, 3:90)、すなわち一メディウス当り一・五HSであったから、九万HSは小麦に換算すると三万六、〇〇〇メディウスとなる。従ってアプローニウスの利得分は、キケロの表現通り、約四〇万メディウスとなるのである。以上をわかり易く表示すれば、次のようになる。

(注) 13 一メディウスは六分の一メディムヌス(medimnus)に当り、一メディムヌスはギリシアのアッティケー地方で約五二リットルである。成人一人当りの年間小麦消費量を一石とすると、一八〇リットルである。従って、

$$1 \text{ modius} = 1/6 \text{ medimnus} \approx 9 \text{ L.} \quad 180 \div 9 = 20 \text{ (modius)}$$

(注) 14 地積の単位。約八〇〇坪（一段七畝）に相当。

(注) 15 3: 116. Professio est agri Leontini ad iugerum xxx; haec sunt ad tritici medimnum xc; id est mod. dxviii; deductis tritici mod. ccxvi, quanti decumae venierunt, reliqua sunt tritici cccxxiii. Adde totius summae dxviii milium mod. tres quinquagesimas; fit tritici mod. xxxiiicccc (ab omnibus enim ternae praetera quinquagesimae exigebantur); sunt haec iam ad ccclxx mod. tritici. At ego cccc lucii facta esse dixeram; non enim duco in hac ratione eos quibus ternis medimnis non est licitum dedicere. Verum ut hac ipsa ratione summam mei promissi compleam, ad singula medimna multi HS binos, multi HS singulos semis accessionis cogebantur dare; qui minimum, singulos nummos. Minimum ut sequamur, quoniam xc med. duximus, accedant eo novo pessimoque exemplo HS xc.

|             |          |                            |
|-------------|----------|----------------------------|
| 540,000     | MOD..... | 十分の一穀物租という名目の徴収量 「9万 MOD」. |
| —) 216,000  | .....    | 実際に政府に納入した十分の一穀物租.         |
| 324,000     | .....    | 余分徴収量.                     |
| +) 32,400   | .....    | 五十分の三穀物租.                  |
| (356,000)   | .....    | 「小麦約36万 MOD」と言われているもの.     |
| +) (36,000) | ?.....   | 現金付加税. 「9万HSJ」.            |
| (392,400)   | ?.....   | 利得分. 「約40万 MOD」と言われているもの.  |

(括弧内の数値は、キケロの言及によらず、筆者の推定計算によるもの。) この表を念頭に置いた上で、二種の租税目および利得分の実体を追究してみよう。

(B) 五十分の三穀物租 (*tres quingagesimae*) 『弾劾演説』中にこの租税目が記載されているのは、レオンティニーの一例のみである。〔引用四〕の文面よりすれば、これは租税徴収請負人が十分の一穀物租という名目で徴収した穀物のほかに、その徴収量の五十分の三、つまり六%を追加徴収したものであると解釈される。H・G・グリーンウッド (*Greenwood*) は、キケロがこの租税目について何一つ評言を加えていないことから、これをすでに先例のある周知の租税目と見なし、恐らく徴収穀物の不良分に対する請負人の予備的保障であろうと臆測しているが、<sup>(注)16</sup> 史料的根拠はない。一方、G・H・ステイヴンソン (*Stevenson*) は、これを「請負人の正当なる利益」と断定したが、<sup>(注)17</sup> その主張を裏付ける史料が明示されていないため、当否の判定は差控えねばなるまい。ただし、請負人が十分の一穀物租を徴収する場合に、自己の入札量と実際の徴収量

との差額という不安定な利益以外に、何か手数料のような安定した利益を正当な権利として要求したであろうことは当然考えられることであり、その種のことを『弾劾演説』の中に求めるならば、この租税目において外になさそうである。またウェッレースが個人の請負業者を自己の代理人として利用した際に、かれらの余剰所得を悉く捲き上げずに相当の営業利潤を供与したであろうことも考えられるが、しかし一切は消極的事由による推測の域を出ない。

(C) 現金付加税 (accessiones nummorum)

この租税目は、単に accessiones という表現で史料に現われる場合が多い。これが徴収された記録は、『弾劾演説』中に、次の三例のみである。

〔表一〕

| 都市名・年次      | 金        | 額  | 十分の一穀物租徴収量 | 典 拠            |
|-------------|----------|----|------------|----------------|
| ヘルビタ、二年目    | 二、〇〇〇    | HS | 二五、八〇〇     | 3: 76          |
| アケスタ        | 一、五〇〇    |    | ?          | 3: 83          |
| レオンティニー、三年目 | (九〇、〇〇〇) | HS | 二一六、〇〇〇    | MOD.<br>3: 116 |

キケロはウェッレースが、「先例にも拠らず権限もなくして」(3: 118)「この最悪の新例」(3: 116)を開いたことを非難するが、新例設定の動機ないし口実については何も言及していない。グリーンウッドはこれを徴収穀物の検査料であろうと推測している。<sup>(注)18</sup> その史料の根拠は不明であるが、アギュリウムにおけるウェッレースの誅求を述べたキケ

(注) 16 Cicero: The Verrine Orations. Vol. II, translated by H. G. Greenwood, 1960. p.136, footnote (a).

(注) 17 文献目録 (A) 16. p.470.

(注) 18 Cicero: Ver. Ora. by Greenwood. Vol. II, p. 138, footnote (a).

ロの次の言葉が、その論拠であるかも知れない。すなわち「アプローニウスが提供されたこの穀物(利得分)を調べ  
るために、ウェッレースは一メディムヌス当り一HSをアプローニウスに提供するよう、アギュリウム市民に命令し  
た。これは何か。これほど多量(二万三、〇〇〇メディムヌス)の小麦を利得分という名目で命令・強奪した上、さら  
に穀物を調べるために金銭(nummi)が強要されたのか」〔引用六〕<sup>(注19)</sup>という記述において、一メディムヌス当り一HS  
の割合で徴収された金銭(nummi)を、accessiones nummorumと同義に解するならば、グリーンウッドの推測にも  
首肯すべき点がある。

この租税目は、その動機・口実だけでなく、その性格・内容・規模についても、キケロの断片的記述から明らかに  
なし得る所は甚だ少ない。まず〔表一〕に挙げた三例の中、レオンティニーの場合を取り上げてみよう。これに関す  
るキケロの記述は、既に〔引用五〕において紹介したが、その内容を要約すれば、次の通りである。……現金付加税は、  
アプローニウスにより十分の一穀物租の徴収量一メディムヌスについて、二HS、一・五HS、一HSの三通りの割  
合で徴収され、一年間の徴収額は、キケロの推算によると、九万HSであった。……これより少し後の箇所、キケ  
ロは再び現金付加税について述べている。「実際この気違いじみた男(アプローニウス)は、十分の一穀物租を請負っ  
た場合に、個々の十分の一穀物租について現金付加税を施行し、多額ではないが、二、〇〇〇(HS)か、あるいは、  
三、〇〇〇(HS)の金銭を付加した。それは三年間で、凡そ五〇万HSになる」〔引用七〕<sup>(注20)</sup>。ここに記された二種の数  
値、すなわち一人当りの徴収額二、〇〇〇または三、〇〇〇HS、三年間の徴収総額五〇万HSという数値は、前掲の  
〔引用五〕の諸条件によって数学的に検証される場合、大体において正しいことが立証される。<sup>(注21)</sup>すなわち十分の一穀物

(注) 19 3; 73. Vt probaret Apronius hoc triticum quod ei dabantur; imperat Agrinensibus Verres ut in medimna  
singula dentur Apronio HS. Quod est hoc? tanto numero frumenti luci nomine imperato et expresso nummi



praeterea exiguntur ut probetur frumentum?

(注) 20 3, 118. *Iam iste homo amentissimus in vendendis decumis nummorum faciebat accessionis ad singulas decumas, neque multum; bis aut terna milia nummum addebat; fuit per triennium HS p milia fortasse.*

(注) 21 この問題は、拙稿「ウェッレス弾劾演説の信憑性に関する考察」(『西洋古典学研究』第一五巻所収。岩波書店。一九六六年刊。)に詳述したが、簡単に繰り返しておく。

レオンティニーの第三年の作付面積は三万ユーゲルムであり(3:116)、耕作者数は三二人である(3:120)から、一人当りの作付面積は九三八ユーゲルムとなる。十分の一穀物租の徴収量は九万メディムヌスである(3:116)から、作付面積一ユーゲルム当りの徴収量は三メディムヌスとなる。従って一人当りの十分の一穀物租徴収量は約一、八一四メディムヌスとなる。ところで現金付加税は三通りの割合で徴収された(3:116)が、キケロ自身が推定計算に用いた一メディムヌス当り一HSという割合を一般的なものとして仮定して、この割合で計算すると、一人当りの現金付加税は約一、八一四HSとなる。これはあくまで平均値であるから、耕作者各人に対して、端数のない三、〇〇〇HSとか二、〇〇〇HSとかの金額が課せられたと考えられることは妥当である。

ところで、ウェッレス統治第一年の同市の耕作者数は八四人であったが、かれの税政に耐えかねて、年々農地を捨てて逃亡する者が相次ぎ、第三年には三二人に減少した(3:120)。第二年の耕作者数の記載はないが、毎年同じ割合で減少したと仮定して推算すると五一人となるので、三年間の延べ耕作者数は一六八人である。耕作者一人当りの作付面積および単位面積当りの十分の一穀物租徴収量が毎年同様であったと仮定して計算すると、三年間の延べ作付面積は一五万七、五五〇ユーゲルム、延べ十分の一穀物租徴収量は四七万二、六五〇メディムヌスとなる。この計算の過程は省略し、結果のみを表示すれば、次表のようになる。

| 年次 | 耕作者数   | 作付面積      | 十分の一穀物租徴収量          |
|----|--------|-----------|---------------------|
| 一  | 八四人    | (七八、八〇〇)  | (二三六、四〇〇) MED.      |
| 二  | (五二)   | (四八、七五〇)  | (一四六、二五〇)           |
| 三  | 三二     | 三〇、〇〇〇    | 九〇、〇〇〇              |
| 合計 | (一六八)人 | (一五七、五五〇) | IUG. (四七二、六五〇) MED. |

(括弧内の数値は、キケロの言及によらず、筆者の推定計算によるもの。) さて現金付加税は、一メディムヌス当り一HSの割合で徴収されたと仮定すると、三年間で四七万二、六五〇HSになる。故に「およそ五〇万HS」というキケロの数値は正しい。

租一メディムヌス当り一HSの割で徴収されたと仮定した場合に限り、一人当りの平均徴収額は約二、八〇〇HS、三年間の推定徴収総額は約四七万HSとなつて、「引用七」の数値に近似するのである。

レオンティーニー以外の例に目を転ずると、この現金付加税は〔表一〕に示したように、なおヘルビタ、アケスタ(Acesta)両市で徴収されており、さらに〔引用六〕によると、アギリウムにおいてもそれらしきものが徴収されている。この町の場合は利得分徴収量一メディムヌス当り一HSの割合であつて、これはレオンティーニーの場合とほぼ一致するが、ただし十分の一穀物租の記載がないので、十分の一穀物租とこの「金銭」徴収との関係は不明である。アケスタの場合も、十分の一穀物租徴収量の記述が欠けている。ヘルビタについては、「第二年にアプローニウスが小麦二万五、八〇〇モディウスの十分の一穀物租を請負ったとき、……住民は小麦の利得分二万一、〇〇〇モディウスと付加税二、〇〇〇HSとをかねに納付するように、公けに強要された」〔引用八〕。これによると、十分の一穀物租徴収量は二万五、八〇〇モディウス、すなわち四、三〇〇メディムヌスであり、利得分徴収量は二万一、〇〇〇モディウス、すなわち三、五〇〇メディムヌスであつて、いずれの場合にも一メディムヌス当りの現金付加税徴収額を端数なしに算定することが不可能である所から、ヘルビタの現金付加税が穀物供出量とは無関係に徴収されたことが明白である。元来ヘルビタとアケスタの付加税は、ともに当該市民全体に一括して賦課されたものであつて、耕作者個人を対象に一定率を以て賦課されたレオンティーニーのそれとは、性格を異にするのであろう。さらに徴収の口実に関して、常にグリーンウッドの如く検査料であろうと推定することは、これが穀物供出量と無関係であるとの一事を以て、

不合理と見做されるべきである。以上の考察から、この租税目について、およそ次のような定義を与えることができよう。……現金付加税は、ある場合には穀物検査料として、大体一メディムヌス当り一HSの割合で、他の場合には請負人の恣意的口実により穀物供出量とは無関係に、個人単位または都市単位で徴収された金銭である。……ところで、シキリアにおけるこの付加税の徴収範囲や徴収総額については、キケロは黙して語らない。ただしかれが、ウェッレースの誅求の苛酷さゆえに特筆したレオンティーニーの場合でさえ、この付加税を「多額ではない (neque multum)」(3: 118)と断わっていることを思えば、その徴収総額はウェッレースの横領した四、〇〇〇万HSの極く一部分に過ぎなかったと考えてよい。むしろキケロの非難の矛先が向けられたのは、元老院と民会に請訓を仰がずにこの「先例によらぬ (neque exemplo)」(3: 118)新税を制定したウェッレースの専横と、この新鋭徴収に関する報告書を中央政府に提出しなかったかれの怠慢とに對してであった。

(D) 利得分 (Lucrum)

この *Lucrum* という言葉は、時には *Lucra* (3: 89, 3: 91, 3: 100) という複数形で、『弾劾演説』中にしばしば現われる概念である。本稿では仮に「利得分」と訳出したが、その語義は明瞭でない。この利得分徴収の実例としては、穀物によるもの六例、金銭によるもの七例、都合十三例が得られる。この中アギリウムとアエトナの三年目の場合は、穀物と金銭の双方にわたっている。以上の実例を、十分の一穀物租の契約量と共に示すのが、次の表である。(史料中、メディムヌスによって表わされる数値は、モディウスに換算して、△印を付した。)

(注) 22 3: 76. Anno secundo cum emisset Apronius decumas tritici modium xxv dccc ..... populus publice coatus

est ei conferre lucri tritici modium xxi et accessionis HS ∞ ∞.

〔表二〕

| 都市名・年次           | 利得分               | 十分の一穀物徴収量          | 典拠    |
|------------------|-------------------|--------------------|-------|
| アギュリウム           | △<br>一九八、〇〇〇 MOD. |                    | 3:72  |
| ヘルビタ、<br>一年目     | 三八、〇〇〇            | 一八、〇〇〇<br>MOD.     | 3:75  |
| ヘルビタ、<br>二年目     | 二一、〇〇〇            | 二五、〇〇〇             | 3:76  |
| ティッサ、<br>三年目     | 一二、〇〇〇            |                    | 3:86  |
| アエトナ、<br>三年目     | 三〇〇、〇〇〇           |                    | 3:106 |
| レオンティーニー、<br>三年目 | 三三四、〇〇〇           | △<br>二二六、〇〇〇       | 3:116 |
| アギュリウム           | 三〇、〇〇〇<br>HS      |                    | 3:73  |
| リパラ              | 三〇、〇〇〇            | △<br>三、〇〇〇<br>MOD. | 3:84  |
| ティッサ、<br>二年目     | 二一、〇〇〇            |                    | 3:86  |
| アメストラトウス、<br>三年目 | 一、〇〇〇             | △<br>五、〇〇〇         | 3:89  |
| ペトラ              | 五二、〇〇〇            | △<br>一八、〇〇〇        | 3:90  |
| ハリキュアエ           | 一五、〇〇〇            | △<br>六、〇〇〇         | 3:91  |
| アエトナ、<br>三年目     | 五〇、〇〇〇            |                    | 3:106 |

利得分合計

穀物、八九万三、八〇〇  
金銭、一九万九、五〇〇

MOD.  
HS

以上十三例の中、レオンティーニーの三年目の例は、すでに〔引用五〕において紹介済みであるが、この際の利得分とは、請負人が十分の一穀物租の徴収総量から国庫に納入した分を差引き、それに五十分の三穀物租と現金付加税と

を加えたものであって、要するに最終的に請負人の手許に残った利得としての穀物および金銭である。しかしヘルビタの二年目の例を見ると、ここでは利得分と現金付加税とが別個に記載されており、それ故に利得分には現金付加税を含まない場合もあることがわかる。また五十分の三穀物租については、七例の金銭利得分がこれを含まないことは当然であり、さらに、レオンティニー以外の五例の穀物利得分も五十分の三穀物租を含むと仮定すれば十位の端数が出るはずであるが、すべてその整数が百位か千位で終わっている点から見て、五十分の三穀物租を含んでいないことが明白である。従ってレオンティニーの場合は、例外的な特殊用例と見做さるべきである。以上の考察により定義を下せば、次のようになる。……利得分とは、請負人の手許に最終的に残った利得としての穀物または金銭であって、五十分の三穀物租と現金付加税を含まないのが通例である。……ただしキケロは買上げ穀物（後述）の場合にも、公金横領によってウェッレスが得た利益を指してこの *lucrum (lucra)* (3: 174, 3: 177) という言葉を使用しているの、あるいはこの言葉は術語として定義付けることの無意味な、普通名詞であるのかも知れない。

次に、この利得分が耕作者に与えた負担は、どの程度であったろうか。いま「表二」の十三例の中、十分の一穀物租の明記された七例について、穀物収穫量に対する利得分徴収量の割合を調べてみると、次表のようになる。（穀物収穫量は十分の一穀物租契約量の十倍であると仮定して計算し、<sup>(注)23</sup> またリパラ (*Lipara*) 以下四例の金銭利得分は、一メ

(注) 23 キケロの説明によると、レオンティニーの土地一ユーゲルム当りの播種量は、一メディムヌス（＝六モディウス）であり、収穫量は平年で八メディムヌス（＝四八モディウス）、豊年で一〇メディムヌス（＝六〇モディウス）である。(3: 112) しかし V・M・スクラムツァ (*Scramuzza*) は、*コルメッラの『農業論』* (*Columella: De re rustica.*) の記述によってこの数字を修正し、一ユーゲルム当りの播種量を五モディウス、収穫量を平年八〇モディウスとする。(文献目録 (A) 17。p. 260.) レオンティニーの農地は三万ユーゲルムであるから、その平均収穫量は、キケロによると一四四万一一八〇万

モディウスとなり、スクラムツァによると二四〇万モディウスとなる。他方十分の一穀物租は二二万六〇〇〇モディウス(3:116)であって、この量は前者に対しては多過ぎ、後者に対しては少な過ぎる。しかし入札で糶り上げられた十分の一穀物租は、耕作者の申告量により幾分上回るのが常識であり、逆に耕作者の申告量は実際の収穫量より幾分下回るのが通例であるので、両者相殺して、大体収穫量を十分の一穀物租の契約量の十倍と見做すのが妥当である。

ディムヌス当り二・五HSの相場に従って穀量に換算したもの。)

(表三)

| 都 市 名 ・ 年 次      | 利 得 分          | 穀物収穫量 (推定) | 収穫量に対する<br>利得分の比率 |
|------------------|----------------|------------|-------------------|
| ヘルビタ、<br>一年目     | 三八、八〇〇<br>MOD. | 一八〇、〇〇〇    | 二二%               |
| ヘルビタ、<br>二年目     | 二一、〇〇〇         | 二五八、〇〇〇    | 八                 |
| レオンティニー、<br>三年目  | 三二四、〇〇〇        | 二、一六〇、〇〇〇  | 一五                |
| リパラ              | 一二、〇〇〇<br>MOD. | 三六、〇〇〇     | 三三                |
| アメストラトウス、<br>二年目 | 六〇〇            | 五、〇〇〇      | 一二                |
| ペトラ              | 二〇、八〇〇         | 一八〇、〇〇〇    | 一二                |
| ハリキュアエ           | 六、〇〇〇          | 六、〇〇〇      | 一〇〇               |

この表によると収穫量に対する利得分の比率は八%から一〇〇%までの間に広く分布しており、これから利得分徴収の大凡の基準を導き出すことは不可能なように思われる。しかしヘルビタの三年目は前年度より収穫が急増したの

ではなく、収穫量算出の基礎たる十分の一穀物租の徴収量が不当に釣り上げられた結果に過ぎないのであるから、収穫量を前年度と同じに修正して計算すると、その比率は一二%となる。またハリキュアエの場合は、この特権都市の農地を賃借耕作する他都市の市民に課せられたもので、本来特権都市の所有地という特殊事情から十分の一穀物租の割合が遥かに低く、従って実際の穀物収穫量は、六、〇〇〇モディウスを大幅に上回っていたと想像されるので、この考察の対象から外するのが妥当である。このような操作を行なうと、利得分徴収率はすべて一二%から三三%までの間に分布して、一応納得の行く割合を示すことになる。

さて前述したように、ヒエローン法が収穫穀物量の十分の一を嚴重に取り立てる一方で、それ以外の徴収を一切差控えたのに対して、ウェッレスが十分の一穀物租のほかにこれだけの割合の利得分を徴収したことは、シキリアの耕作者に甚だ苛酷な負担を強いたものと言わねばならない。遺憾ながら、具体的数量を伴う利得分の記載は上掲の十三例のみであって、すべての租税賦課都市に対する誅求の全貌を把握することも、利得分の徴収総額を算定することも共に不可能であるが、しかし〔表二〕に明記された利得分の徴収総額だけでも、穀物八九万三、八〇〇モディウス（金銭に換算すると一四八万四、五〇〇HS）、金銭一九万九、五〇〇HS、都合一六八万四、〇〇〇HSに達することや、またキケロが弁論上の高度の技巧を駆使して、この賦課目を繰り返し非難している所から、この利得分はウェッレスの不法取得の重要部分を占めていたであろうことが明らかである。

## （Ⅱ） 供出穀物

供出穀物という用語で以てここに纏められたのは、属州総督の権限において徴収されローマの国庫より代価を支払われた賦課穀物のことであって、これには十分の一穀物、命令穀物、官用穀物の三種がある。これらは強制的に徴収

されたという点で一種の賦課であるが、代価を支払われたという点で租税ではない。前二者の穀物は、首都ローマの住民の食糧として、シキリア州においてのみ徴収された特殊な賦課目であり、後者は属州駐在のローマ官僚の食糧として、シキリアに限らずあらゆる属州において徴収された(3:192)と見られる一般的な賦課目である。さればキケロも、供出穀物に関するウェッレスの誅求を告発するに当り、十分の一穀物と命令穀物とを「穀物の買上げ」の項に纏め、官用穀物を「穀物の査定」の項に置いて、両者を区別している。従って本稿も、キケロの区分に倣って、論述を進めることにしよう。

(A) 買上げ穀物 (*frumentum emptum*)

十分の一穀物と命令穀物という両賦課目を纏めて、キケロがこれに買上げ穀物という名称を与えていることは、史料的に立証される。すなわちキケロは、十分の一穀物租に関するウェッレスの誅求から、穀物の買上げに関するそれへと告発を進めるに当って、「審判人諸君、これに引き続いてわたしは、買上げ穀物に関し、また極めて大規模で破廉恥な窃盗行為に関して、諸君にお伝えしたい」(注<sup>24</sup>「引用九」と前置きし、次いで「穀物の買上げには二種ある」として、十分の一穀物と命令穀物とを挙げているのである。

しかし史料を読み進んで行くと、次のような実例にも出会う。「十分の一穀物租という名目で、アプローニウスの意思が奪い取るだけの量(の穀物)が徴収された。追加十分の一穀物租および買上げ穀物の代価としては、何も与えられなかったか、あるいは他の書記たちの提供しただけの(金)額が与えられた」(注<sup>25</sup>「引用十」。この場合、追加十分の一穀物租(つまり十分の一穀物)と並記された買上げ穀物は、明らかに命令穀物を指している。もう一例を挙げると、「諸君(審判人、ひいてはローマ市民一般)は十分の一穀物租を課する。かれら(耕作者たち)はそれを甘受する。(諸君はまた)追加十分の一穀物租を(課する)。かれらは、諸君が困っているときには奉仕すべきだと考える。さらに諸



君が望むなら、かれらは買上げ穀物を納入すべきであるし、また納入するであろう<sup>(注)26</sup>。「引用十一」。後の例では *frumentum* という言葉が省略されていたが、*emptum* は明らかに *alteras* と対比的に用いられており、従って前の例と同様に命令穀物を指すと考えるべきである。以上の考察から、買上げ穀物とは、広義では十分の一穀物と命令穀物を指し、狭義では命令穀物のみを意味する術語であることがわかる。ところで、ヨアヒム・マルクヴァールト (Joachim Marquardt) は、「追加十分の一穀物租、すなわち買上げ穀物」と解説し、スクラムツァも「追加十分の一穀物租またの名は買上げ穀物、十分の一穀物」と述べて<sup>(注)28</sup>、両者とも買上げ穀物の概念を史料的に正しく把握していないのは、遺憾である。

さて、この両賦課目に関するキケロの基本的解説をまず引用しよう。「ウェッレースは元老院決議およびテレンティウス・カッシウス穀物法 (*Lex Terentia et Cassia frumentaria*) によって、シキリアにおいて穀物を買上げる義務があった。買上げには二種類あった。ひとつは十分の一(穀物)であり、他のひとつは、さらに諸都市に対して等しく割り当てられたもの(命令穀物)であった。前者の十分の一(穀物)の量は、第一の十分の一穀物租から(得られた)だ

(注) 24 3: 163. *Sequitur ut de frumento empto vos, iudices, doceam, maximo atque impudentissimo furto;*

(注) 25 3: 198. *Decumarum nomine tantum erat ablatum quantum voluntas tulerat Aproni; pro alteris decumis emploque frumento aut nihil datum aut tantum datum quantum reliqui scribae fecerant.*

(注) 26 3: 199. *Imponitis decumas; patiuntur; alteras; temporibus vestris serviendum putant; dent emptum praeterea, dabunt, si voletis.*

(注) 27 文献目録、(A) 2。p. 189.

(注) 28 文献目録、(A) 17。p. 262.

けの量であり、後者の命令(穀物)の量は、毎年小麦八〇万モディウスであった。ところで規定価格は、十分の一(穀物)において一モディウス当り三HSであり、命令(穀物)において三・五HSであった。かくて命令穀物について毎年二八〇万HS、追加十分の一穀物租については凡そ九〇〇万HSを、耕作者たちに支払うべきことが、ウェッレースに對して決定されていた。このように、三年の間、このシキリアの穀物買上げのために、(毎年)凡そ一、二〇〇万HSが支給された<sup>(注)29</sup>〔引用十二〕。この解説においては、十分の一穀物の買上げ量が明記されていないが、これは一モディウスの値段三HSの相場によって、簡単に三〇〇万モディウスという答えを出すことができる。(この三〇〇万モディウスという数量は、同時に十分の一穀物租の徴収量でもある。) 以上の内容をわかり易く表示すれば、次のようになる。

〔表四〕

|        | 国庫の支出総額       | 買上げ価格  | 買上げ量             |
|--------|---------------|--------|------------------|
| 十分の一穀物 | 九、〇〇〇、〇〇〇 HS  | 三・〇 HS | (三、〇〇〇、〇〇〇) MOD. |
| 命令穀物   | 二、八〇〇、〇〇〇 HS  | 三・五    | 八〇〇、〇〇〇          |
| 合計     | 一一、八〇〇、〇〇〇 HS |        | (三、八〇〇、〇〇〇) MOD. |
| 三年間合計  | 三五、四〇〇、〇〇〇 HS |        | 一一、四〇〇、〇〇〇 MOD.  |

この〔引用十二〕においては、これらの買上げ穀物がどの都市に賦課されたかという点についての記載がなく、ただ単に命令穀物が「諸都市に対して等しく割り当てられた」ことを述べるのみである。ただし、十分の一穀物が追加十分の一穀物租という別名を有するように、すべての十分の一穀物租賦課都市 (*civitas decumana*) から買上げられたこと、従って十分の一穀物租を納付しない特権都市がこれを免除されたに違いないことは、当然推測できる。一方命令穀物は原則として特権都市に賦課され、なおも不足する場合にのみ、租税賦課都市の一部に負わされたものと考<sup>(注)30</sup>えられる。

さて本題にはいって、買上げ穀物に関するウェッレスの不法行為について述べよう。キケロはかれの不法行為の概略を次のように報告している。「この公金(買上げ穀物購入資金)には、以下のような三種の窃盗行為がある。第一に、金が例の組合に付託されているとき、かれ(ウェッレス)は、百分の二の利子を取った。金はその組合から支払われたのである。次に、極めて多くの都市に対して、かれは(買上げ)穀物の代金を全然支払わなかった。最後に、ある都市に支払ったとしても、かれは自分に好都合なだけの金額を差引いて、当然払うべき金額をどの都市にも渡さ

(注) 29 3:163. *Frumentum emere in Sicilia debuit Verres ex senatus consulto et ex lege Terentia et Cassia frumentaria. Emundi duo genera fuerunt, unum decumanum, alterum quod praeterea civitatibus aequaliter esset distributum; illius decumani tantum quantum ex primis decumis fuisset, huius imperati in annos singulos tritici mod. decem pretium autem constitutum decumano in modios singulos HS III, imperato HS IIII. Ita in frumentum imperatum HS duodeticens in annos singulos Verri decernebatur quod aratoribus solveret, in alteras decumas fere ad nonagiens. Sic per triennium ad hanc frumenti emptionem Siliensem prope centiens et vicens erogatum est.*

(注) 30 この推論の経緯は、拙稿「ウェッレス弾劾演説の信憑性に関する考察」(注21参照)に詳述した。

なかつた」<sup>(注)31</sup>〔引用十三〕。この報告においてウェッレースの不法行為は三種に分類されているが、不法行為の被害者を基準にして考えると、租税徴収請負人組合 (*societas publicanorum*) に対するもの (第一) と、諸都市に対するもの (第二、第三) との二種に分かれる。この中、前者は、厳密に言えばウェッレースの「誅求」には含まれないため、これを簡略に済ませ、専ら諸都市に対する非行の方に重点を置いて述べることにする。

(1) 租税徴収請負人組合に対する不法行為。

穀物買上げのため国庫からウェッレースに付託された資金は、シキリアにある租税徴収請負人組合に一旦預けられ、買上げが済んだのち、組合から耕作者に支払われる仕組みになっていたようである。この種の組合は、他の多くの属州においては、十分の一穀物租・放牧税・関税などの間接徴収租税を一手に扱っていたが、シキリアにおいては、十分の一穀物租の業務を都市自身または個人業者に委ねていたため、専ら放牧税・その他六種の国税 (*publicum*) の徴収に当たっていた (3:167)。それと同時に組合は、金融業も営んでいたらしく、国庫からの預金に対して利子を支払った。この組合の預金・貸金に対する利子率についての記載はないが、共和政末期のローマ世界における貸金の利率は、月利二百分の一から百分の一、つまり年利六%から十二%というのが常識であったから、この組合も大体その利率に従ったものと想像される。そして預金の利率が貸金の利率より二%程度低いのも、当然の常識である。従ってこの組合がウェッレースに支払うべき利子は、年十%程度が妥当であつたらう。しかるにウェッレースは、月利百分の二、すなわち年利二四%という高利を強要したのである。それだけではない。一般に総督が組合から受取った利子は本来国庫へ納入すべきものであり、もし納入しない場合には組合へ還付して租税徴収請負人に利益を得させるべきものであつた (3:167) が、ウェッレースはいずれの道をも選ばず、受取った利子を着服したのである。キケロによると、これはローマ政務官として前例のない不法行為であり、とりわけ元老院でさえ庇護している租税徴収請負人の階級 (す

なわち騎士階級) から利子を強奪するのは、許し難い非行であった(3:168)。同じ騎士階級の出身者たるキケロとしては、この種の不法行為に、ひとしお甚しい義憤を覚えたのであろう。

ところで、この事例による組合の損失は、どの位の額に達したであろうか。前掲の〔表四〕によると、ウェッレースが穀物買上げのため国庫から付託された金額は年間一、一八〇万HSである。仮りにこの金額を組合に預金したとすれば、年利二四%で、二八三万二、〇〇〇HSの利子を生む。三年間同額の付託を受け、その金額を預金したとすれば、利子の総額はおよそ八五〇万HSに達する。その上〔引用十二〕に記されたように、「極めて多くの都市に対して穀物の代金を全然支払わなかった」というキケロの言葉を額面通りに受取るならば、一年目の預金は三年間、二年目の預金は二年間据置かれて、さらに数百万HSの利潤を生んだことになるが、後に書記料の項で述べるように、〔引用

(注) 31 3:165. In hac pecunia publica, ..... haec insunt tria genera furtorum: primum, cum posita esset pecunia apud eas societates unde erat attributa, binis centesimis faeneratus est; deinde permultis civitatibus pro frumento nihil solvit omnino; postremo, si cui civitati solvit, tantum detraxit quantum commodum fuit, nulli quod debitum est reddidit.

(注) 32 ルークッルスは前七一年、小アジアにおいて、貸金の利率の最高を、月利百分の一(すなわち年利十二%)に制限する命令を発した(Πλουτάρχος: Νομικὸς λόγος, XX, 3)。またキケロの書簡によると、年利六%(Ad Fam. V, 6; 2)、十二%(Ad Att. I, 12; 1)、四%と八%(Ad Att. IV, 15; 7)などの例がある。中でも最も悪辣なのは、あの廉潔公正を以て知られるガイウス・ユルニウス・ブルートゥス(C. Iunius Brutus)で、代理人を通してキュプロス島のサラミス(Salamis)市民から年利四八%という途方もない高利を取り立てようとし、軍隊まで出動させて、キケロの失望を買っている(Ad Att. VI, 1; 5)。帝政期には、年利十二%が通例であった。ちなみに現代では、アメリカ合衆国の開発途上国への融資の利子は年二〇%という凄まじさであり、日本のそれは年一〇%以下という低率である。

十三」の表現は誇張に過ぎないと解釈されるため、この増加分を加えることはできない。しかしとにかくウェッレースは、買い上げ資金預入れの操作だけで、最低八五〇万HSの利鞘を稼いだのであった。一方組合は、年利10%で支払った場合の三年間合計三五四万HSに対して、ざっと五〇〇万HSの損失を蒙ったのであった。

(2) 諸都市に対する不法行為。

〔引用十三〕によると、この不法行為には、穀物の代金を支払わなかった場合と、代金を支払いはしたが種々の名目を設けて、支払金からそれを差引いた場合とがある。

(a) 穀物の代金を支払わなかった場合。

キケロの叙述によれば、ウェッレースは「ハラエサ(Halaea)」、テルマエ(Thermae)、「ケパロエディウム(Cephalodium)」、アメストラトゥス(Amestratus)、「テュンダリス(Tyndaris)」、ヘルビタ、その他多くの都市(の穀物)を拒否し<sup>(注)33</sup>〔引用十四〕、「その都市に(提供するように)命じた穀物量を購入するのに十分なだけの資金を、それら(の都市)から強要し」〔引用十五〕、「法によって査定されたシキリアの(命令)穀物の価格である(一メディムヌスにつき)二二HS<sup>(注)35</sup>(すなわち一モディウスにつき三・五HS)を、(支払わずに、自分の手許に)留めて置いた」〔引用十六〕のである。これらの断片的記述は、いかなる実態を示唆しているのであろうか。理解を進めるため、キケロが代表的事例と見做すハラエサの場合を取り上げてみよう。

ハラエサの町は、毎年六万モディウスの買上げ穀物を供出するよう、ウェッレースから命ぜられた(3:170)。この町は租税免除自治都市(3:13)として特権都市に属するため、その買上げ穀物は命令穀物であり、本来ならば一モディウスにつき三・五HSの価格で買い上げられ、二二万五、〇〇〇HSの代金が支払われるはずであった。しかるにウェッレースはこの供出穀物を受納することを拒否し(3:170)、その代わりに六万モディウスの穀物を(恐らく他の

都市から) 当時の相場(一モディウス当り二・五HS)で購入すること(3:173)を口実にして、十五万HSの金銭を徴収したのである。買上げ穀物の受納を「拒否する(improbare)」という表現が、どんな事実を指すか審かでないが、多分買上げ穀物の品質検査を施行し、ローマへ送付するのに不相当と認めた劣質の穀物を受納しなかったということであろう。このような品質検査の存在は、ウェッレースが買上げ穀物の支払い代金から「検査料(spectatio)」(3:181)なる名目の控除を行なったことや、またかれが十分の一穀物租としては合格と認めたその同じ穀物を買上げ穀物としては拒否した事実(3:173)から、<sup>(注)37</sup>確認される所である。そして総督は、受取りを拒否した場合、それに代わる同量の良質穀物を他都市から購入すべき資金を(恐らく一時的借款として)当該都市から徴収する便法が、認められていたのである。しかしウェッレースは、ハラエサより徴収した資金で以て他都市からの穀物購入を行わず、首都ローマには自分の手持ちの穀物を送り届け(3:171)、国庫から付託された買上げ資金は手許に留めたまま、ハラエサへの

(注) 33 3:172. Improbas Halasium, Thermitanum, Cephaloeditanum, Amestratinum, Tyndaritanum, Herbitense, multarum praeterea civitatum.

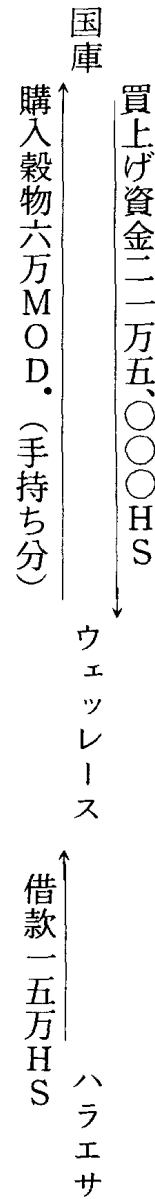
(注) 34 3:173. ab his quos repudias exigis tantum pecuniae quantum ad eum numerum frumenti satis sit quem ei civitati imperas emendum.

(注) 35 これは特権都市の場合、一メディムヌスにつき十八HS、すなわち一モディウスにつき二HSである。(〔表四〕参照)

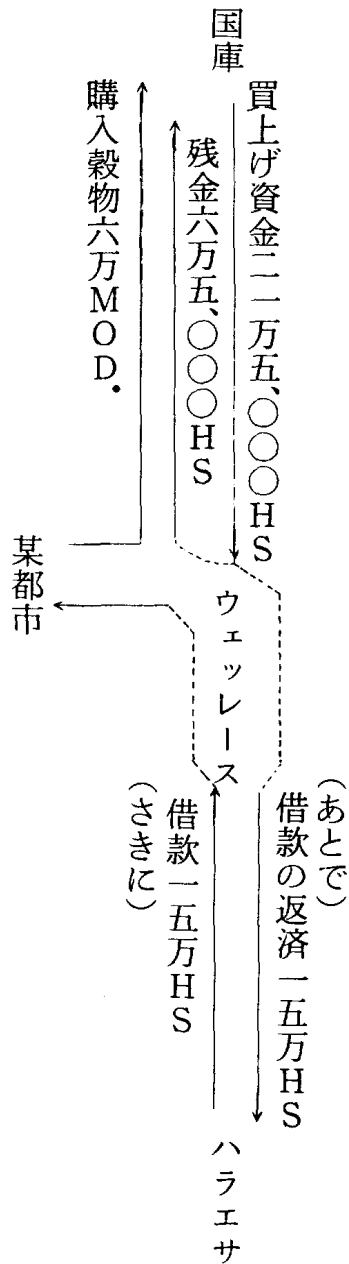
(注) 36 3:174. retines HS xxr. tanti enim est frumentum Siciliense ex lege aestimatum.

(注) 37 十分の一の穀物租は劣質な品質の穀物でも受納して、これをローマの無産市民への穀物分配に当て、買上げ穀物は優良な品質のもののみを選別して、これを貴族を含む有産市民の食糧に当てたのではなからうか。

借款返済に当てることなくこれを着服した(3:171)のである。従ってかれは、ハラエサ一市の場合のみで、穀物購入を口実とする借款十五万HSと、国庫より付託された買上げ資金二二万五、〇〇〇HSと、合わせて三六万五、〇〇〇HSの金を横領したことになる。<sup>(注)38</sup>以上の経緯をわかり易く図示すれば、次のようになる。



いま仮りに公正な場合を図示すると、前図との比較によって、かれの非行のからくりが一層明らかになるであろう。



これに関してキケロは、ウェッレースが「全く同じ穀物を一度ならず二度、しかも同一価格ではなく二通りの価格で売りつけた。すなわち一度は諸都市に対して一メディムヌスにつき十五HS(すなわち一モディウスにつき二・五HS)で、二度目はローマ国民に対して(売りつけ)、ローマ国民からは全く同じ穀物で一メディムヌスにつき二・五



S (すなわち一モディウスにつき三・五HS) を奪い取った」〔引用十七〕と非難している。「全く同じ穀物を二度売った」という表現は、ウェッレスがハラエサなどの都市から他都市での穀物購入を口実に金銭を徴収したときの値段と、ローマ国民(すなわち国庫)に現物を納入したときの値段とが異っていたことを、比喩的に述べたものと解釈される。さらにまたキケロは、ウェッレスがローマへ送付した手持ちの穀物をどこから入手したのかと詰問し、かれが多量の穀物を「封鎖し差押えたまま確保していた (clausum et compressum possidebas)」事実を暗示する(3: 179)。恐らくこの穀物は、十分の一穀物租に付随して徴発された穀物利得分であったろう。かれが手持ちの穀物によって肩代りさせた買上げ穀物は(ハラエサの六万モディウス以外に、数量の明記された実例を見受けないが、)恐らく八〇万モディウス程度であったと推定される。<sup>(注)40</sup> 他方穀物利得分は数量の判明している分だけで八九万モディウスに

(注) 38 ハラエサは毎年六万モディウスの提供を命ぜられていた(3: 170)のであるから、毎年このような被害を蒙ったと仮定すると、被害総額は一〇九万五、〇〇〇HSに上る。

(注) 39 3: 179. non semel sed bis; neque uno sed duobus pretiis unum et idem frumentum vendidisti, semel civitatibus HS xv in medimnum, iterum populo Romano, a quo HS xxi in medimna pro eodem illo frumento abstulisti.

(注) 40 国庫からウェッレスに委託された穀物買上げ資金の中、支出されなかった金額は二九〇万HSと推算される。「書記料」の項参照) この中ハラエサの分は、三年間同額であったと仮定すれば、六四万五、〇〇〇HSである。

$215,000 \text{ (HS/年)} \times 3 \text{ (年)} = 645,000 \text{ HS}$   
 故に他都市の分は、二二五万五、〇〇〇HSである。他都市はすべて租税賦課都市であるから、一モディウス当り三HSで購入されるはずである。(表四) 参照) 従って穀物量に換算すると、七五万モディウスである。

$2,255,000 \text{ (HS)} + 3 \text{ (HS/MOD.)} = 750,000 \text{ (MOD.)}$

これらの穀物に関しても、ウェッレスがハラエサの場合と全く同じ手口の非行を働いたと仮定するならば、かれがローマへ送付しなければならぬ手持ち分の穀物は、ハラエサの六万モディウスを加えて、約八〇万モディウスとなる。

達する(〔表二〕参照)のであるから、買上げ穀物の肩代り分は、それで十分賄い得たはずである。もしかすると、ウェッレースは買上げ穀物の肩代り分として穀物利得金を徴収し、それを現金収入に換えたのだということも、考えられないことはない。

最後に、以上のからくりによってウェッレースが横領した金銭の総額について考えてみよう。上述したように、これはハラエサー市における一年間の命令穀物の買上げから、三六万五、〇〇〇HSの金銭をくすねたが、キケロの論述によれば、かれは「ハラエサー、テルマエ、ケパロエディウム、アメストラトゥス、テュンダリス、ヘルビタ、その他多くの都市(の穀物)を拒否した」〔引用十四〕のであるから、この奸策による横領額は優に一、〇〇〇万HSを超えたのではないかと想像したくなるが、しかし「書記料」の項で述べるように、〔引用十四〕の表現はキケロの弁論的技巧による誇張に過ぎず、恐らくこの種の不法を蒙ったのは上記六市のほか若干の都市に留まると推測されるので、横領総額も多分五〇〇万HS程度であったろうと考えられる。<sup>(注)41</sup>

(b) 穀物の代金を支払ったが、種々の名目を設けて支払い金から差引いた場合。

ウェッレースは、「ケントウリパエ、アグリゲントウム(Agrigentum)、その他恐らく二、三の(都市の)穀物を認めて、これらの市民に代金を支払った」<sup>(注)42</sup>〔引用十八〕が、しかし種々の名目による控除を行なった。種々の名目とは、(1) 検査料(spectatio)と両替料(collybus)、(2) 封印料(cerarium)、(3) 書記料(scribae)である。これらに関するキケロの言葉を引用してみよう。「君(ウェッレース)が耕作者らに支払うべきであったすべての代金から、一定の名目で控除が行なわれるのが常であった。第一に検査と両替のため(の控除)、その次に、得体の知れぬ封印料のため(の控除であった)。これらはすべて、明白な事物の(名称)ではなくて、不正極まりない窃盗行為の名称である。その理由は、すべての人が一種類の貨幣を使用している場合に、両替などあり得ないからである。ところで封印料だが

一体これは何か。なぜこんな名目が、政務官の決算書 (rationes)<sup>(注) 43</sup> や公金に結びつけられたのか。これに対し、あの第三種の控除は、あたかも許容し得るだけでなく当然であるかのような、また当然であるだけでなく明らかに必要であるかのような、外見をとっていた。書記料という名目で、すべての代金から五〇分の二が差引かれた。誰が君にこんなものを許したのか」<sup>(注) 44</sup> [引用十九]。

まず検査料から見て行くと、キケロはこれに関し何の言及も批判も行なって居ないため、その実態を突きとめるこ

(注) 41 国庫からの委託金の横領額は二九〇万 HS であり、ハラエサよりの借款は三年間で四五万 HS である。ハラエサ以外の諸都市から買い上げるはずの穀物の量は約七五万モディウスであり (注 39 参照)、これもハラエサの場合と同様、一モディウスにつき二・五 HS の相場で、他都市からの代替穀物の購入資金という名目で借款し横領したとすれば、その金額は約九〇万 HS となる。三者合計すれば、五二五万 HS、すなわち約五〇〇万 HS である。但しこの金額は、他都市もすべてハラエサ同様の手口で横領されたとの仮定に立つため、信頼度はあまり高くない。

(注) 42 3; 180. frumentum Centuripinorum et Agrigentinorum et non nullorum fortasse praeterea probasti et his populis pecuniam dissolvisti.

(注) 43 1; 36 に *rationes* は、財務官が元老院へ提出する属州会計の決算書である。

(注) 44 3; 181. Ex omni pecunia quam aratoribus solvere debuisti certis nominibus deductiones fieri solebant; primum pro spectatione et collybo, deinde pro nescio quo cerario. Haec omnia, . . . non rerum certarum, sed furtorum improbissimorum sunt vocabula. Nam collybus esse qui potest, cum utuntur omnes uno genere nummorum? Cerarium vero—quid? quo modo hoc nomen ad rationes magistratus, quo modo ad pecuniam publicam allatum est? Nam illud genus tertium deductionis erat eius modi quasi non modo liceret sed etiam oporteret, nec solum oporteret sed plane necesse esset. Scribae nomine de tota pecunia binae quinquagesimae detrahebantur. Quis hoc tibi concessit?

とは難しいが、多分これは買上げ穀物の品質検査の手数料であろうと思われる。この検査を実際に行なったのは、買上げ穀物の購入、代金の支払い、穀物の輸送など一連の業務を管掌した請負商人 (*manceps*) (3: 175) であって、かれらは (キケロの主張によると) ウェッレースと近い関係にあったので、検査料設定の背後で糸を引いていたのは、ウェッレースに違いあるまい。次に両替料は、検査料と一括して言及されている所から察すると、やはり請負商人が関与した控除名目であろうが、一種類の貨幣のみが流通しているシキリアにおいては貨幣の両替はあり得ぬことであり、従って両替料徴収は不法行為であるとキケロは論難する。また封印料も政務官 (この場合は財務官) の決算書や公金の取扱いに当って不必要であったとキケロは指摘するが、この控除名目がどんな手続きで何者により徴収されたかは全く不明である。これら三種の名目は、なるほどキケロの力説するように、不合理かつ不法なものであったかも知れない。しかしその控除率、徴収総額などの具体的内容に関する記述が全くない点から察すると、この件でのウェッレースの非行は不問に付して差支えないと考えられる。

これに対して、書記料に関する記載は、遥かに詳細である。すなわちウェッレースは、買上げ穀物の代金支払いに際し、その金額の五十分の二を書記料として例外なく差引いたのである。そもそも書記 (*scriba*) たちは、騎士階級と平民階級の間位して「名望ある階級 (*ordo honestus*)」を構成し、政務官の公文書や裁判記録を作成・管理することによって、高額の俸給 (*merces*) を与えられていた (3: 183)。従って、キケロの言い分によると、俸給以外に書記料と称する報酬を与えられる必要は全くなかったのである。もっともかれらの俸給は、公文書や裁判記録の作成・管理という本務に与えられるのであって、穀物買上げなどの副務については書記料という特別手当が与えられて然るべきとの考え方もあるが、しかしキケロ自身は、かつて (前七五年)、この同じシキリア州の財務官を務めたとき、廉正なる書記二名を使って穀物を買上げ、支払い代金の一部を書記料その他の名目によって控除したことは決してなかった

という(3:182) としてもこの書記料が道理に合うならば、穀物の支払い代金の運送に当った驟馬追いも、代金の到着を伝えた飛脚も、代金の搬入を命じた伝達係も、それを実際に運び入れた使丁や神殿奴隷も、等しく手数料を差引くべきではないか(3:183) という。要するに先例がなく道理に合わぬという二つの理由から、キケロはこの書記料を不法ときめつけたのである。

さてウェッレースの書記たちがこの名目で横領した金額は、キケロによると一三〇万HSであった(3:184)。しかもこの金額は、買上げ穀物の代金として三年間に支払われた金額の五十分の二であった。これら二つの数値から、ウェッレースが買上げ穀物の代金として実際に諸都市に支払った金額を算出することができる。

$$1,300,000 \text{ (HS)} \times 50/2 = 32,500,000 \text{ (HS)}$$

すなわち、三、二五〇万HSである。一方、ウェッレースが買上げ穀物のために元老院から委託された金額は、三年間で三、五四〇万HSである(〔表四〕参照) から、かれが実際に支払ったのはその中の九二%、着服したのは残りの八%、すなわち二九〇万HSであることが明らかとなる。もしシキリアのすべての都市がほぼ同量の買上げ穀物を提供したと仮定すれば、代金の支払いを受けた都市は全体の九二%、すなわち六〇市であり、支払いを受けなかった都市は八%、すなわち五市である。(注5参照) (すべての都市の買上げ穀物の量が全く千差万別だったとしても、任意に九二%分を抽出すると、大体六〇市を覆う結果になるはずである。) 従ってキケロが前者について、「ケントゥウリパエ、アグリゲントゥム、その他恐らく二、三の(都市) (nonnullorum fortasse praeterea)」〔引用十八〕と述べ、

(注) 45 セーステルティウスのほか、デーナリウス(denarius) (Ⅱ四セーステルティウス) も貨幣単位として使用されていた(3:188~214)が、両者とも銀貨である故に、キケロは「一種類の貨幣を使用する」と言ったのであろうか。

後者について、「ハラエサ、テルマエ、ケパロエディウム、アメストラトウス、テュンダリス、ヘルビタ、その他多くの都市 (multarum praeterea civitatum)」「引用十四」と述べているのは、真実を伝えていないということになる。

(B) 官用穀物 (frumentum in cellam)

属州に駐在する政務官とその属僚の食糧に充てるため、現地で購入<sup>(注)46</sup>られた穀物を官用穀物と称するが、これは元老院によって買入れ価格を査定されたので、査定穀物 (frumentum aestimatum) とも呼ばれる。この官用穀物を利用してのウェッレースの非行について、キケロは次のように述べている。「元老院決議および諸法律によって、官用穀物を買入れることがかれ (ウェッレース) に許されており、その穀物を元老院は次のように——小麦一モディウスを四HS、大麦一モディウスを2HSに——査定したのに、かれは大麦の数量を小麦の全量に加え、耕作者らに対し、小麦一モディウス当り三デーナリウス (すなわち十二HS) に査定した」(引用二〇)。「かれの咎は、査定(そのもの)や三デーナリウス(の査定価格)に基づくのではなく、穀物相場と査定(価格)との関係に基づくのである」(引用二一)。「これらの文面を正確に理解するためには、官用穀物買入れの仕組みについて、以下に述べる数項の命題を承認しなければならぬ。

(1) 元老院が査定した買入れ価格は、上限価格である。——小麦一モディウス当り四HSという元老院査定価格は、当時のシキリアの小麦相場が二HSから精々三HSであった(3:189)ことを考えれば、現地の耕作者らにとって意外に有利な高値であるように見える。その理由のひとつは、スクラムツァが推測する<sup>(注)49</sup>ように、耕作者が総督の指定する引渡し地点まで自弁で穀物を運搬する義務を負ったという特殊事情にあるのかも知れない。しかしキケロは、ルーキウス・ピソ・フルーギ (L. Piso Frugi) の名を想起<sup>(注)50</sup>して、ピソが官用穀物を元老院査定価格よりも安い現地相場で購入し、その差額を国庫へ返納したことを賞揚している(3:195)。この事例によると、元老院査定価格は、総督

がその支払いを義務づけられる固定価格ではなく、その支払いを許容される上限価格であると推定される。従ってウェッレースは、官用穀物を一モディウス当り二HSないし三HSの現地相場で購入して、二HSないし一HSの差額を国庫に返納しなければならなかったのである。

(2) 元老院は政務官とその属僚の人数に応じて、現地での小麦と大麦の買入れ量をも決定した。―官用穀物の買入れ金の額は、買入れ価格と買入れ量との積として与えられる。従って、元老院は、買入れ金を国庫より支出するに当り、買入れ価格の査定と同時に、現地のローマ官僚の人員に見合うだけの買入れ量をも決定したはずである。しかもその買入れ量を小麦と大麦に分けて別々に定めたことも、「引用二〇」の記述より明らかである。しかるにウェッレースは、大麦の買入れ量をも小麦のそれへすり替えるという不法を敢えてしたのである。

(3) 総督が現地で行なった査定は、元老院の査定とは別物である。―キケロは「引用二〇」において、元老院の価

(注) 46 買上げ穀物の購入には専ら *emere* が用いられ、官用穀物の購入には主に *sumere* が用いられているので、前者の「買上げ」と區別して、後者には「買入れ」の訳語を使用する。

(注) 47 3:188. *cum ex senatus consulto et ex legibus frumentum in cellam ei sumere liceret idque frumentum senatus ita aestimasset, quaternis HS tritici modium, binis hordei, iste hordei numero ad summam tritici adiecto tritici modios singulos cum aratoribus denariis ternis aestimavit.*

(注) 48 3:189. *hoc crimen est, . . . non ex aestimatione neque ex ternis denariis pendere crimen sed ex coniunctione annonae atque aestimationis.*

(注) 49 文献目録、(A) 17. p. 268.

(注) 50 前二世紀のローマの政治家。前一四九年、護民官となり、最初の「不法利得取締法(Lex de pecuniis repetundis)」を提案した。前一三三年、執政官。ローマ史の著述『年代記(Annales)』は有名であった。(但し現存せず。)

格決定(一モディウス当り四HS)とウェッレースのそれ(一モディウス当り三デーナーリウス)とを、共に「査定する(aestimare)」という言葉で表現し、両者を区別していないが、この場合後者を仮りに総督查定と名付けて前者の元老院査定と区別しなければ、実態の正確な把握は困難である。総督查定の由来について、キケロは次のように述べている。「しばしば多くの善良・堅実・潔白な人々(総督)が、買入れるべきであった官用穀物(の価格)を、耕作者たちや諸都市に対して査定し、穀物の代わりに金銭を取り上げた」〔引用二二〕<sup>51</sup>。「この査定は、初め法務(代理)官や執政(代理)官(すなわち総督)たちの便宜のためではなく、耕作者たちや諸都市の便宜のために設けられたものである。：かれ(耕作者または都市)が穀物を売却してしまっただか、それを貯えようと望んだか、それとも命ぜられた場所へ運搬することを欲しなかったかした場合、(総督の)恩恵および好意として、かれは穀物の代わりに、その穀物の価格(だけの金銭)を納付することを許されたいと請願した」〔引用二三〕<sup>52</sup>。これによると、総督は官用穀物の提供を欲しない耕作者や諸都市に対して、それを免除する代わりに、その穀物を他都市から購入する資金(実際には差額だけ)を徴収する臨時措置を認められていた。その際、他都市から買入れる穀物の価格を決定したが、それが総督查定価格である。この総督查定価格は元老院査定価格をかなり上回ったはずである。なぜならば、他都市の官用穀物を肩代わりして負担する都市は、自己の割当量をすでに元老院査定価格で売却したあとであるから、割当量以上の負担に対しては、元老院査定価格より高い価格で代金を支払われねば、辻褄が合わない道理だからである。しかしウェッレースのように一モディウス十二HSという総督查定価格は、シキリア州一円の小麦相場が二HSないし三HS、元老院査定価格が四HSであった当時、法外な高値と見做されたことであろう。ただし、この総督查定という便法を採用した総督は従来数多くあったという〔引用二二〕の記述から分る通り、ウェッレースが査定を適用したこと自体は何ら批議すべきことではなかったのである。(〔引用二二〕参照)



(4) 耕作者または諸都市が提供した金銭は、総督查定価格から元老院査定価格を差引いた差額だけである。―〔引用二三〕によると、耕作者または諸都市が割当てられた官用穀物の代わりに「その穀物の価格だけ(の金銭)(*quantum frumentum esset*)を」納付することが述べられているが、もしこれを字義通り解釈して、総督查定価格による他都市での穀物買入れの金額を提供したと見るならば、官用穀物が本来代価を支払われる供出穀物ではなく、無償で提供する穀物租と同様のものとなり、不合理である。従ってかれらが提供したのは、自己の割当て量を元老院査定価格で買入れられるはずであった金額と、その割当て量を総督查定価格で他都市から買入れるのに必要な金額との、差額だけであったと考えねばならない。つまりウェッレスの場合には、かれらは割当て量の一モディウスにつき、四HSの元老院査定価格と十二HSの総督查定価格との差額八HSを提供したのであって、決して十二HSを提供したのではない。事実キケロは、一モディウスにつき八HSの割りで金銭を徴収された耕作者の実例を書き留めている(3:197)。〔引用二三〕におけるキケロの法廷演説には、明らかに被告の非行を一段と悪辣なものに見せかける技巧が働いている。

(5) 耕作者または諸都市が穀物代わりの金銭提供を希望したのは、総督查定価格から穀物相場を差引いた差額よりも、一モディウス当りの穀物運送費が高くついた場合である。―〔引用二三〕によると、耕作者は総督の指定した場

(注) 51 3:188. *multos saepe viros bonos et fortes et innocentes cum aratoribus et cum civitatibus frumentum in cellam quod sumi oporteret aestimasse, et pecuniam pro frumento abstulisse.*

(注) 52 3:189. *haec aestimatio nata est initio, . . . non ex praetorum aut consulum sed ex aratorum et civitatum commodo. . . . cum aut frumentum vendidisset aut servare vellet aut in eum locum quo imperabatur portare nollet, petivit in beneficii loco et gratiae ut sibi pro frumento quanti frumentum esset dare liceret.*

所まで自弁で穀物を運送する義務を負わされていたことがわかる。いまある耕作者が官用穀物の提供を命ぜられたと仮定すると、かれは「穀物運送費」(略号、PP)<sup>(注)53</sup>を支出して、「元老院査定価格による代金」(略号、AS)を受け取る。かれが官用穀物売却によって得た「収益」(略号、L)は、「元老院査定価格による代金」から「穀物輸送費」を差引いた金額として計算される。

$$L = AS - PP$$

反対に、かれが穀物代わりの金銭を提供したと仮定すると、かれは「総督查定価格による代金」(略号、AP)と「元老院査定価格による代金」との差額を支出し、手持ちの穀物の方は、(もし売るとすれば)現地の穀物相場で売却して代金を受け取ることになる。従ってかれの収益は、「穀物相場での売却費」(略号、PF)から、「総督查定価格による代金」と「元老院査定価格による代金」との差額を、差引いたものになる。

$$L' = PF - (AP - AS) \quad \therefore L' = PF - AP + AS$$

耕作者が金銭提供を希望するのは、後者の収益(L)が前者の収益(L')を凌駕する場合である。従って、数式で示せば次のようになる。

$$L' > L \quad PF - AP + AS > AS - PP \quad \therefore PP > AP - PF$$

すなわち「穀物運送費」が、「総督查定価格による代金」から「穀物相場での売却費」を差引いた差額よりも大きい場合、言い換えると、一モディウス当りの穀物運送費が、総督查定価格から穀物相場を差引いた差額よりも高い場合である。<sup>(注)54</sup>

ところで、面積狭小なシキリア島においては、最も内陸にある都市ヘンナ(Henna)からでさえ、海岸の指定場所まで穀物を運送するのに一日で足りたのである(3:192)から、<sup>(注)55</sup>運送費は些少な額で済んだものと思われる。従ってシキ

リア州の耕作者が金銭提供を望むか否かは、運送費よりも穀物相場の高低に依存したであろう。穀物相場を基準にして考えるならば、総督查定価格から一モディウス当りの運送費を差引いた金額よりも穀物相場の方が高い場合にのみ、耕作者は代替金の提供を望んだことになる。もっともキケロの申し立てによると、地域によって穀物相場の著しく異なる属州（例えばアーシアやヒスパニア）においてこそ、この総督查定という臨時措置は効果的であったが、シキリアのように穀物相場が全島同一で、耕作者が穀物提供を厭わぬ属州においては、本来無意味かつ無益な措置な

(注) 53 略号は次のような言葉の頭文字によった。

PP … pecunia portationis frumenti

AS … pretium per aestimationem senatus

L … lucrum

AP … pretium per aestimationem proconsulis (vel propraetoris)

PF … pretium frumenti locale

(注) 54 当時の穀物(小麦)相場は、大体一モディウス当り二・五HSであった。通常の総督查定価格が元老院査定価格(四HS)をやや上回るとして、五HSと仮定すると、(ウェッレースの十二HSは論外である、)

PP > 5 (HS) - 2.5 (HS). PP > 2.5 (HS)

シキリアの耕作者は、一モディウス当りの運送費が二・五HS以上の場合にのみ、穀物代わりの金銭提供を望んだことがわかる。

(注) 55 ヘンナから三方の海岸までの距離は六〇キロから八〇キロメートルであるから、「一日の中に運送する」というキケロの表現は、やや誇張である。山道のことでもあり、二日かかったと見るのが妥当であろう。

のであった(3:192)。<sup>(注) 56</sup>

さて以上において、官用穀物と査定との実態を究明したが、これによると、ウェッレースの執った措置の違法性は次の諸点にあることが明らかとなる。(a) かれは運送費も安く穀物相場の変動も少なくて、穀物提供を望んでいた耕作者らに対し、査定を適用して金銭提供を強要した。<sup>(注) 57</sup> (b) 現地の穀物(小麦)相場が一モディウス当り二HSないし三HSの時期に、かれは十二HSという法外な総督查定価格を決定して、その差額を異常に釣り上げた。(引用二二)はこの点を指摘するもの。(c) かれは元老院が決定した大麦の買入れ量をもすべて小麦のそれにすり替えて、徴収する代替金の加増を図った。

このほか、ウェッレースは官用穀物を提供した諸都市に対して、国庫から付託された買入れ金を支払わずに着服した廉で、キケロにより糾弾されている(3:197)。ところで、ウェッレースがこの賦課目によって得た金銭の不法取得額は、どの位であったろうか。元老院の決定した穀物買入れ量が明記されていないため、それを数量的に突きとめることは不可能だが、シキリア現地のローマ官僚の人員は(戦時でもなければ)知れたものであるから、官用穀物の買入れ量も、それによる不法取得額も、さほど多くはなかったと推断してよからう。

#### 。結語

以上煩を顧みず、ウェッレースの三年間に及ぶ苛斂誅求の実態を、できる限り具体的数値を基にして検証してきたが、もとより二千年前のローマ人の書いた告発記録に、科学的実証性や統計的厳密さを求めるのは、無理な相談というものである。当時の裁判における告発人ないし弁護人は、事の理非曲直の闡明を一応尊重はしたが、それよりも、陪審の主観的情感に訴えて勝訴を挽ぎ取る方が主要関心事だったのであって、当代随一の教養人キケロでさえその完全な例外ではあり得なかった。膨大な『ウェッレース弾劾演説』の中で、「第二訴訟」第三卷のみは総督の租税管理面

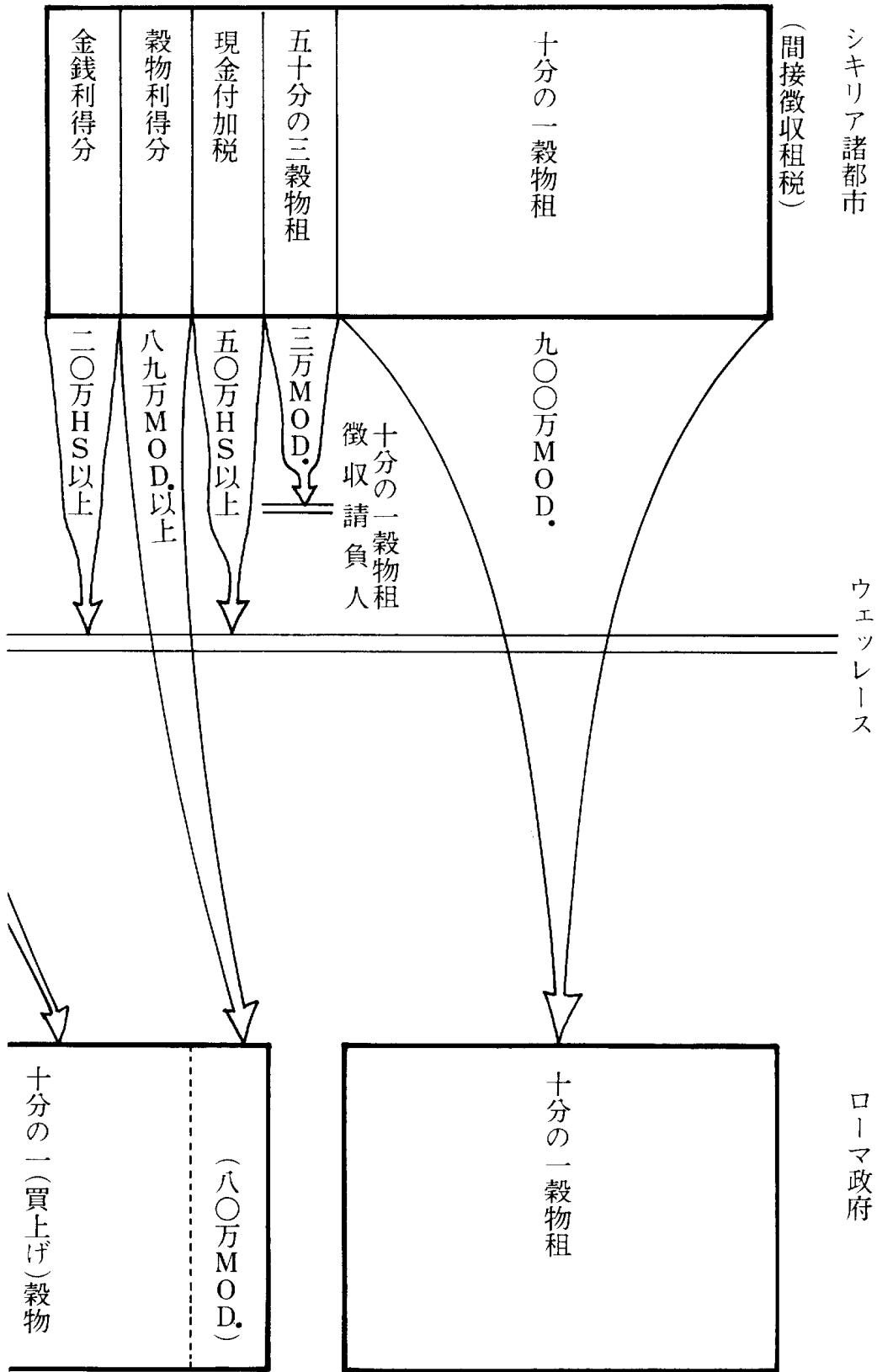
での非行を比較的手際よく纏めているが、(そのお蔭で、本節が扱った程度の事実の究明が可能だったのであるが、) 他の巻は、極言すればウェッレースの具体的非行の纏まりない羅列である。著者キケロは、記録全体を論理的に整理して陪審の理性的思考に訴えようという姿勢を見せていないし、まして後世の研究者に都合のよい体裁をとろうなどとは夢にも思わない。という訳でいささか頼りない第一次史料ではあるが、本節で検討した成果を一覧表にして示せば、ウェッレースの誅求の実態が幾分なりとも把握し易くなると思われる。(次頁の「表五」を参照)

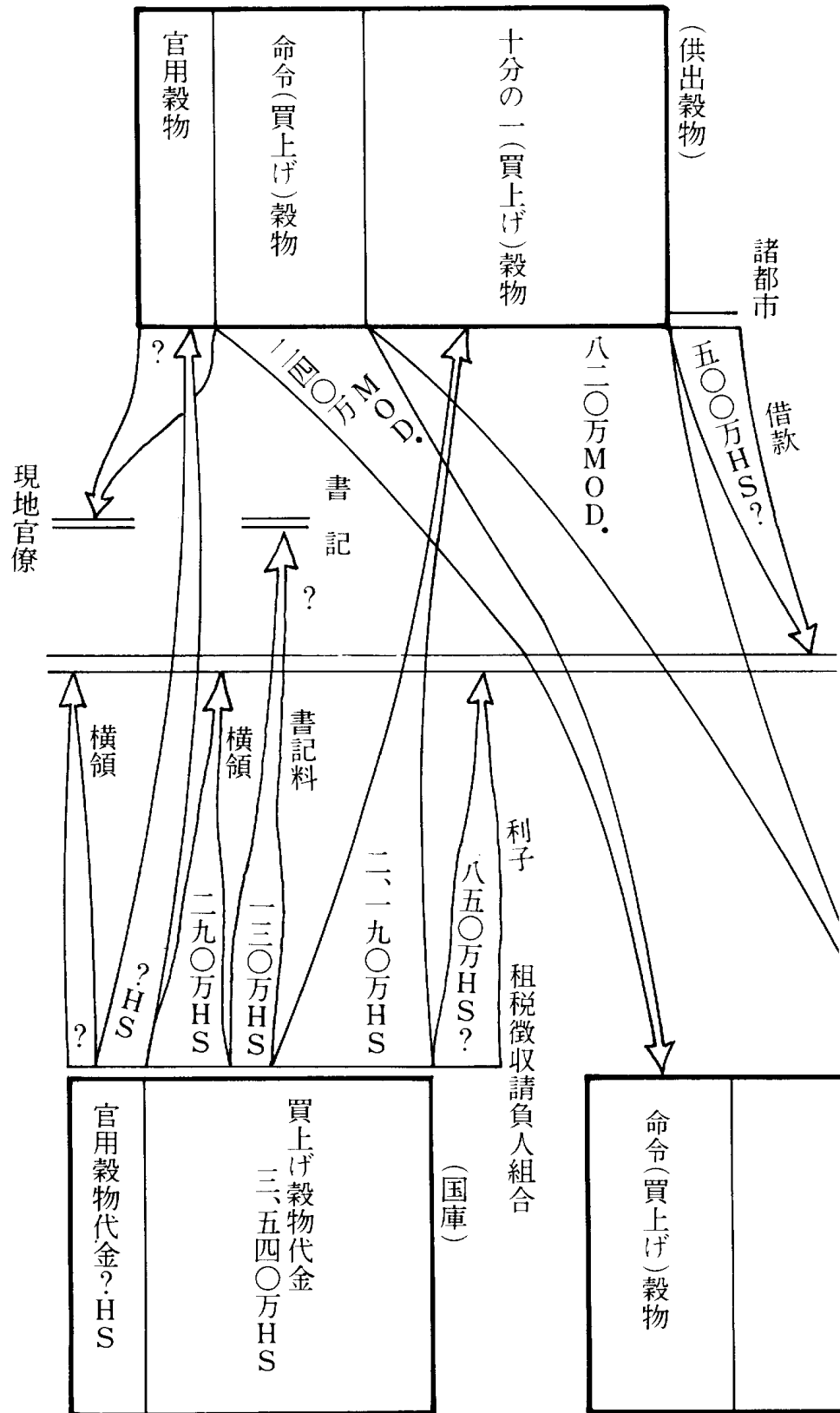
この一覧表を瞥見して直ちに読み取れることは、次の三点である。(1) ウェッレースは徴収した穀物租および買上げ穀物を、忠実に首都ローマへ送付していること。——ウェッレースの政治的功績として、かれがスパルタクスの反乱中、ローマ市民の食糧を確保したという仮説を、土井氏は立てている(第一節参照)が、この仮説はこれで統計的に実証されたことになる。(2) ウェッレースの横領したものが最終的には金銭であって穀物ではないこと。——ウェッレースは非行の途中の過程でしばしば穀物を強奪したが、とどのつまりはそれを金銭に換えており、任終えて

(注) 56 序論においてタキトウスの『アグリコラ伝』十九、の一部を引用したが、そこに記された表現「ローマ人が私腹を肥やすために考え出していた手段で、現地人には課税そのものよりもいっそう堪え難い負担であったもの」の一つが、正しくこれに当たる。「総督の名でもって指定されるのは、いつも回り道と遙かに遠い地域であった。そのため、たとえずぐ近くにローマの常設陣営があっても、道のない遠隔の地の陣営へ、供出穀物を行かねばならなかった。」その結果、現地人は労役を避けて金銭提供を望んだのであって、ウェッレースの後一世紀半経っても、なお辺境属州ではこのような不法行為が横行していたと知れる。

(注) 57 エンテッラ(Entella)の市民たちは、ウェッレースの査定に従うくらいなら、官用穀物を無償で提供する方がましだと  
言っている。(3: 200)。

〔表五〕





ローマに帰るとき運び易い形にしたことがわかる。ローマに持ち帰られた貨幣は、出世のための選挙資金と、自己の非行を裁く法廷の審判人の買収費に当てられる予定であったろう。正しく当時のローマ政界の構造が、属州総督の苛斂誅求を必然的に誘発していたのである。(3) 誅求を通してかれの得た利得は、横領全体の凡そ半分にしか達しなかったこと——かれの横領した金銭の額は、確実に分っているものが約三六〇万HS(現金付加税、金銭利得分、それに買上げ穀物代金の横領)、ほぼ確実と推定されるものが約一、三五〇万HS(租税徴収請負人組合からの利子と、諸都市からの穀物購入のための借款の横領)、合計一、七〇〇万HS以上となる。これに官用穀物代金の横領、検査料・両替料・封印料など得体の知れない控除分を加えると、二千万HSに近い額になったであろうと想像される。しかしこれでもなお、かれが三年間にシキリア住民から捲き上げた横領額四千万HSの半分にも満たない。要するにかれの苛斂誅求による横領額は、その外見の凄まじさに比して割合に少なく、かれの非行の半ば以上は、住民の財産没収や重要美術品の掠奪などにあったと思われる。これらの非行は「第二訴訟」の第二巻・第四巻が取り上げられているので、本稿は節を改めてこの問題を論及するつもりである。

(続く)